

平成18年度

**障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究
報告書**

平成19年3月

財団法人 こども未来財団

今回の「障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究」では、7種別の障害児入所施設、5種別の障害児通園施設、3種別の児童福祉施設に加え、関連施設として幼稚園・児童館、児童相談所を対象に調査を実施した。調査結果をふまえ、検討委員会として以下の提言をまとめた。

提　　言

- 1) 本調査によって、入所施設と通園施設・事業では対象及び業務内容に相違が見られた。また同じ施設種別でも、多様な障害を持つ子どもが利用していることが明らかになった。障害別・程度別のサービス体系にどらわれ過ぎることなく、各施設の特色と施設間の共通性を踏まえ、一人ひとりの子どもについて、地域での“生きにくさ”を解消・軽減するため、子どもの育ち・学び・暮らしを全方位的に支援するサービスの仕組みを構築すべきである。
- 2) PT・OT・ST・心理士・社会福祉士など、保育士・児童指導員以外の職種が配置されている施設はまだ少ないことが明らかになった。子どもは多面的に捉えられるべき存在であり、障害に対応した多角的な支援を適時、適切、かつ一元的に提供することが望ましい。このような視点の下、発達支援のための資源として保育士・児童指導員以外の多彩な職種を位置づけ、地域内に配置すべきである。
- 3) 通園施設を利用している子どもの多くが、保育所・幼稚園にも通っていることがわかった。ノーマライゼーションの理念を踏まえた発達支援サービスを、地域内に階層的に(家庭・保育所・幼稚園・児童デイサービス・通園・医療系機関)位置づけることによって、障害の有無にかかわらず、地域で暮らすことができるよう支援すべきである。
- 4) 本調査のタイムスタディでは、日常的な個別または集団で行われる直接療育サービスだけではなく、施設職員が間接的なサービスにも時間を割いている実態を把握することができた。相談・アセスメント・関係機関との連絡調整・家族支援・地域啓発・ケアマネジメント・内部調整などは、直接療育サービスを円滑に進めるうえで欠かすことのできない業務である。したがって、こうした間接的なサービスを、必要不可欠な発達支援サービスとして位置づけるべきである。
- 5) 本調査のタイムスタディでは、職種を超えた多岐にわたる業務を提供している職員の実態を把握することができた。多様なサービスを適切に提供するためには、職員に高いスキルが求められており、資質の向上・管理のために研修や資格認定などを位置づけるべきである。
- 6) 本調査のタイムスタディでは障害児が利用する施設で残業が常態化していることが明らかになった。この結果を踏まえ、障害児が利用する施設での根本的な人員配置の見直しを行うべきである。その基準は実態に近い直接処遇レベルでの2:1が妥当である。

平成19年3月
障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究 検討委員会

目 次

第1章 調査の目的	1
第2章 調査の内容と方法	1
(1) 障害児が利用する施設に対するアンケート調査	1
(2) 障害児が利用する施設のサービス内容タイムスタディ	3
(3) 調査検討委員会における検討	4
第3章 調査の結果	5
第1節 障害児が利用する施設に対するアンケート調査	5
1. 障害児入所施設・通園施設・関連児童福祉施設	6
(1) 施設の設置・運営主体と併設施設	6
(2) 施設の開所日・開所時間帯	10
(3) 施設の職員配置体制	16
(4) 施設の利用状況	21
(5) 利用者の状況	25
(6) 日常生活や併用サービス	42
2. 幼稚園・児童館	47
(1) 施設の設置・運営主体	47
(2) 施設の開所日・開所時間帯	48
(3) 施設の職員配置体制	50
(4) 施設の利用状況	52
(5) 施設利用者の状況	54
(6) 他機関との連携状況	54
3. 児童相談所	56
(1) 施設の職員配置体制	56
(2) 相談への対応状況	57
(3) 年齢別相談状況	58
第2節 障害児が利用する施設のサービス内容タイムスタディ	60
(1) 回答者の内訳	61
(2) 業務内容別構成比	62
(3) 一勤務日あたりの労働時間	69
(参考1) 施設種類別 入所/通園別業務内容比較(大項目)	71
(参考2) 児童指導員の勤務パターン例	76
第4章 調査結果に対する考察	78
1. 障害児が利用する施設に対するアンケート調査について	78
(1) 障害児入所施設・通園施設・関連児童福祉施設	78
(2) 幼稚園・児童館	80
(3) 児童相談所	80
2. 障害児が利用する施設のサービス内容タイムスタディについて	81
資料:アンケート調査票	82
資料:タイムスタディ調査票	95

第1章 調査の目的

障害者自立支援法の施行によって、障害者サービスにおいては平成18年から新事業体系が導入された。今後は、障害児が利用するサービスについて検討していくこととなるが、実態に基づく議論をするためには、障害児のサービスを体系的に把握したデータが必要となっている。このため、障害児が利用する全国の入所施設、通所施設やサービス等の実態を把握することを目的として調査を実施する。

第2章 調査の内容と方法

(1) 障害児が利用する施設に対するアンケート調査

① 調査対象

- | | | |
|---------------|------|-----------------|
| a) 障害児入所施設 | 悉皆調査 | (到着件数 466 カ所) |
| b) その他の児童福祉施設 | 悉皆調査 | (到着件数 635 カ所) |
| c) 障害児通所系施設 | 悉皆調査 | (到着件数 1,715 カ所) |

施設種別		対象 施設数 ¹	抽出率	発送数	到着数 ²
障害児 入所施設	知的障害児施設	258	100%	258	258
	自閉症児施設	7	100%	7	7
	盲児施設	11	100%	11	10
	ろうあ児施設	14	100%	14	14
	肢体不自由児施設	63	100%	63	63
	肢体不自由児療護施設	6	100%	6	6
	重症心身障害児施設	108	100%	108	108
その他の 児童福祉 施設	児童養護施設	556	100%	556	552
	情緒障害児短期治療施設	25	100%	25	25
	児童自立支援施設	58	100%	58	58
障害児 通所系 施設	肢体不自由児通園施設	98	100%	98	98
	知的障害児通園施設	252	100%	252	249
	難聴幼児通園施設	25	100%	25	25
	児童デイサービス	1,129	100%	1,129	1,101
	重症心身障害児通園事業実施先	243	100%	243	242

¹ 厚生労働省から提供を受けたリストの掲載施設数

² 発送数から宛先不明で返送されたもの等を引いた数

d) その他・関連機関

児童館	抽出率 10%	(到着件数 283 カ所)
幼稚園	抽出率 5%	(到着件数 691 カ所)
児童相談所	悉皆調査	(到着件数 215 カ所)

施設種別	対象 施設数	抽出率	発送数	到着数
児童館	2,881	10%	288	283
幼稚園 ³	13,835	5%	692	691
児童相談所	215	100%	215	215

② 調査内容

「障害児施設等調査票」「幼稚園・児童館調査票」「児童相談所調査票」の 3 種類の調査票を用いて調査を行った。

【障害児施設等調査票】

- a) 施設属性 設置主体・経営主体、併設施設、など
- b) サービス提供 開所日・開所時間帯、休暇、送迎、職員数など
- c) 利用状況 定員、稼働率(延べ利用日数)、新規入所者数と退所者数 など
- d) 利用者属性 年齢、障害種類、利用期間、障害等級、手帳保持 など

【幼稚園・児童館調査票】

- a) 施設属性 設置主体・経営主体、併設施設、など
- b) サービス提供 開所日・開所時間帯、職員数、障害児対応体制など
- c) 利用状況 定員(幼稚園)、利用者数、放課後児童クラブの実施状況(児童館)
- d) 障害児の状況 障害児の有無、障害の種類・程度、他施設との連携

【児童相談所調査票】

- a) 職員体制
- b) 年齢別・相談内容(障害種類)別 相談件数
- c) 相談内容(障害種類)別・対応状況

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収

④ 調査期間

- a) 障害児施設等 2007 年 1 月 18 日(木)～1 月 31 日(水)【回収期限】
 - b) 幼稚園・児童館 2007 年 2 月 2 日(金)～2 月 15 日(木)【回収期限】
 - c) 児童相談所 2007 年 2 月 6 日(火)～2 月 19 日(月)【回収期限】
- 延着分が多かったため、3 月 13 日(火)到着分まで集計対象とした。

³ 全国学校総覧 2007 年版より

⑤ 有効回収数・回収率

a) 障害児施設等	1,756 件	有効回収率 62.4%
b) 幼稚園・児童館	487 件	有効回収率 50.0%
c) 児童相談所	164 件	有効回収率 76.3%

(2) 障害児が利用する施設のサービス内容タイムスタディ

① 調査対象施設

障害児入所施設、通園施設

② 調査対象職種・調査対象期間

各施設につき、児童指導員 2 名・保育士 2 名・看護師等 2 名・療法士 1 名・主任 1 名
計 8 人分、職員 1 人につき 7 日分を 30 分刻みで調査した。

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収、自記式

④ 調査内容

業務内容を、入所・通園者に関連する業務(相談支援・ケアマネジメント、日常生活支援、治療・健康管理、訓練・リハビリ・保育、その他業務)、入所・通園者以外に関連する業務など、約 40 の業務コードに分類し、あてはまるコードを回答者本人に記入していただいた。

⑤ 調査期間

2007 年 2 月 13 日(火)～3 月 19 日(月)

⑥ 調査対象施設数・有効回収数

	対象数	回収数
a) 知的障害児施設	5	5
b) 自閉症児施設	2	2
c) 盲児施設	1	1
d) ろうあ児施設	1	1
e) 肢体不自由児施設	3	3
f) 肢体不自由児療護施設	1	0
g) 重症心身障害児施設	5	5
h) 肢体不自由児通園施設	3	3
i) 知的障害児通園施設	3	3
j) 難聴幼児通園施設	2	2
k) 児童デイサービス	10	10
l) 重症心身障害児通園事業実施先	3	3
合計	39 施設	38 施設

職種別回収数

合計(人分)	児童指導員	保育士	看護師等	療法士	主任	その他
229	61	63	37	31	35	2

(3) 調査研究検討委員会における検討

(1)(2)の調査の設計・実施に際し、調査研究検討委員会を設置して検討を行った。
検討委員会 委員は以下のとおりである。

今村 鎮夫	横浜訓盲院施設長
江草 安彦	日本重症児福祉協会理事長
○ 加藤 正仁	知的障害者福祉協会発達支援部会長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会长
近藤 直子	全国発達支援通園事業連絡協議会会长
徳光 裕子	全国盲ろう難聴児施設協議会会长
藤原 敦美	帯広児童養育センター所長
宮田 広善	全国肢体不自由児通園施設連絡協議会会长

○ 検討委員会 委員長

なお、本調査の実施は株式会社 日本総合研究所に委託した。

第3章 調査の結果

第1節 障害児が利用する施設に対するアンケート調査

障害児入所施設については、約6割～約7割の有効回収率で回答を得ることができた。入所施設の中で回答数が多かった施設は知的障害児施設であるが、施設数の多さを反映している。分類上は障害児施設にはあたらない児童養護施設等・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設については、有効回収率が5～7割程度であった。ただし児童養護施設については「障害児はない」という注記のもと白紙で返送された回答が29件あった。障害児通園施設は回収率が6～8割であった。児童デイサービスは回収率は56.8%であったものの、全国の施設数が突出しているため、回答件数は多くなっている。

図表1 施設種類別回収率

	施設種別	到着数	有効回収数	有効回収率
障害児 入所施設 到着466 回収360 (77.3%)	知的障害児施設	258	199	77.1%
	自閉症児施設	7	5	71.4%
	盲児施設	10	7	70.0%
	ろうあ児施設	14	11	78.6%
	肢体不自由児施設	63	48	76.2%
	肢体不自由児療護施設	6	4	66.7%
その他の児童 福祉施設 到着635 回収342 (53.9%)	重症心身障害児施設	108	86	79.6%
	児童養護施設	552	288	52.2%
	情緒障害児短期治療施設	25	14	56.0%
障害児 通園施設 到着1715 回収1054 (61.5%)	児童自立支援施設	58	40	69.0%
	肢体不自由児通園施設	98	83	84.7%
	知的障害児通園施設	249	190	76.3%
	難聴幼児通園施設	25	18	72.0%
	児童デイサービス	1,101	625	56.8%
重症心身障害児通園事業実施先		242	138	57.0%
合計		2,816	1,756	62.4%

1. 障害児入所施設・通園施設・関連児童福祉施設

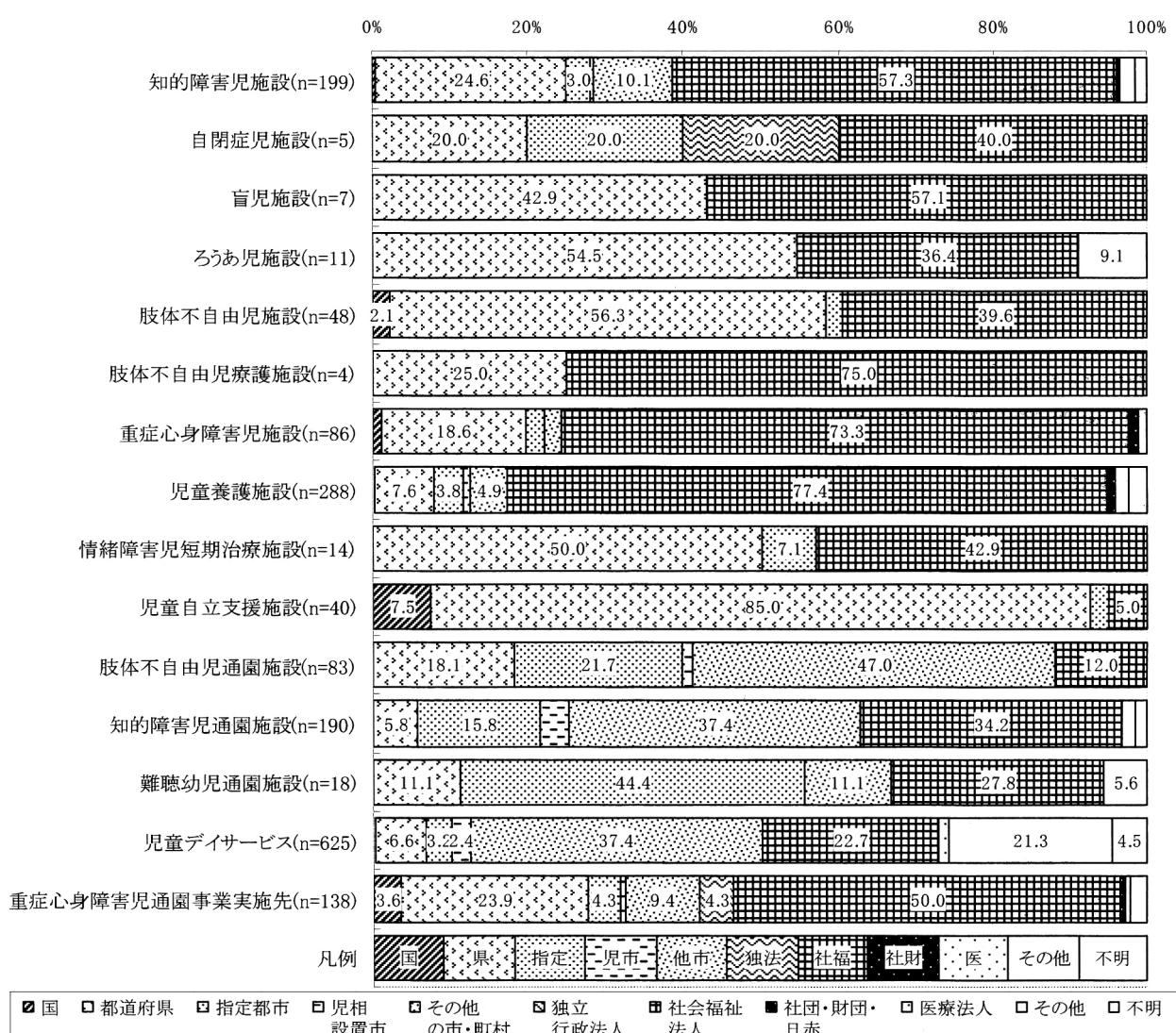
(1) 施設の設置・運営主体と併設施設

① 設置主体

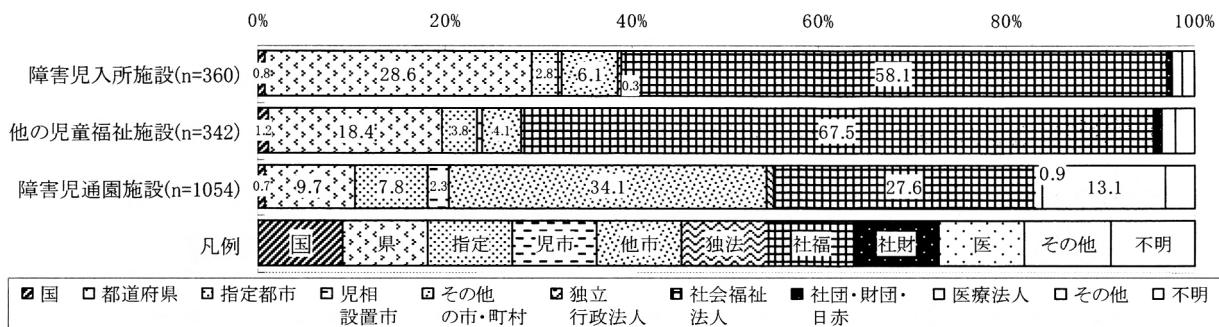
障害児が利用する施設の設置主体について、障害児入所施設、他の児童福祉施設、障害児通園施設といった施設種類群別にみると、障害児入所施設と他の児童福祉施設においては「社会福祉法人」による設置がそれぞれ約6割(障害児入所施設 58.1%、他の児童福祉施設 67.5%)を占めているが、通園施設では「その他の市・区町村」と「社会福祉法人」による設置が多く、それぞれ約3割を占めている(市区町村 34.1%、社会福祉法人 27.6%)。[図表3]

障害児入所施設のうち、「社会福祉法人」による設置が多いのは、重症心身障害児施設(73.3%)、知的障害児施設(57.3%)の順となっている。他の児童福祉施設のうち、「社会福祉法人」による設置が際立って多いのは児童養護施設である(77.4%)。通園施設のうち、社会福祉法人による設置が多いのは、重症心身障害児通園事業実施先(50.0%)、知的障害児通園施設(34.2%)の順となっている。[図表2]

図表2 施設の設置主体



図表 3 施設種類群別の設置主体

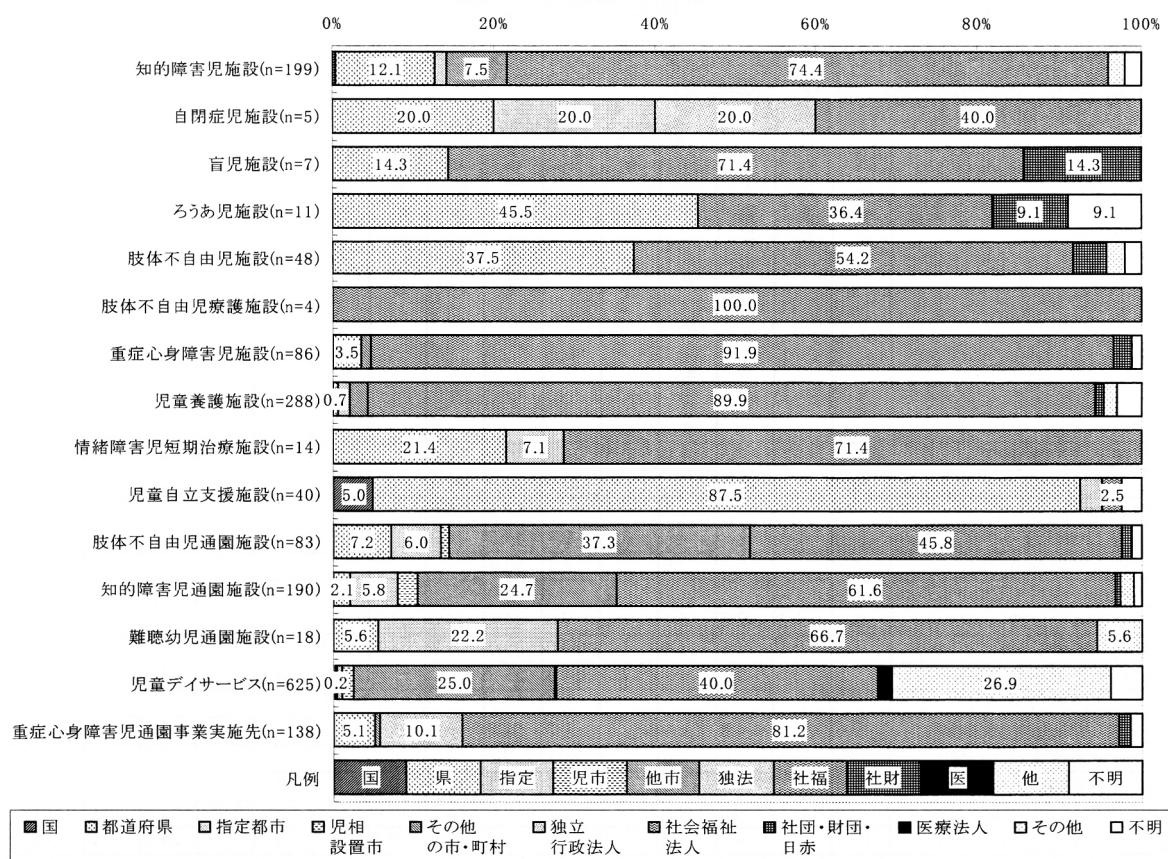


② 運営主体

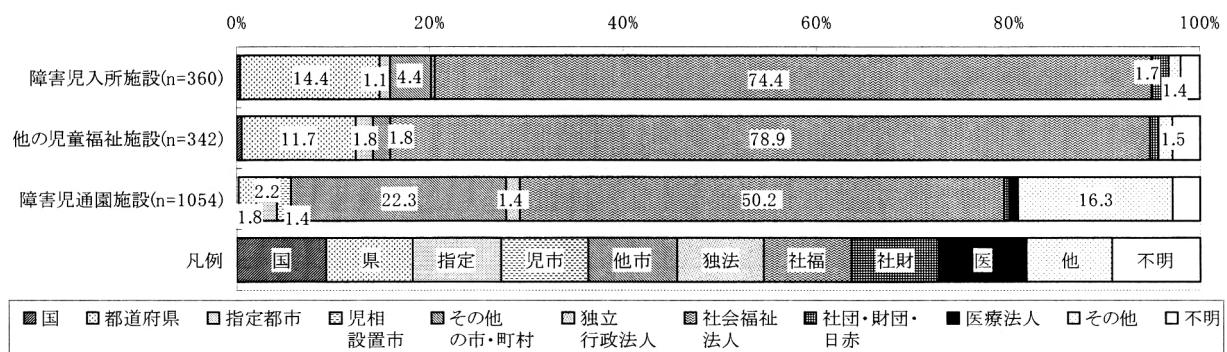
障害児が利用する施設の運営主体について施設種類群別にみると、設置主体ほどの違いは見られず、いずれの施設種類群も「社会福祉法人」による運営が多くなっている。特に障害児入所施設においては、設置主体でみると社会福祉法人立の施設の割合が 58.1%であったものが、運営主体でみると 74.4%と 16.3 ポイント増加している。ただし、障害児入所施設と他の児童福祉施設においては社会福祉法人による運営が 7 割を超えており、通園施設では市町村(22.3%)による運営も多くなっている。[図表 5]

運営主体について個別の施設種類毎にみると、肢体不自由児療護施設(100.0%)、重症心身障害児施設(91.9%)、児童養護施設(89.9%)、重症心身障害児通園事業実施先(81.2%)では社会福祉法人による運営施設が 8 割を超えている。[図表 4]

図表 4 施設の運営主体



図表 5 施設種類群別の運営主体



③ 併設施設

障害児が利用する施設の併設施設について施設種類群別にみると、障害児入所施設では「知的障害者援護施設」(32.2%)、「児童福祉施設」(27.5%)などの併設が多い。他の児童福祉施設では「児童福祉施設」(29.5%)の併設が突出して多い。通園施設では「障害福祉サービス」(23.7%)や「児童福祉施設」(19.9%)などの併設が多い。施設種類群の別にかかわらず、「児童福祉施設」の併設が多いことが分かる。[図表 7]

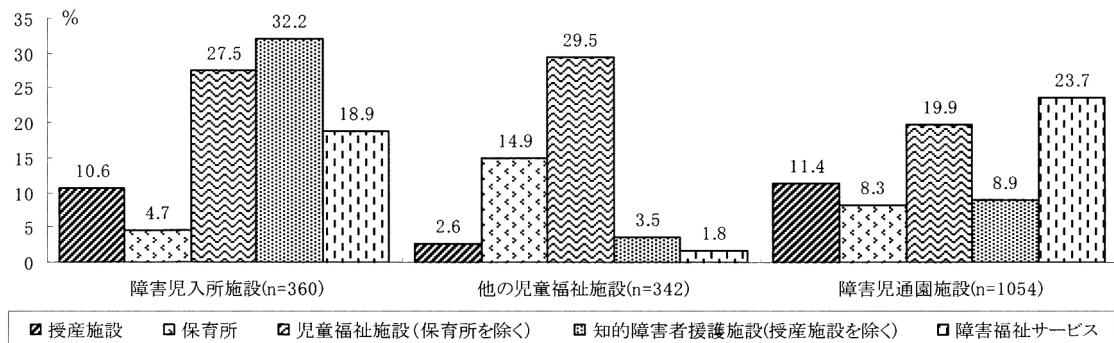
障害児が利用する施設の併設施設について個々の施設種類別にみると、「児童福祉施設」の併設が最も多い施設としては、難聴幼児通園施設(72.2%)、肢体不自由児施設(60.4%)、盲児施設(57.1%)などがある。障害児入所施設で「知的障害者援護施設」の併設が多い施設としては、知的障害児施設(49.2%)、自閉症児施設(40.0%)などがある。通園施設で「障害福祉サービス」の併設が多い施設としては、重症心身障害児通園事業実施先(25.4%)、児童デイサービス(25.1%)などがある。[図表 6] 一方、併設施設のない場合が多い施設としては、児童自立支援施設(67.5%)が突出している。[図表 8]

図表 6 併設施設 (%)

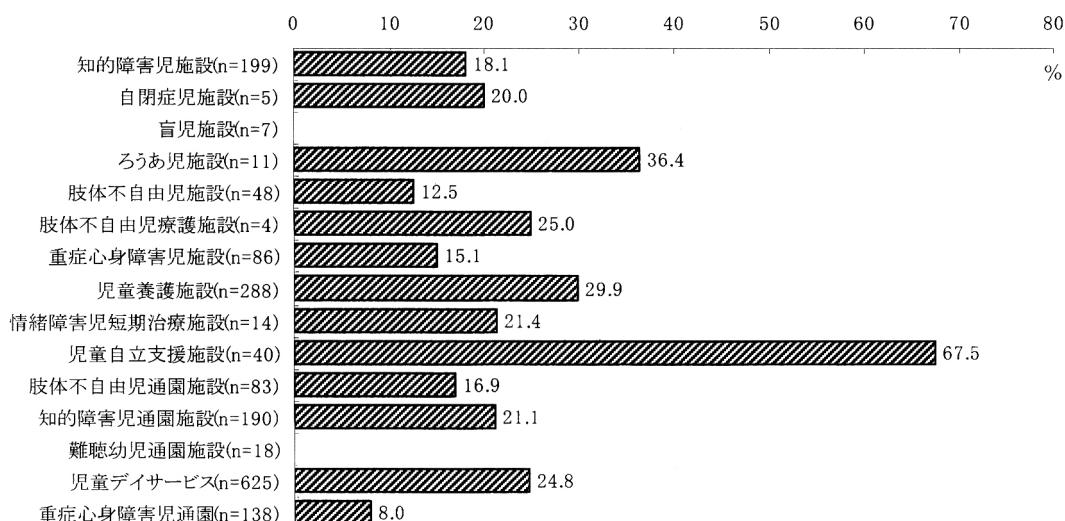
	授産施設	保護施設*	老人福祉施設	身体障害者更生援護施設*	婦人保護施設	保育所	児童福祉施設**	知的障害者援護施設*	母子福祉施設	精神障害者社会復帰施設等*	その他の社会福祉施設	介護老人保健施設	病院	診療所**	障害福祉サービス	併設施設はない	不明
知的障害児施設(n=199)	13.1	0.5	7.5	1.0	0.5	4.0	10.6	49.2		0.5	10.1	2.0	1.5	0.5	17.1	18.1	14.1
自閉症児施設(n=5)	20.0		20.0			20.0	20.0	40.0					40.0		40.0	20.0	
盲児施設(n=7)							57.1	28.6							14.3		28.6
ろうあ児施設(n=11)						9.1	45.5	18.2			9.1	9.1		9.1		36.4	9.1
肢体不自由児施設(n=48)	8.3		6.3	25.0		2.1	60.4			8.3		45.8			22.9	12.5	4.2
肢体不自由児療護施設(n=4)							25.0								25.0	25.0	25.0
重症心身障害児施設(n=86)	8.1	1.2	12.8	15.1	1.2	7.0	44.2	14.0	1.2	3.5	18.6	4.7	27.9	2.3	22.1	15.1	7.0
児童養護施設(n=288)	3.1	0.3	11.8	1.4		17.0	33.0	4.2	3.5	1.0	3.1	1.4	0.7	1.0	2.1	29.9	19.8
情緒障害児短期治療施設(n=14)			7.1			14.3	35.7				14.3		14.3	14.3		21.4	21.4
児童自立支援施設(n=40)							2.5								2.5		67.5
肢体不自由児通園施設(n=83)	9.6		4.8	6.0		1.2	51.8	6.0		14.5			7.2	16.9	13.3	16.9	16.9
知的障害児通園施設(n=190)	13.7	0.5	8.9	2.6		11.1	27.4	13.2	0.5	0.5	12.6	1.1	3.2	8.9	23.2	21.1	17.4
難聴幼児通園施設(n=18)	27.8			11.1		11.1	72.2	16.7			11.1		16.7	44.4	16.7		16.7
児童デイサービス(n=625)	9.1	0.2	6.9	0.6		9.6	8.8	6.2	1.0	0.8	6.4	1.8	1.6	2.9	25.1	24.8	21.1
重症心身障害児通園(n=138)	17.4		9.4	7.2	0.7	2.9	34.1	15.9	0.7	2.9	18.1	4.3	24.6	5.8	25.4	8.0	6.5

* 授産施設を除く **保育所を除く ***施設内診療所を除く

図表 7 施設種類群別併設施設(%) 病院・診療所以外で併設している割合が高い上位5施設種別のみ掲載

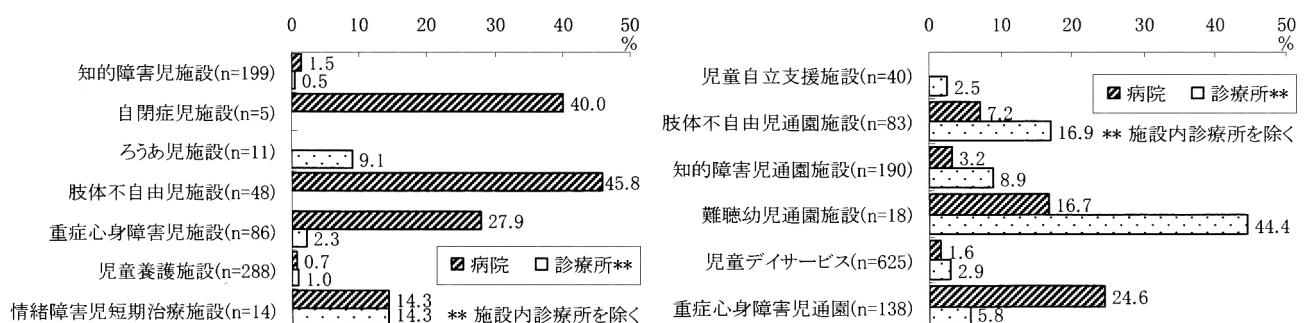


図表 8 併設施設のない施設の割合



このほか、障害児が利用する施設に対する病院・診療所の併設状況をみると、「病院」の併設が多い施設としては、肢体不自由児施設(45.8%)、自閉症児施設(40.0%)、重症心身障害児施設(27.9%)などがある。ただし、肢体不自由児施設や重症心身障害児施設等は医療機関そのもの、あるいは医療機関内にある施設であるため、「併設施設」についての捉え方が施設により異なる可能性もあることに留意が必要である。肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、および第一種自閉症児施設(医療型の自閉症児施設)はすべて病院でもある。「診療所」の併設が多い施設としては、難聴幼児通園施設(44.4%)、肢体不自由児通園施設(16.9%)などがある。

図表 9 病院・診療所の併設状況 ※ 病院・診療所ともない施設は掲載省略



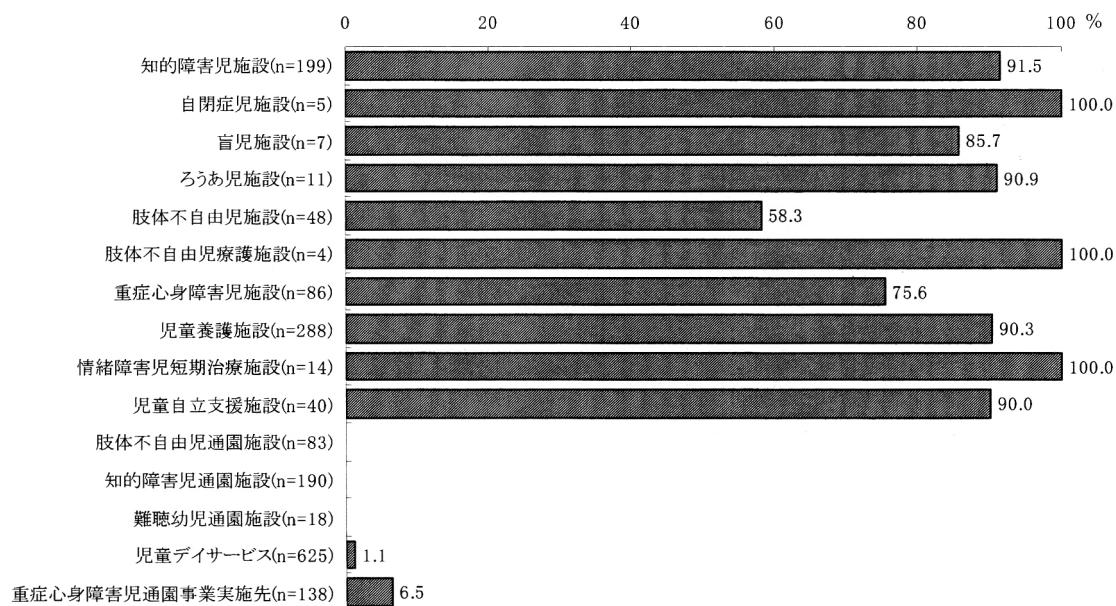
(2) 施設の開所日・開所時間帯

① 休業日

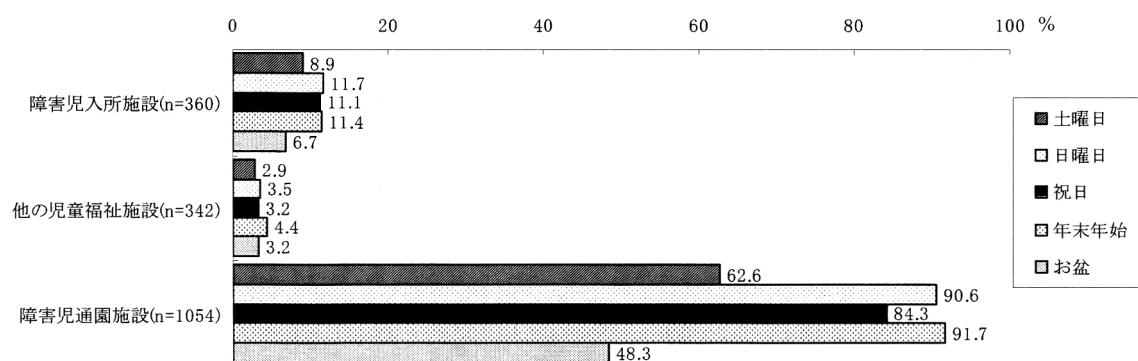
障害児が利用する施設の休業日は、入所施設や他の児童福祉施設では「無休」が多数を占める。入所施設では外泊はあっても全員が外泊することはまずないため、休日があると回答している施設の中には誤回答が混在している可能性がある。

通園施設では無休であることを義務付けられているわけではないことから、「日曜日」(90.6%)、「祝日」(84.3%)、「年末年始」(91.7%)などに休みをとる施設が多くなっている。[図表 11] 中でも、肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設では、「日曜日」、「祝日」、「年末年始」が休みという施設の割合が9割を超えていている。[図表 13]

図表 10 施設種類別 無休の施設の割合



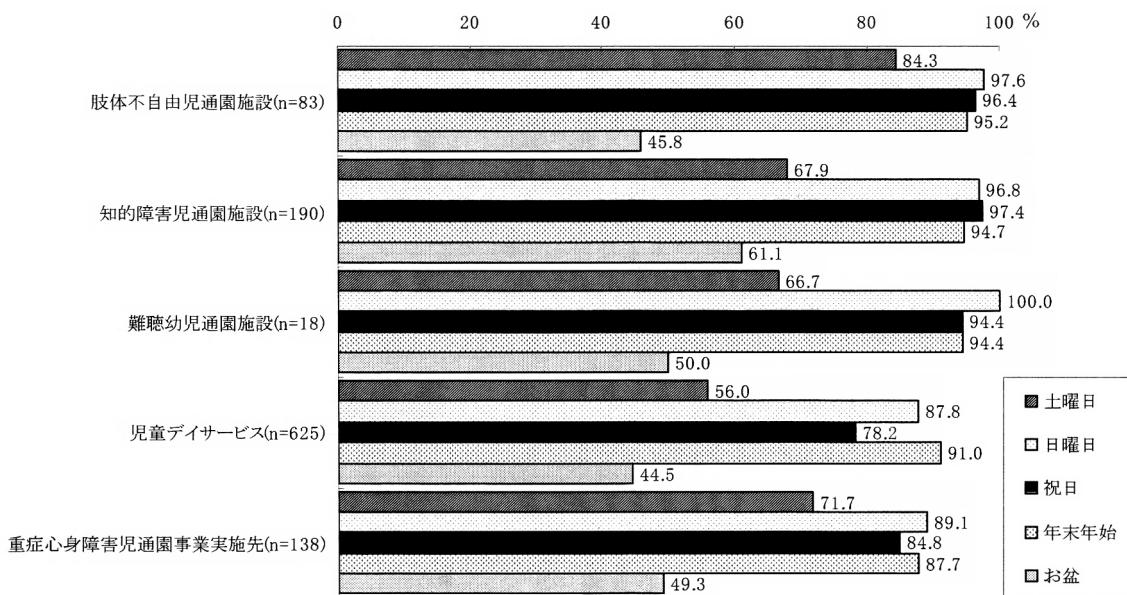
図表 11 施設種類群別 施設の休業日



図表 12 施設の休業日

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	祝日	年末年始	お盆	無休	不明
知的障害児施設(n=199)						4.5	5.5	5.0	6.5	5.5	91.5	1.0
自閉症児施設(n=5)											100.0	
盲児施設(n=7)											85.7	14.3
ろうあ児施設(n=11)	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1	9.1			90.9	
肢体不自由児施設(n=48)						25.0	33.3	33.3	33.3	14.6	58.3	2.1
肢体不自由児療護施設(n=4)											100.0	
重症心身障害児施設(n=86)						11.6	16.3	15.1	14.0	7.0	75.6	5.8
児童養護施設(n=288)	1.7	1.0	1.4	1.4	1.4	3.1	3.8	3.5	4.9	3.8	90.3	3.1
情緒障害児短期治療施設(n=14)											100.0	
児童自立支援施設(n=40)						2.5	2.5	2.5	2.5		90.0	5.0
肢体不自由児通園施設(n=83)	2.4	1.2	2.4	1.2	1.2	84.3	97.6	96.4	95.2	45.8		
知的障害児通園施設(n=190)	1.1					67.9	96.8	97.4	94.7	61.1		
難聴幼児通園施設(n=18)						66.7	100.0	94.4	94.4	50.0		
児童デイサービス(n=625)	6.1	4.8	3.5	3.4	3.4	56.0	87.8	78.2	91.0	44.5	1.1	0.5
重症心身障害児通園事業実施先(n=138)	3.6	2.2	3.6	2.2	1.4	71.7	89.1	84.8	87.7	49.3	6.5	

図表 13 施設種類別 通園施設における施設の休業日

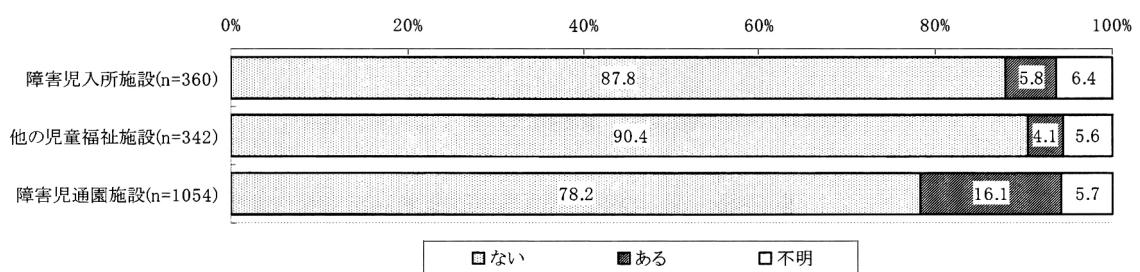


② 長期休暇

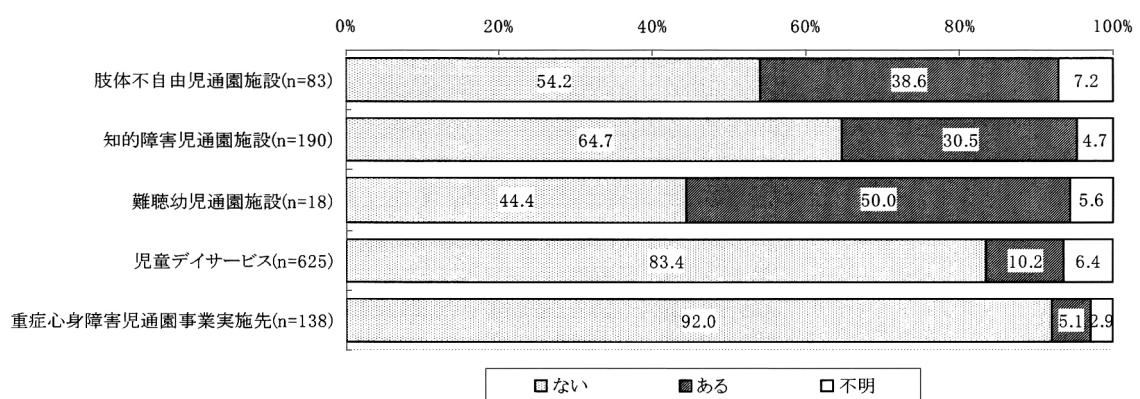
施設の長期休暇の有無について施設種類群別にみると、長期休暇が「ない」としている施設は障害児入所施設の87.8%、他の児童福祉施設の90.4%であるが、通園施設では78.2%となっている。通園施設では長期休暇が「ある」施設が16.1%である。長期休暇が「ある」割合が高いのは、難聴幼児通園施設(50.0%)、肢体不自由児通園施設(38.6%)、知的障害児通園施設(30.5%)である。しかし、同じ通園施設でも、児童デイサービスでは10.2%、重症心身障害児通園事業実施先では5.1%と長期休暇が「ある」施設は比較的少ない。

施設の長期休暇の有無について公営・民営別にみると、公営施設では長期休暇が「ある」施設の割合が20.6%と高くなっている。

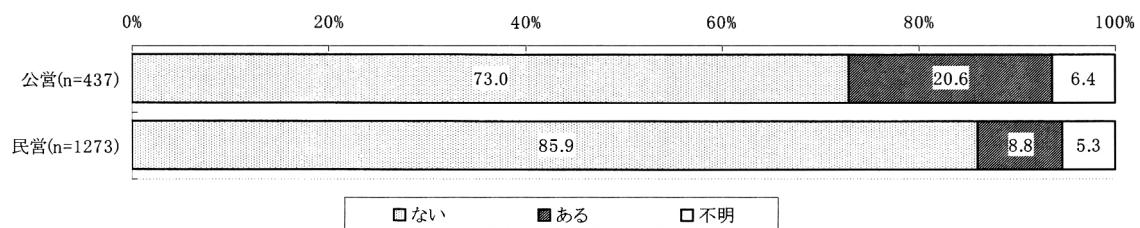
図表 14 施設種類群別 長期休暇の有無



図表 15 施設種類別 通園施設における長期休暇の有無



図表 16 公営・民営別 長期休暇の有無



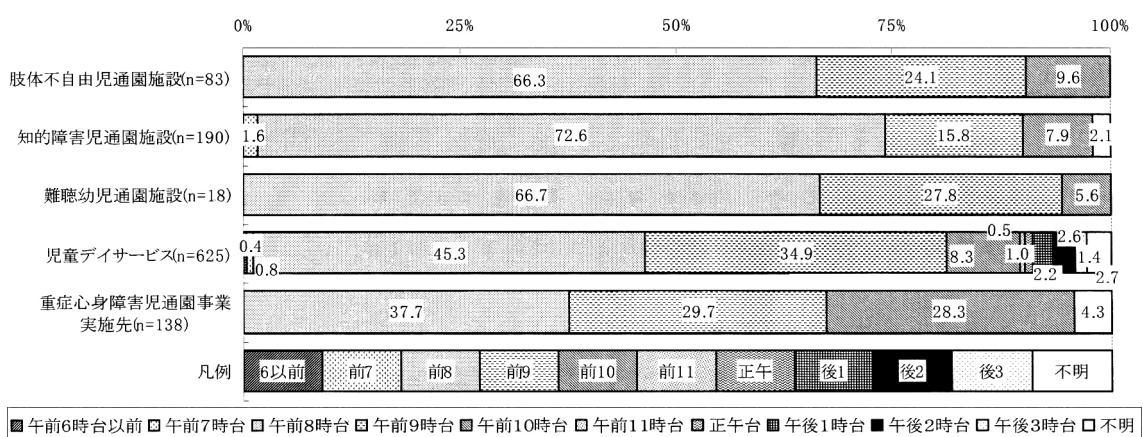
③ 通園施設の開所時間帯

a) 開所時刻・閉所時刻

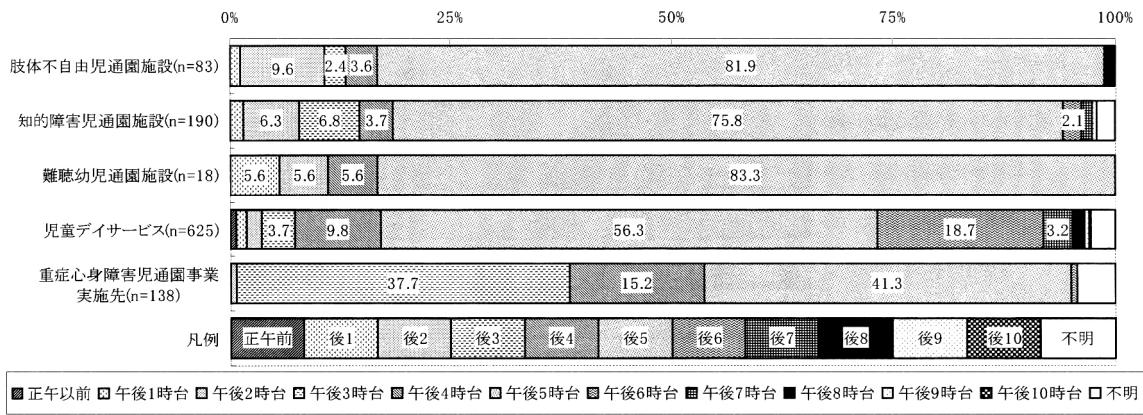
通園施設の開所時刻は「8時台」が最も多く、肢体不自由児通園施設の66.3%、知的障害児通園施設の72.6%、難聴幼児通園施設の66.7%が「8時台」に開所している。一方、児童デイサービスや重症心身障害児通園事業実施先では、開所時刻が分散している傾向がある。児童デイサービスでは「8時台」(45.3%)、「9時台」(34.9%)の開所、重症心身障害児通園事業実施先では「8時台」(37.7%)、「9時台」(29.7%)、「10時台」(28.3%)で開所時刻がほぼ3分されている。

一方、閉所時刻は、すべての施設で「5時台」が最も多くなっているが、児童デイサービスでは「6時台」(18.7%)、重症心身障害児通園事業実施先では「3時台」(37.7%)がやや多い。

図表 17 施設種類別 開所時刻



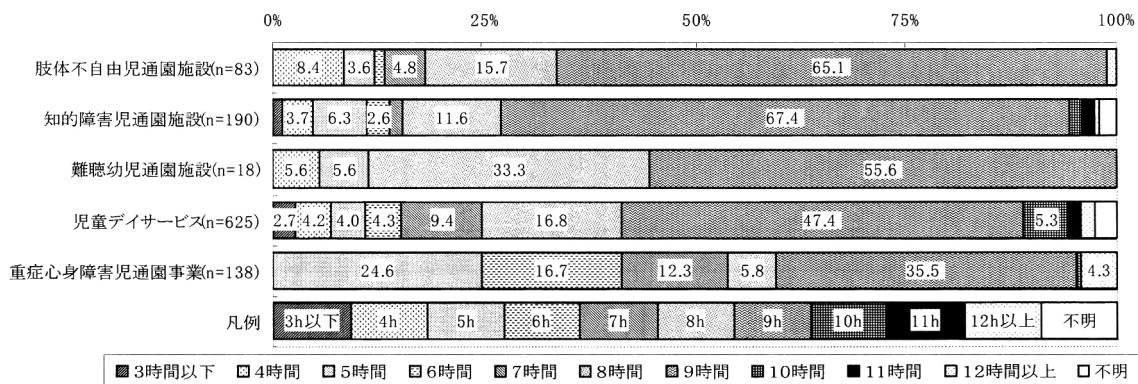
図表 18 施設種類別 閉所時刻



b) 開所時間数

通園施設の開所時刻から閉所時刻までの開所時間数は、重症心身障害児通園事業実施先を除く種別では8~9時間という施設が6割以上を占める。重症心身障害児通園事業実施先でも8~9時間の開所という施設の割合は41.3%と多いが、5~6時間の開所という施設も41.3%と同程度ある。なお、重症心身障害児通園事業実施先では、「12時間以上」の割合が4.3%ある。

図表 19 施設種類別 開所時間数

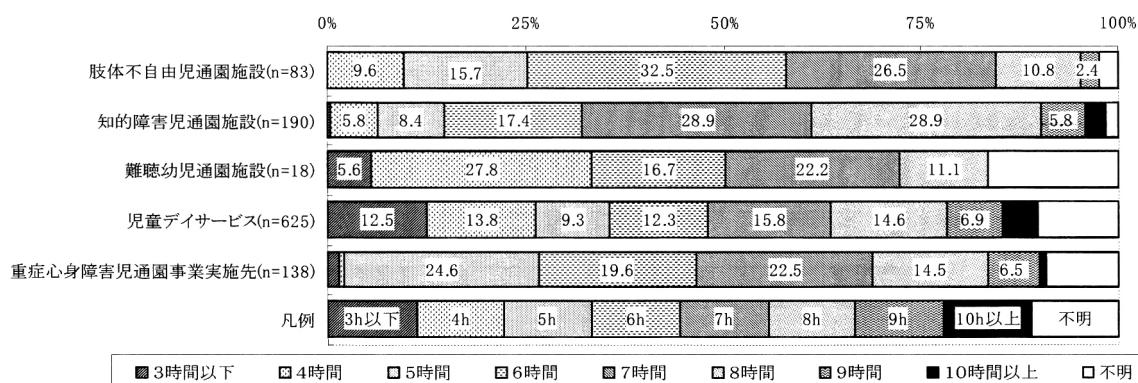


(注) 開所時間数は、閉所時刻から開所時刻を引き算することで算出した。

c) 子どもを受け入れている時間数

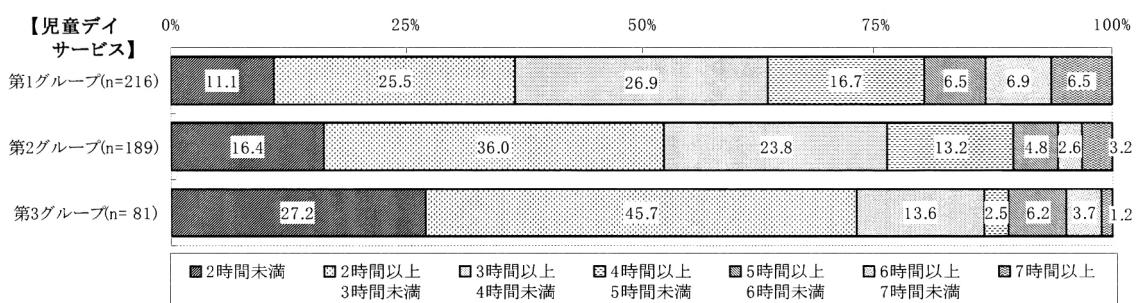
通園施設の開所時刻から閉所時刻までの開所時間数のうち、実際に障害児を受け入れている時間数は、肢体不自由児施設では「6時間」(32.5%)、知的障害児通園施設では「7時間」と「8時間」(ともに28.9%)、難聴幼児通園施設では「4時間」(27.8%)、重症心身障害児通園事業実施先では「5時間」(24.6%)などと、施設種類によって最も多い時間数が異なっている。

図表 20 施設種類別 子どもを受け入れている時間数



児童デイサービスにおいて、預かり時間について時間差を設けたグループ制(本調査では、預かり時間が早い順に「第1グループ」、「第2グループ」、「第3グループ」として把握)を探っている施設では、預かり時間が早い第1グループでは預かり時間数が「2時間未満」(11.1%)、「2時間以上3時間未満」(25.5%)という施設の割合は低いが、第2グループ、第3グループと預かり時間が遅くなるにつれ、預かり時間が短くなる傾向が見られ、預かり時間が最も遅い第3グループでは、預かり時間数が「2時間未満」(27.2%)、「2時間以上3時間未満」(45.7%)という施設の割合が第1グループに比べそれぞれ16.1ポイント、20.2ポイント高くなっている。

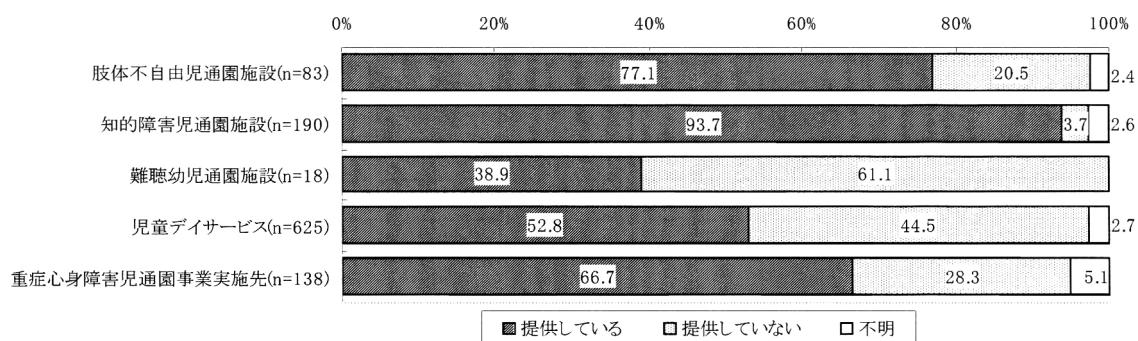
図表 21 児童デイサービス グループ別 預かり時間数



④ 通園施設による送迎サービス

通園施設の送迎サービスの提供の有無は、「提供している」割合が高い施設が知的障害児通園施設(93.7%)、肢体不自由児通園施設(77.1%)、重症心身障害児通園事業実施先(66.7%)の順となっている。

図表 22 施設種類別 送迎サービス



(3) 施設の職員配置体制

① 1施設あたりの職種別平均職員数

障害児が利用する施設の職員数(常勤換算人数)について職種別にみると、「児童指導員」、「保育士・児童生活指導員」、「医師」、「看護師」、「介助員」などの職種で、施設の違いにより職員数が大きく異なっている。特に「医師」や「看護師」など医療系従事者については、医療機関である重症心身障害児施設において一施設あたりの人数が多くなっている。[図表 23]

また、1施設あたりの常勤職員実人数(平均)と、同非常勤とを比較すると、特に医師は非常勤職員が占める割合が高い[図表 24]。

図表 23 施設の常勤換算職員数(1施設あたりの平均人数)

回答施設数	施設長	施設長のうち社会福祉士	児童指導員	生活指導員	生活指導員のうち社会福祉士	母子指導員	作業指導員	職業指導員	保育士・児童生活指導員	児童自立支援専門員	医師	保健師	看護師	
知的障害児施設	138 施設	0.92	0.10	9.47	0.21	0.08	-	0.02	0.37	9.31	0.01	0.47	0.04	2.06
自閉症児施設	4 施設	1.00	-	3.75	0.75	1.00	-	-	0.25	12.00	-	3.38	0.25	15.00
盲児施設	6 施設	0.83	0.17	3.00	1.50	0.67	-	-	-	5.00	-	0.10	-	0.08
ろうあ児施設	10 施設	1.00	0.10	2.90	-	-	-	-	-	6.10	-	0.06	0.20	-
肢体不自由児施設	37 施設	0.92	-	3.38	0.03	0.08	-	-	-	6.46	-	3.80	-	31.05
肢体不自由児療護施設	2 施設	1.00	-	13.00	-	1.00	-	-	-	8.50	-	-	-	3.00
重症心身障害児施設	73 施設	0.95	-	9.46	2.44	0.30	-	-	-	14.92	0.05	5.77	1.99	47.69
児童養護施設	207 施設	0.99	0.05	7.81	0.10	0.06	-	-	0.03	9.43	0.05	0.21	-	0.16
情緒障害児短期治療施設	9 施設	1.00	-	9.80	-	0.11	0.11	0.11	-	1.78	-	0.93	0.11	0.89
児童自立支援施設	33 施設	0.97	-	0.52	0.12	-	-	0.06	0.19	4.51	12.62	0.33	0.03	0.23
肢体不自由児通園施設	63 施設	0.87	0.01	1.62	0.16	0.02	-	0.02	-	5.57	-	0.86	0.03	3.47
知的障害児通園施設	131 施設	0.98	0.02	2.92	0.08	0.02	-	-	-	9.20	-	0.16	0.08	0.35
難聴幼児通園施設	16 施設	0.79	-	1.63	-	-	-	-	-	2.44	-	0.43	-	-
児童デイサービス	501 施設	0.67	0.04	1.18	0.21	0.03	0.01	0.01	0.01	2.34	0.01	0.02	0.02	0.14
重症心身障害児通園事業実施先	96 施設	0.53	0.03	1.35	0.63	0.03	-	0.15	-	2.28	-	1.33	0.01	10.18

※ 回答に不備やデータの欠落があったものについては集計対象外とした。

生活支援員	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	その他の療法員	介助員	介助員のうち社会福祉士	栄養士	調理員	事務員	用務員	その他の職員	常勤換算合計人數		参考：定員平均
0.29	0.08	0.04	0.04	0.05	0.73	0.01	0.71	3.09	1.60	0.25	1.06	31.02	知的障害児施設	46.4
-	-	0.25	-	3.75	0.50	0.25	0.50	3.75	3.00	1.25	2.45	53.08	自閉症児施設	44.0
-	-	-	-	-	0.92	-	0.50	3.17	1.33	-	0.50	17.77	盲児施設	18.6
-	-	-	-	-	0.25	-	0.40	3.30	1.40	0.20	0.60	16.51	ろうあ児施設	29.6
0.27	6.24	4.19	1.96	0.76	2.55	0.22	1.05	3.79	5.87	0.33	7.50	80.45	肢体不自由児施設	74.2
-	1.00	-	0.50	0.50	1.50	-	1.00	2.50	2.50	0.50	-	36.50	肢体不自由児療護施設	45.0
2.45	4.00	3.48	1.91	0.70	18.19	0.64	1.58	5.97	7.97	1.27	10.04	141.77	重症心身障害児施設	97.0
0.04	0.06	0.01	0.01	0.50	-	0.02	0.99	3.67	1.29	0.16	0.76	26.42	児童養護施設	56.1
0.22	-	-	-	5.33	-	-	1.01	2.89	1.22	0.33	0.78	26.63	情緒障害児短期治療施設	45.7
1.42	-	-	-	0.33	-	-	0.66	2.92	2.72	0.26	3.37	31.26	児童自立支援施設	53.4
-	2.35	1.48	0.98	0.25	0.05	-	0.54	0.98	1.36	0.34	1.30	22.24	肢体不自由児通園施設	35.7
0.01	0.15	0.28	0.44	0.32	0.06	-	0.52	1.41	1.09	0.25	1.02	19.35	知的障害児通園施設	37.6
-	-	-	4.34	0.63	-	0.06	0.42	0.99	0.74	0.13	0.38	12.96	難聴幼児通園施設	34.2
0.07	0.06	0.07	0.12	0.10	0.22	0.01	0.03	0.09	0.17	0.02	0.24	5.87	児童デイサービス	17.1
0.84	0.77	0.50	0.24	0.18	1.36	-	0.30	0.91	1.29	0.09	2.29	25.30	重症心身障害児通園	16.4

図表 24 常勤・非常勤別 施設の常勤換算職員数(1施設あたりの平均人数)

	施設長		児童指導員		生活指導員		保育士・児童生活指導員		医師	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
知的障害児施設(n=198)	1.0	-	8.6	0.4	0.4	-	9.0	0.6	0.2	0.9
自閉症児施設(n=5)	1.0	-	4.0	-	0.6	-	9.2	1.0	2.6	1.8
盲児施設(n=7)	0.9	-	2.3	0.3	1.3	-	5.1	0.3	-	0.7
ろうあ児施設(n=11)	1.0	-	2.5	0.7	-	-	6.4	0.2	0.1	0.4
肢体不自由児施設(n=48)	1.0	-	2.9	0.1	0.1	-	6.5	1.0	3.5	2.6
肢体不自由児療護施設(n=4)	1.0	-	7.8	0.3	-	-	11.8	4.3	-	0.3
重症心身障害児施設(n=85)	1.0	-	8.2	0.4	2.4	0.1	13.5	0.6	3.6	6.9
児童養護施設(n=288)	1.0	-	6.9	0.5	0.1	-	8.9	1.0	0.0	0.4
情緒障害児短期治療施設(n=14)	1.0	-	8.6	1.1	0.6	0.1	1.9	0.4	0.6	1.9
児童自立支援施設(n=40)	1.0	-	0.4	1.0	0.1	-	3.9	0.2	0.1	0.9
肢体不自由児通園施設(n=83)	0.9	0.1	1.4	0.1	0.1	-	4.7	0.9	0.7	1.5
知的障害児通園施設(n=190)	1.0	-	2.7	0.3	0.1	-	8.1	1.4	0.1	0.7
難聴幼児通園施設(n=18)	0.9	-	1.4	0.1	-	-	2.2	0.2	0.2	0.7
児童デイサービス(n=620)	0.7	-	0.8	0.6	0.2	0.1	1.8	0.9	0.0	0.1
重症心身障害児通園(n=137)	0.6	-	1.2	0.1	0.7	0.2	1.7	0.4	0.9	0.9

	保健師		看護師		生活支援員		理学療法士		作業療法士	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
知的障害児施設(n=198)	0.1	-	1.6	-	0.4	0.1	0.1	-	-	-
自閉症児施設(n=5)	0.2	-	14.8	0.4	-	-	-	-	0.2	-
盲児施設(n=7)	-	-	-	0.1	-	-	-	-	-	-
ろうあ児施設(n=11)	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肢体不自由児施設(n=48)	-	-	30.6	2.0	0.2	-	6.1	0.1	4.4	0.1
肢体不自由児療護施設(n=4)	-	-	2.8	0.3	-	-	0.3	0.3	-	0.3
重症心身障害児施設(n=85)	1.6	0.1	43.1	2.3	3.1	0.4	3.8	0.1	3.3	0.2
児童養護施設(n=288)	-	-	0.1	-	-	-	-	0.1	-	-
情緒障害児短期治療施設(n=14)	0.1	-	0.9	-	-	0.1	-	-	-	-
児童自立支援施設(n=40)	-	-	0.2	0.2	1.6	0.3	-	-	-	-
肢体不自由児通園施設(n=83)	-	-	2.6	0.6	-	-	2.5	0.2	1.5	0.2
知的障害児通園施設(n=190)	0.1	-	0.4	0.2	-	-	0.2	0.1	0.3	0.1
難聴幼児通園施設(n=18)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童デイサービス(n=620)	-	-	0.1	0.1	0.1	-	0.1	0.1	0.1	0.1
重症心身障害児通園(n=137)	-	-	7.6	0.8	0.6	0.2	0.9	0.2	0.6	0.1

	言語聴覚士		その他療法員		介助員		合計職員数	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
知的障害児施設(n=198)	-	0.0	-	-	0.6	0.2	28.7	4.0
自閉症児施設(n=5)	-	-	3.0	2.0	0.4	-	44.0	8.4
盲児施設(n=7)	-	-	-	-	-	1.0	14.6	4.3
ろうあ児施設(n=11)	-	-	-	-	0.1	0.3	15.0	3.3
肢体不自由児施設(n=48)	2.1	0.2	0.6	0.1	2.2	0.7	78.0	10.7
肢体不自由児療護施設(n=4)	0.3	-	0.3	-	0.5	1.8	31.0	9.5
重症心身障害児施設(n=85)	1.9	0.2	0.6	0.2	15.3	2.1	126.1	18.9
児童養護施設(n=288)	0.0	-	0.2	0.6	-	0.0	23.3	4.3
情緒障害児短期治療施設(n=14)	-	-	4.9	0.5	-	-	23.9	6.4
児童自立支援施設(n=40)	-	-	0.2	0.3	-	-	26.8	9.1
肢体不自由児通園施設(n=83)	0.9	0.3	0.3	0.2	0.0	0.1	19.1	5.7
知的障害児通園施設(n=190)	0.3	0.2	0.2	0.1	0.0	0.1	17.2	4.6
難聴幼児通園施設(n=18)	4.9	0.2	0.6	-	0.1	-	13.6	1.6
児童デイサービス(n=620)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	4.7	2.7
重症心身障害児通園(n=137)	0.3	0.1	0.1	0.1	1.1	0.5	20.2	5.1

② 定員あたりならびに利用者数あたりの職員数

障害児が利用する施設の職員数について、児童指導員、保育士・児童生活指導員、医師、看護師、療法士、介助員の 6 職種ならびに、職員全体の職員数を定員数あるいは利用者数で割り、定員 10 人あたりと利用者 10 人あたりの職員配置を算出した。

利用者数 10 名あたりの職員数をみると、保育士の配置が厚いのは、盲児施設(回答施設数=6 施設、1 施設あたり平均利用者数=16.6 人)、ろうあ児施設(同 10 施設、14.6 人)、難聴幼児通園施設(同 16 施設、19.8 人)などであるが、規模が小さいことことが理由の一つに考えられるに加え、回答施設数が少ないのでばらつきがある可能性がある。看護師は肢体不自由児施設(回答施設数=37 施設)、重症心身障害児通園事業実施先(同 96 施設)、自閉症児施設(同 4 施設)において配置が厚い。利用者に対する職員全体を見ると、盲児施設、ろうあ児施設、重症心身障害児通園、肢体不自由児施設、自閉症児施設では定員 1 人に対して 2 人を大きく上回る。

図表 25 利用者 10 名あたりの職員数 (平均)

	児童 指導員	保育士	医師	看護師	療法士	介助員	職員全体
知的障害児施設(n=135)	0.03	2.66	0.10	0.20	0.03	0.22	8.37
自閉症児施設(n=4)	—	4.47	1.68	7.25	2.06	0.14	22.56
盲児施設(n=6)	0.28	20.55	1.00	0.02	—	0.33	48.94
ろうあ児施設(n=10)	0.08	12.24	0.04	—	—	0.14	32.47
肢体不自由児施設(n=37)	—	1.61	1.07	8.64	4.06	0.71	23.09
肢体不自由児療護施設(n=2)	—	1.88	—	0.97	0.76	0.54	10.66
重症心身障害児施設(n=72)	—	1.40	0.63	4.83	1.18	1.58	14.29
児童養護施設(n=205)	0.01	2.10	0.04	0.04	0.12	—	5.73
情緒障害児短期治療施設(n=8)	—	0.62	0.26	0.24	1.41	—	7.35
児童自立支援施設(n=33)	—	2.61	0.19	0.06	0.10	—	19.14
肢体不自由児通園施設(n=63)	0.02	3.87	0.70	3.93	3.46	0.02	17.75
知的障害児通園施設(n=130)	0.01	3.15	0.06	0.10	0.37	0.02	6.64
難聴幼児通園施設(n=16)	—	6.20	0.35	—	6.69	—	19.71
児童デイサービス(n=475)	0.07	3.49	0.04	0.24	0.38	0.43	8.71
重症心身障害児通園(n=96)	0.07	3.15	0.91	7.79	2.05	2.12	24.76

※ n(調査数)は、職員数と利用者数の両方を回答していた施設数

一方、施設定員 10 名あたりの職員数をみると、施設利用者 10 名あたりの職員数と似た傾向であるが、保育士の配置が厚いのは、盲児施設、ろうあ児施設、知的障害児通園施設など、看護師の配置が厚いのは肢体不自由児施設や重症心身障害児通園事業実施先などである。定員に対する職員全体を見ると、盲児施設、重症心身障害児通園、重症心身障害児施設などで定員 1 人に対して 1 人を大きく上回る。

図表 26 定員 10 名あたりの職員数 (平均)

	児童指導員	保育士	医師	看護師	療法士	介助員	職員全体
知的障害児施設(n=135)	0.02	2.13	0.08	0.18	0.02	0.18	6.81
自閉症児施設(n=4)	—	2.42	0.70	3.03	0.81	0.11	11.01
盲児施設(n=6)	0.28	8.17	0.33	0.02	—	0.32	22.45
ろうあ児施設(n=10)	0.08	2.89	0.03	—	—	0.14	8.45
肢体不自由児施設(n=37)	—	0.97	0.55	4.74	2.08	0.47	12.60
肢体不自由児療護施設(n=2)	—	1.77	—	0.80	0.60	0.44	9.10
重症心身障害児施設(n=72)	—	1.38	0.60	4.61	1.13	1.54	13.76
児童養護施設(n=205)	0.01	1.82	0.04	0.03	0.11	—	5.09
情緒障害児短期治療施設(n=9)	—	0.44	0.23	0.21	1.24	—	6.42
児童自立支援施設(n=32)	—	2.11	0.11	0.04	0.08	—	13.23
肢体不自由児通園施設(n=63)	—	1.71	0.29	1.45	1.52	0.01	7.36
知的障害児通園施設(n=131)	0.01	2.55	0.05	0.09	0.30	0.02	5.33
難聴幼児通園施設(n=16)	—	0.74	0.13	—	1.57	—	3.98
児童デイサービス(n=488)	0.03	1.63	0.01	0.10	0.21	0.21	4.31
重症心身障害児通園(n=96)	0.03	2.12	0.56	4.44	1.45	1.07	15.40

※ n(調査数)は、職員数と定員数の両方を回答していた施設数

③ 職員の加配

障害児が利用する施設の職員数について、平成18年11月1日現在の現員(非常勤職員含む)から最低基準上の必要職員数を除いた加配職員数をみると(重症心身障害児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児通園事業実施先には配置人員数についての最低基準はない)、重症心身障害児施設(11.8人)、肢体不自由児施設(8.7人)、児童自立支援施設(5.8人)、知的障害児施設(5.6人)の順で加配職員の数が多くなっている(ただし、重症心身障害児施設については公的医療保険における診療報酬上の加算もあるため、施設側の判断に基づき最低基準上の必要職員数を回答している)。これらの入所施設では最低基準上の必要職員数も多い。

一方、加配職員数が少ないのは、児童デイサービス(1.0人)、難聴幼児通園施設(1.1人)、重症心身障害児通園事業実施先(1.3人)などの通園施設となっている。加配職員数が最も少ない児童デイサービスは、最低基準上の必要職員数も一施設あたり3.6人と最も少なくなっている。

図表 27 職員加配の状況 (平均値)

施設種別	回答施設数	最低基準上の必要職員数(a)	加配職員数(b)	現員数に占める加配職員数割合(b/(a+b))
知的障害児施設	187施設	13.9人	5.6人	28.8%
自閉症児施設	3施設	9.0人	5.0人	35.7%
盲児施設	6施設	7.3人	4.2人	36.3%
ろうあ児施設	11施設	7.5人	3.1人	29.3%
肢体不自由児施設	38施設	27.9人	8.7人	23.9%
肢体不自由児療護施設	3施設	12.3人	5.0人	28.9%
重症心身障害児施設※	51施設	40.5人	11.8人	22.5%
児童養護施設	265施設	13.5人	4.6人	25.6%
情緒障害児短期治療施設	12施設	16.6人	3.5人	17.4%
児童自立支援施設	37施設	12.6人	5.8人	31.6%
肢体不自由児通園施設※	69施設	5.4人	3.3人	38.1%
知的障害児通園施設	176施設	9.7人	2.4人	19.6%
難聴幼児通園施設	17施設	9.7人	1.1人	10.3%
児童デイサービス	566施設	3.6人	1.0人	21.5%
重症心身障害児通園事業実施先※	103施設	5.8人	1.3人	18.9%

※のついた施設は必要職員数の最低基準が設定されていない

(4) 施設の利用状況

① 定員・利用者数

施設の定員(平成18年11月1日時点)は、重症心身障害児施設で平均96.9人、肢体不自由児施設で平均74.2人と際立って多くなっている。

一定期間内(平成18年11月5日(日)～11日(土)の1週間)の施設の稼働率をみると、肢体不自由児通園施設(39.4%)や難聴幼児通園施設(33.1%)など通園施設において低くなっている。この原因として考えられることとしては、0～2歳の乳幼児の割合が高く病気などで休みがちなこと、調査時点が11月であるために児童の体調不良によって欠席が多い可能性があることのほか、個別対応を行っている通園施設では、職員が一度に対応できる児童の数が限られていることや曜日によるバラツキが存在することなどがあげられる。このため、稼働率について入所施設と通園施設を比較する場合には留意が必要である。

図表28 施設の定員・利用者数

	平成18年11月1日 現在の定員		平成18年11月1日に 実際に入所・通園 していた利用者数		平成18年11月5日(日) ～11日(土)の1週間の 稼働率	
	回答 施設数	定員：人 (平均)	回答 施設数	利用者：人 (平均)	回答 施設数	稼働率：% (平均)
知的障害児施設	199	46.4	196	39.6	196	84.9
自閉症児施設	5	44.0	5	30.2	5	65.8
盲児施設	7	18.6	7	16.6	7	79.4
ろうあ児施設	11	29.6	11	14.6	11	72.0
肢体不自由児施設	48	74.2	48	43.2	47	60.3
肢体不自由児療護施設	4	45.0	4	38.0	4	83.0
重症心身障害児施設	85	96.9	85	93.5	85	95.9
児童養護施設	286	56.1	284	52.7	265	93.3
情緒障害児短期治療施設	14	45.7	13	39.2	13	87.3
児童自立支援施設	39	53.4	39	32.9	37	60.5
肢体不自由児通園施設	83	35.7	82	19.4	79	39.4
知的障害児通園施設	190	37.6	189	33.5	187	76.8
難聴幼児通園施設	18	34.2	18	19.8	18	33.1
児童デイサービス	610	17.1	595	12.4	581	56.9
重症心身障害児通園事業実施先	137	16.4	136	13.1	133	81.1

図表29 施設種類群別 定員・利用者数

	平成18年11月1日 現在の定員		平成18年11月1日に 実際に入所・通園 していた利用者数		平成18年11月5日(日) ～11日(土)の1週間の 稼働率	
	回答 施設数	定員：人 (平均)	回答 施設数	利用者：人 (平均)	回答 施設数	稼働率：% (平均)
障害児入所施設	359	60.9	356	51.6	355	83.5
他の児童福祉施設	339	55.3	336	49.9	315	89.2
障害児通園施設	1038	22.6	1020	17.1	998	62.0

② 新規利用者数・利用中止者数

異なる2時点(平成18年3月と平成18年11月)における新規契約(措置)者数、退所者数をみると、新規契約(措置)者数では3月と11月では大きな差は見られないが、退所者・利用中止者数は11月に比べて、年度末である3月は人の出入りが多いため、大幅に多くなっている。特に知的障害児通園施設や児童デイサービスにおいて、3月と11月の退所者・利用中止者数の違いが大きい。

図表 30 新規契約(措置)者数・利用中止者数

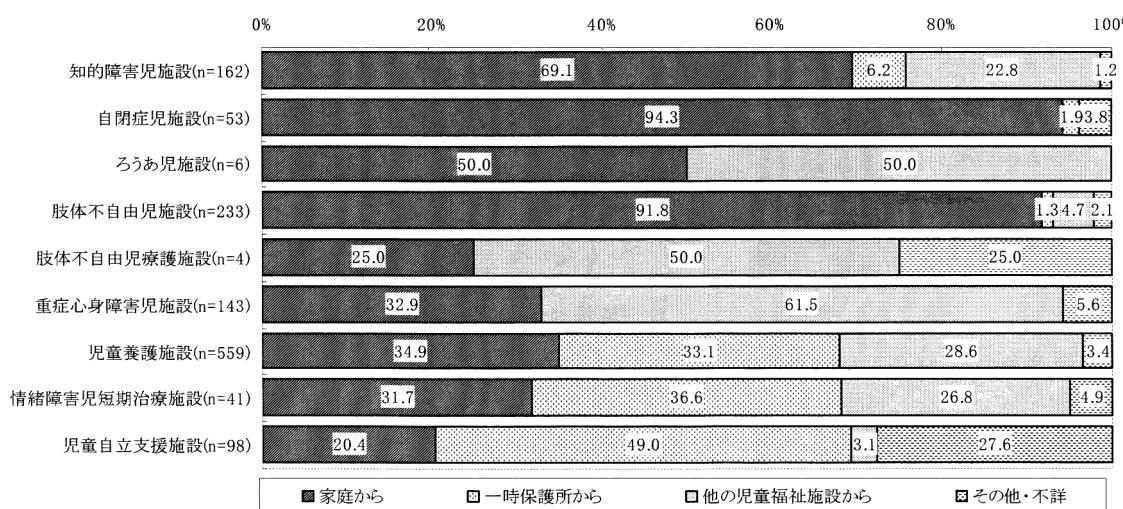
	回答 施設数	平成18年3月		平成18年11月		参考	
		新規契約 (措置)者数	退所者／ 利用中止者数	新規契約 (措置)者数	退所者／ 利用中止者数	利用者数	回答 施設数
知的障害児施設	158施設	141人	418人	123人	70人	7,789人	197施設
自閉症児施設	5施設	10人	36人	7人	7人	151人	5施設
盲児施設	1施設	0人	1人	0人	0人	116人	7施設
ろうあ児施設	9施設	6人	17人	2人	0人	161人	11施設
肢体不自由児施設	47施設	246人	448人	193人	181人	2,007人	48施設
肢体不自由児療護施設	4施設	4人	5人	1人	2人	152人	4施設
重症心身障害児施設	52施設	245人	89人	167人	97人	8,208人	86施設
児童養護施設	265施設	447人	1257人	251人	115人	14,876人	283施設
情緒障害児短期治療施設	14施設	40人	114人	9人	6人	543人	14施設
児童自立支援施設	39施設	98人	415人	74人	39人	1,284人	39施設
肢体不自由児通園施設	80施設	19人	669人	58人	19人	1,839人	83施設
知的障害児通園施設	174施設	198人	2441人	305人	33人	6,819人	188施設
難聴幼児通園施設	17施設	36人	182人	55人	4人	385人	18施設
児童デイサービス	482施設	970人	3324人	1227人	119人	10,979人	603施設
重症心身障害児通園事業実施先	69施設	139人	156人	65人	12人	2,294人	135施設

③ 委託経路

平成 18 年 3 月の新規契約(措置)者の委託経路についてみると、「家庭から」委託される児童の割合が多い施設は、自閉症児施設(94.3%)、肢体不自由児施設(91.8%)、知的障害児施設(69.1%)などである。「他の児童福祉施設から」委託されてくる児童の割合が多い施設は、重症心身障害児施設(61.5%)、肢体不自由児療護施設(50.0%)、ろうあ児施設(50.0%)などである。ろうあ児施設の利用者 6 名は「家庭から」と「他の児童福祉施設から」の委託が半数ずつになっている。「一時保護所から」託されてくる児童の割合が多い施設は、児童自立支援施設(49.0%)、情緒障害児短期治療施設(36.6%)、児童養護施設(33.1%)などである。

図表 31 委託経路別 新規契約(措置)者数【平成 18 年 3 月】(合計人数)

	回答施設数	家庭から	一時保護所から	他の児童福祉施設から	その他・不詳	合計
知的障害児施設	67施設	112人	10人	37人	2人	162人
自閉症児施設	4施設	50人	1人	0人	2人	53人
ろうあ児施設	2施設	3人	0人	3人	0人	6人
肢体不自由児施設	35施設	214人	3人	11人	5人	233人
肢体不自由児療護施設	2施設	1人	0人	2人	1人	4人
重症心身障害児施設	19施設	47人	0人	88人	8人	143人
児童養護施設	176施設	195人	185人	160人	19人	559人
情緒障害児短期治療施設	12施設	13人	15人	11人	2人	41人
児童自立支援施設	35施設	20人	48人	3人	27人	98人
肢体不自由児通園施設	18施設	108人	0人	3人	4人	115人
知的障害児通園施設	34施設	397人	0人	38人	13人	448人
難聴幼児通園施設	4施設	92人	0人	0人	0人	92人
児童デイサービス	173施設	773人	3人	129人	167人	1071人
重症心身障害児通園事業実施先	34施設	153人	0人	2人	0人	155人

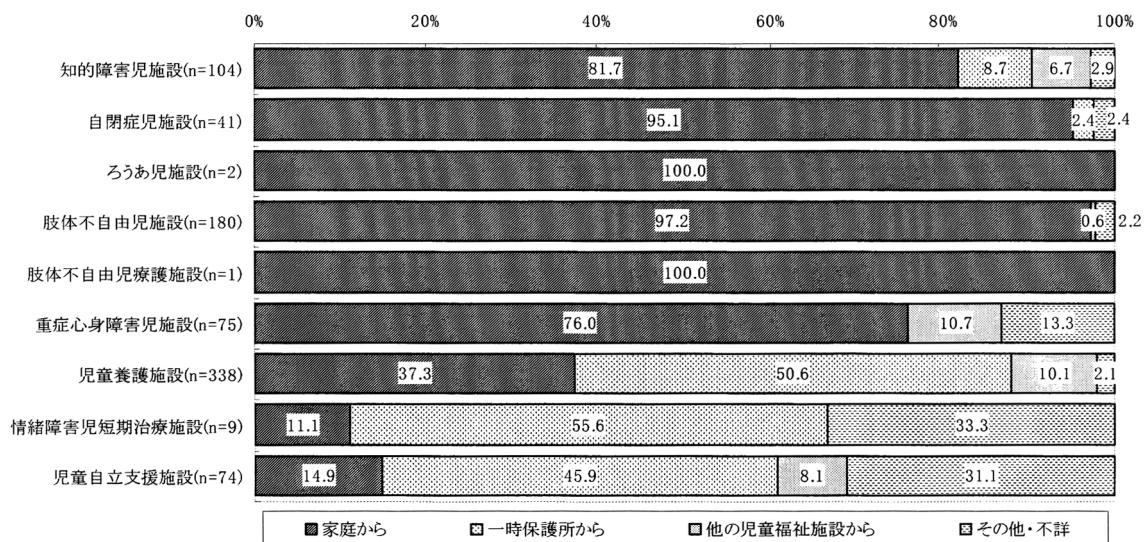


※ n は、施設における新規契約(措置)者(人)

平成18年11月の新規契約(措置)者の委託経路についてみると、3月時点に比べて「家庭から」委託される児童の割合が高い施設がある。知的障害児施設では3月は69.1%であったのにに対し11月は81.7%、重症心身障害児施設では3月の32.9%に対し11月は76.0%である。

図表32 委託経路別 新規契約(措置)者数【平成18年11月】(合計人数)

	回答施設数	家庭から	一時保護所から	他の児童福祉施設から	その他・不詳	合計
知的障害児施設	44施設	85人	9人	7人	3人	104人
自閉症児施設	4施設	39人	1人	0人	1人	41人
ろうあ児施設	2施設	2人	0人	0人	0人	2人
肢体不自由児施設	29施設	175人	0人	1人	4人	180人
肢体不自由児療護施設	1施設	1人	0人	0人	0人	1人
重症心身障害児施設	18施設	57人	0人	8人	10人	75人
児童養護施設	121施設	126人	171人	34人	7人	338人
情緒障害児短期治療施設	8施設	1人	5人	0人	3人	9人
児童自立支援施設	29施設	11人	34人	6人	23人	74人
肢体不自由児通園施設	35施設	114人	0人	13人	0人	127人
知的障害児通園施設	85施設	380人	0人	19人	2人	416人
難聴幼児通園施設	11施設	113人	0人	0人	0人	113人
児童デイサービス	320施設	1082人	2人	148人	95人	1328人
重症心身障害児通園事業実施先	25施設	105人	0人	2人	1人	108人



※ nは、施設における新規契約(措置)者(人)

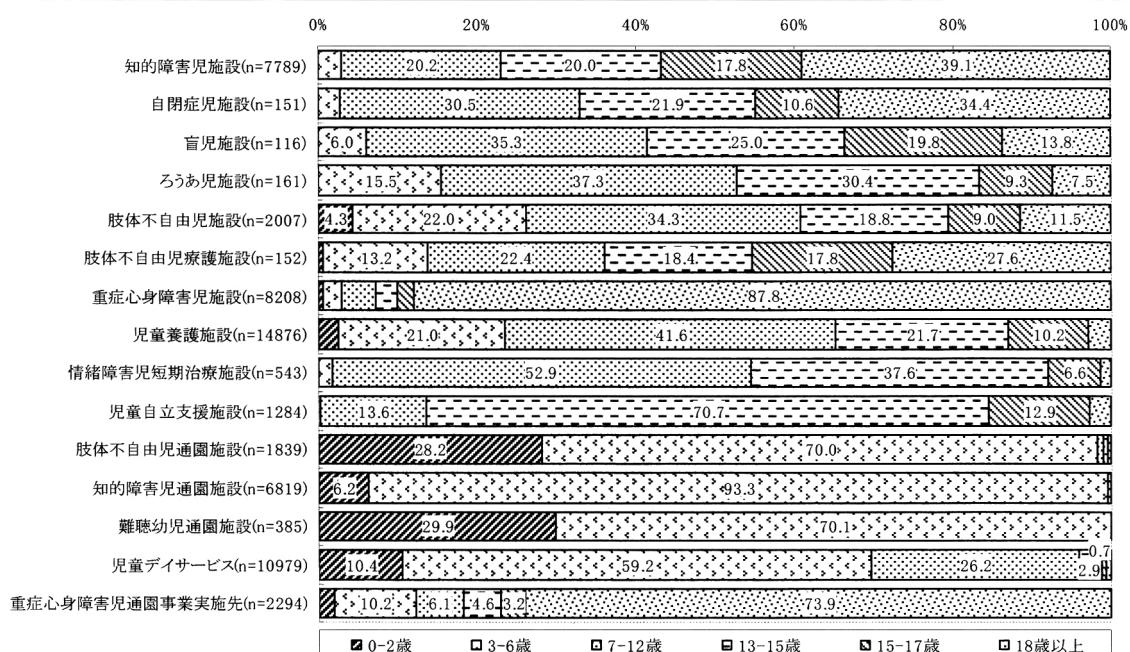
(5) 利用者の状況

① 年齢別利用者数

施設利用者(平成 18 年 11 月 1 日時点で実際に利用していた人)の年齢についてみると、通園施設は就学前の児童が多いのに対し、入所施設では年齢超過児の利用が多い傾向がみられる。「18歳以上」の層が利用している割合が高いのは、重症心身障害児施設(87.8%)、知的障害児施設(39.1%)、自閉症児施設(34.4%)などの入所施設である。重症心身障害児通園事業は、実質的に大半は成人が利用しているといえる。一方、「3-6 歳」の層の利用が多いのは、知的障害児通園施設(93.3%)、難聴幼児通園施設(70.1%)、肢体不自由児通園施設(70.0%)などの通園施設である。児童デイサービス事業は、I 型とII型の二つの事業体系があるため、約 4 分の 1 の学齢児は II 型事業の利用者が主であると考えられる。児童デイサービスの場合、自治体の中には、独自に児童デイサービスの対象年齢を拡大しているところもあり、また施設独自の事業として 13 歳以上の児童の受け入れを実施している可能性もある。また回答者の誤記により併設サービスの利用者が含まれている可能性も否めない。

図表 33 施設種類別・年齢別 利用者数(合計人数)

	回答施設数	0-2歳	3-6歳	7-12歳	13-15歳	16-17歳	18歳以上	合計
知的障害児施設	197施設	4人	230人	1,571人	1,558人	1,383人	3,043人	7,789人
自閉症児施設	5施設	0人	4人	46人	33人	16人	52人	151人
盲児施設	7施設	0人	7人	41人	29人	23人	16人	116人
ろうあ児施設	11施設	0人	25人	60人	49人	15人	12人	161人
肢体不自由児施設	48施設	87人	442人	688人	378人	181人	231人	2,007人
肢体不自由児療護施設	4施設	1人	20人	34人	28人	27人	42人	152人
重症心身障害児施設	86施設	45人	190人	348人	228人	187人	7,210人	8,208人
児童養護施設	283施設	377人	3,120人	6,191人	3,235人	1,523人	430人	14,876人
情緒障害児短期治療施設	14施設	0人	9人	287人	204人	36人	7人	543人
児童自立支援施設	39施設	0人	2人	174人	908人	166人	34人	1,284人
肢体不自由児通園施設	83施設	519人	1,287人	15人	10人	7人	1人	1,839人
知的障害児通園施設	188施設	423人	6,365人	4人	4人	19人	4人	6,819人
難聴幼児通園施設	18施設	115人	270人	0人	0人	0人	0人	385人
児童デイサービス	603施設	1,145人	6,503人	2,881人	318人	76人	56人	10,979人
重症心身障害児通園事業実施先	135施設	45人	234人	141人	105人	73人	1,696人	2,294人

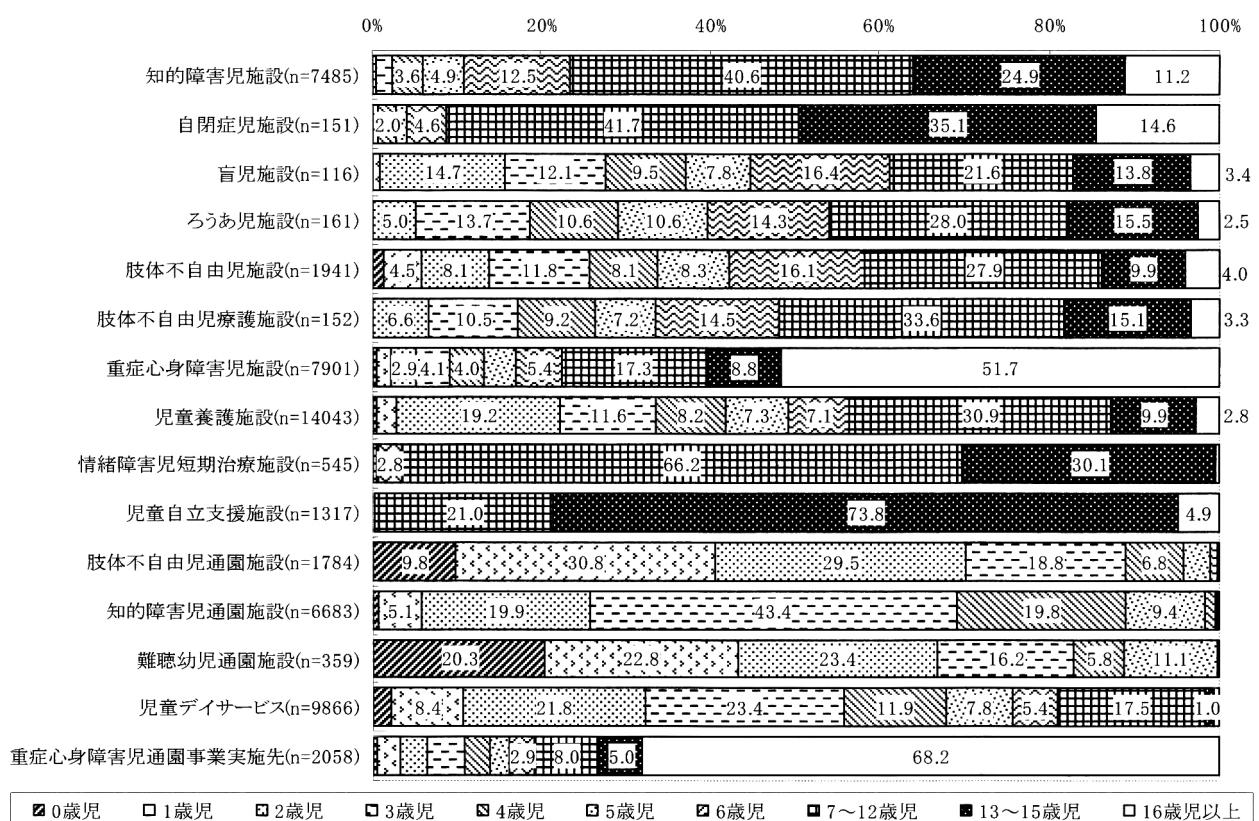


② 利用開始年齢

施設利用者(平成 18 年 11 月 1 日時点で実際に利用していた人)の利用開始時における年齢をみると、施設種類によってばらつきがみられる。全体的な傾向として、入所施設では就学年齢に達した以降からの利用開始、通園施設では就学年齢以前に利用開始する人が多い。「0 歳児」から利用開始する児童が多い施設は、難聴幼児通園施設(20.3%)、肢体不自由児通園施設(9.8%)などである。一方、「16 歳以上」になってから利用を開始する児童が多い施設は、重症心身障害児通園事業(68.2%)、重症心身障害児施設(51.7%)などである。児童デイサービスの場合、13 歳以上の年齢になってから利用開始する利用者も全体の 1.7% 存在する。

図表 34 施設種類別 利用開始時の年齢別人数(合計人数)

	調査施設数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	7～12歳児	13～15歳児	16歳児以上	合計
知的障害児施設	195施設	0人	0人	24人	153人	267人	369人	938人	3037人	1862人	835人	7485人
自閉症児施設	5施設	0人	0人	0人	1人	3人	2人	7人	63人	53人	22人	151人
盲児施設	7施設	0人	1人	17人	14人	11人	9人	19人	25人	16人	4人	116人
ろうあ児施設	11施設	0人	0人	8人	22人	17人	17人	23人	45人	25人	4人	161人
肢体不自由児施設	47施設	23人	88人	157人	230人	157人	162人	312人	542人	192人	78人	1941人
肢体不自由児療護施設	4施設	0人	0人	10人	16人	14人	11人	22人	51人	23人	5人	152人
重症心身障害児施設	84施設	38人	122人	233人	322人	317人	303人	424人	1365人	696人	4081人	7901人
児童養護施設	269施設	58人	339人	2703人	1622人	1157人	1030人	992人	4346人	1397人	399人	14043人
情緒障害児短期治療施設	14施設	0人	0人	0人	0人	2人	1人	15人	361人	164人	2人	545人
児童自立支援施設	40施設	0人	0人	0人	0人	0人	1人	3人	277人	972人	64人	1317人
肢体不自由児通園施設	83施設	174人	550人	527人	335人	121人	58人	16人	3人	0人	0人	1784人
知的障害児通園施設	187施設	43人	340人	1332人	2900人	1324人	626人	91人	0人	6人	21人	6683人
難聴幼児通園施設	18施設	73人	82人	84人	58人	21人	40人	1人	0人	0人	0人	359人
児童デイサービス	604施設	210人	825人	2151人	2309人	1176人	771人	535人	1722人	100人	67人	9866人
重症心身障害児通園事業実施先	136施設	8人	57人	64人	92人	61人	47人	60人	164人	102人	1403人	2058人



③ 利用期間

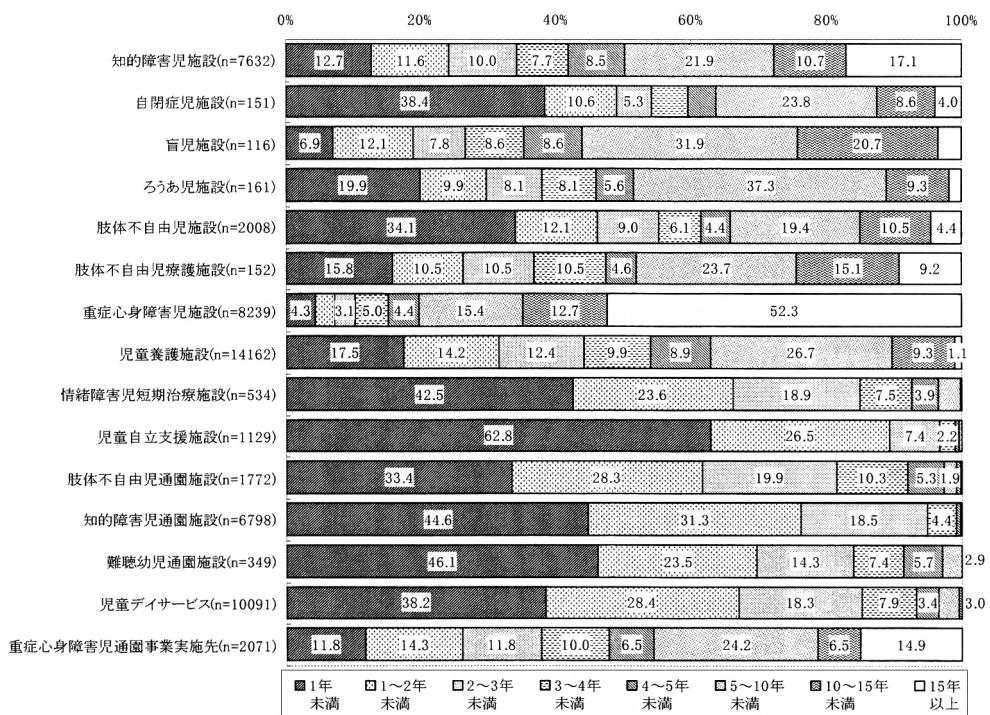
a) 現在の利用者のこれまでの利用期間

施設利用者(平成 18 年 11 月 1 日時点で実際に利用していた人)のそれまでの利用期間は、入所施設では比較的長期、通園施設で短期の利用が多い。

利用期間が 1 年未満の利用者が多いのは、「その他の福祉施設」である児童自立支援施設(62.8%)や情緒障害児短期治療施設(42.5%)を除けば、難聴幼児通園施設(46.1%)や知的障害児通園施設(44.6%)、児童デイサービス(38.2%)などの通園施設である。一方、15 年以上の長期利用者に着目すると、重症心身障害児施設で 52.3%と際立って高くなっている。

図表 35 これまでの利用期間(平成 18 年 11 月 1 日時点で実際に利用していた人)

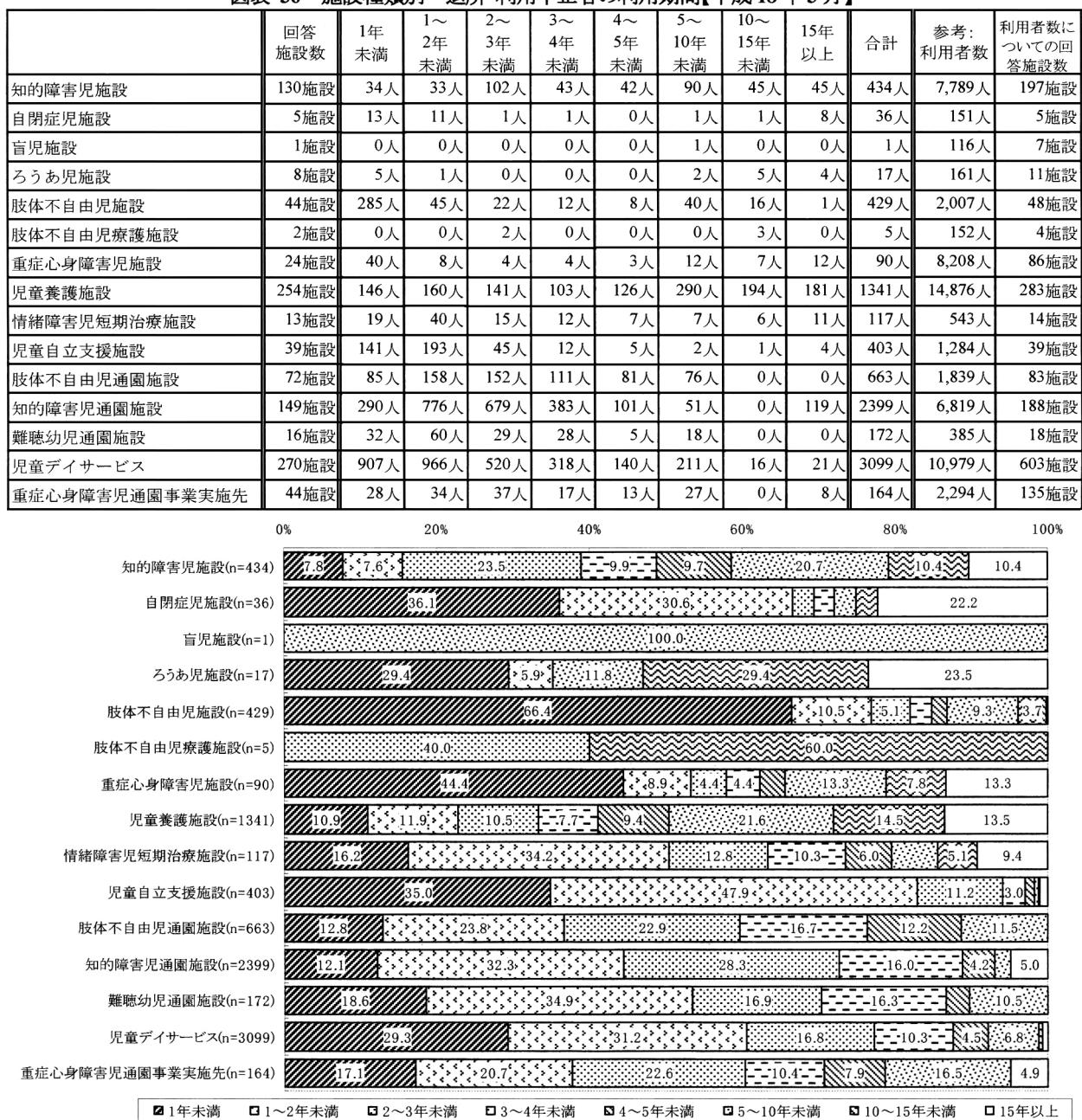
施設種別	回答施設数	1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15年以上	合計
知的障害児施設	196施設	968人	883人	762人	588人	645人	1668人	815人	1303人	7632人
自閉症児施設	5施設	58人	16人	8人	8人	6人	36人	13人	6人	151人
盲児施設	7施設	8人	14人	9人	10人	10人	37人	24人	4人	116人
ろうあ児施設	11施設	32人	16人	13人	13人	9人	60人	15人	3人	161人
肢体不自由児施設	48施設	684人	243人	181人	123人	88人	389人	211人	89人	2008人
肢体不自由児療護施設	4施設	24人	16人	16人	16人	7人	36人	23人	14人	152人
重症心身障害児施設	86施設	356人	235人	254人	414人	362人	1265人	1045人	4308人	8239人
児童養護施設	269施設	2473人	2006人	1760人	1407人	1262人	3786人	1315人	153人	14162人
情緒障害児短期治療施設	14施設	227人	126人	101人	40人	21人	18人	1人	0人	534人
児童自立支援施設	37施設	709人	299人	84人	25人	8人	4人	0人	0人	1129人
肢体不自由児通園施設	83施設	592人	501人	353人	183人	94人	33人	14人	2人	1772人
知的障害児通園施設	186施設	3031人	2128人	1258人	297人	43人	8人	0人	0人	6798人
難聴幼児通園施設	18施設	161人	82人	50人	26人	20人	10人	0人	0人	349人
児童デイサービス	602施設	3859人	2863人	1845人	801人	339人	304人	46人	1人	10091人
重症心身障害児通園事業実施先	136施設	244人	296人	244人	208人	135人	501人	134人	309人	2071人



b) 退所・利用中止者の利用期間

退所・利用中止者(平成 18 年 3 月時点)の退所・利用中止までの利用期間についてみると、入所施設と通園施設では傾向が異なる。通園施設では、重症心身障害児通園を除きいずれの施設でも、利用中止者の 9 割前後が「5 年未満」の利用となっている。一方、入所施設では、「1 年未満」で退所する人もいるものの、「15 年以上」も少なからずいる施設が多い。また、入所施設について退所・利用中止者の利用期間を比較する際には、施設種別によって、利用者数に対する退所・利用者数の割合が異なる点に留意が必要である。例えば、入所施設の中でも、重症心身障害児施設や知的障害児施設は比較的入退所が少ないが肢体不自由児施設や自閉症児施設は入所者が入れ替わっていく傾向がある。

図表 36 施設種類別 退所・利用中止者の利用期間【平成 18 年 3 月】



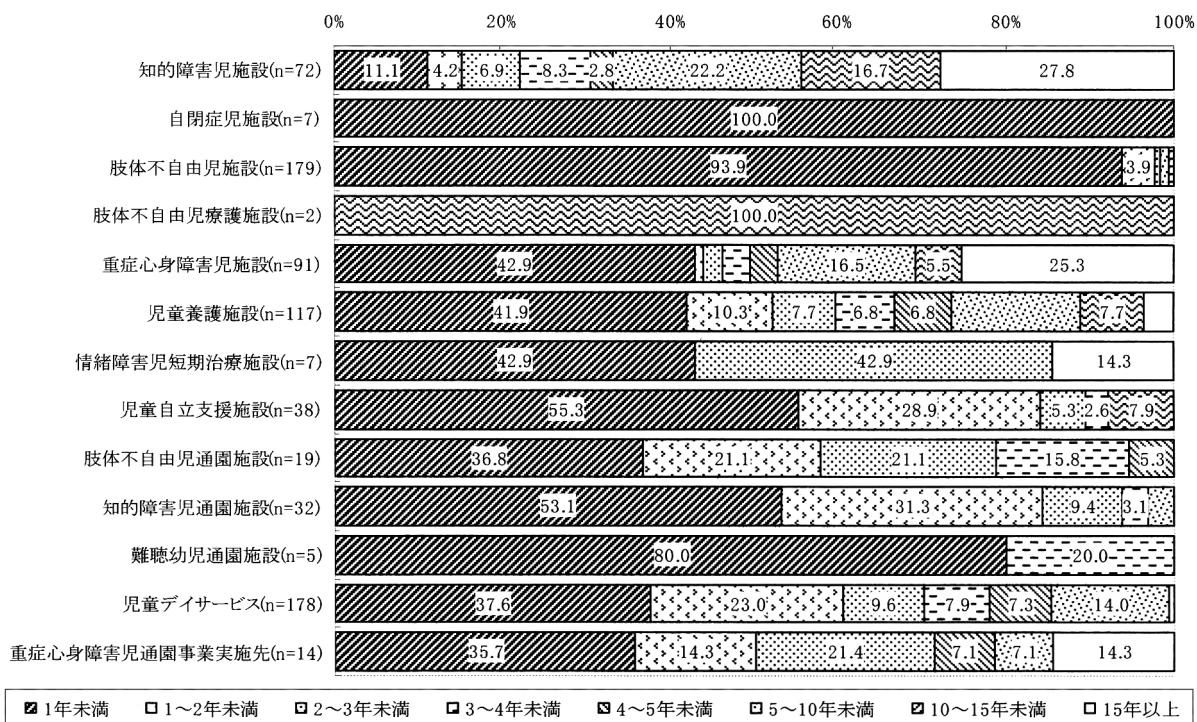
同様に、退所・利用中止者(平成18年11月時点)の退所・利用中止までの利用期間についてみると、3月時点に比べ、多くの施設で「1年未満」の短期利用者の割合が高くなっている。退所・利用中止者の利用期間は年度途中の方が短い可能性がある。

退所・利用中止者が30名以上存在した施設に限り、利用期間「1年未満」に着目すると、肢体不自由児施設で93.9%、児童自立支援施設で55.3%、重症心身障害児施設で42.9%と短期利用者割合が高くなっている。

図表37 施設種類別 退所・利用中止者の利用期間【平成18年11月】

	回答 施設数	1年 未満	1~ 2年 未満	2~ 3年 未満	3~ 4年 未満	4~ 5年 未満	5~ 10年 未満	10~ 15年 未満	15年 以上	合計	参考: 利用者数	利用者数に ついての回 答施設数
知的障害児施設	44施設	8人	3人	5人	6人	2人	16人	12人	20人	72人	7,789人	197施設
自閉症児施設	3施設	7人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	7人	151人	5施設
肢体不自由児施設	26施設	168人	7人	1人	0人	0人	2人	1人	0人	179人	2,007人	48施設
肢体不自由児療護施設	2施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人	2人	152人	4施設
重症心身障害児施設	19施設	39人	1人	2人	3人	3人	15人	5人	23人	91人	8,208人	86施設
児童養護施設	74施設	49人	12人	9人	8人	8人	18人	9人	4人	117人	14,876人	283施設
情緒障害児短期治療施設	5施設	3人	0人	3人	0人	0人	0人	0人	1人	7人	543人	14施設
児童自立支援施設	23施設	21人	11人	2人	1人	0人	0人	3人	0人	38人	1,284人	39施設
肢体不自由児通園施設	15施設	7人	4人	4人	3人	1人	0人	0人	0人	19人	1,839人	83施設
知的障害児通園施設	29施設	17人	10人	3人	1人	0人	1人	0人	0人	32人	6,819人	188施設
難聴幼児通園施設	4施設	4人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	5人	385人	18施設
児童デイサービス	81施設	67人	41人	17人	14人	13人	25人	0人	1人	178人	10,979人	603施設
重症心身障害児通園事業実施先	12施設	5人	2人	3人	0人	1人	1人	0人	2人	14人	2,294人	135施設

※ 回答のなかつた施設種別は掲載省略した



④ 障害種別・障害の程度

a) 障害種別

障害種類別に施設利用者数をみると、各障害種類に特化した施設ではその特化した障害種別の利用者数が多くなっている傾向が見られる。しかし、知的障害児施設や肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設などでは知的障害児や肢体不自由児以外の幅広い障害種類の児童の利用も多くなっている。

また、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の利用者数全体に占める障害児割合をみると、情緒障害児短期治療施設で 48.7%と半数近くに達しており、児童養護施設や児童自立支援施設でも利用者の 1 割以上が障害児となっている。

図表 38 施設種類別 主たる障害別利用者数

	回答施設数	知的障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害(聴覚障害なし)	肢体不自由	自閉症(自閉的傾向も含む)	重症心身障害	左記以外の軽度障害	合計
知的障害児施設	196施設	4882人	10人	2人	6人	33人	397人	244人	19人	5593人
自閉症児施設	5施設	7人	0人	0人	0人	0人	137人	0人	7人	151人
盲児施設	7施設	8人	67人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	76人
ろうあ児施設	11施設	39人	0人	117人	0人	2人	4人	0人	2人	164人
肢体不自由児施設	48施設	62人	1人	0人	19人	1297人	4人	512人	33人	1928人
肢体不自由児療護施設	4施設	33人	2人	1人	0人	100人	3人	12人	1人	152人
重症心身障害児施設	85施設	879人	24人	4人	4人	446人	38人	5744人	169人	7308人
児童養護施設	230施設	1096人	14人	14人	21人	29人	213人	4人	265人	1656人
情緒障害児短期治療施設	10施設	33人	0人	0人	0人	0人	83人	0人	132人	248人
児童自立支援施設	28施設	53人	0人	0人	0人	0人	37人	0人	95人	185人
肢体不自由児通園施設	82施設	215人	5人	10人	0人	657人	16人	330人	23人	1256人
知的障害児通園施設	188施設	2417人	17人	21人	5人	216人	2198人	116人	133人	5123人
難聴幼児通園施設	18施設	8人	0人	254人	12人	0人	24人	0人	2人	300人
児童デイサービス	599施設	2011人	17人	37人	231人	494人	2420人	317人	1090人	6617人
重症心身障害児通園事業	137施設	167人	1人	0人	0人	105人	13人	1419人	10人	1715人

図表 39 児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設における障害児

	回答施設数	知的障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害(聴覚障害なし)	肢体不自由	自閉症(自閉的傾向も含む)	重症心身障害	左記以外の軽度障害	合計(a)	利用者数(b)	(a)÷(b)
児童養護施設	230施設	1096人	14人	14人	21人	29人	213人	4人	265人	1656人	14,959	11.1%
情緒障害児短期治療施設	10施設	33人	0人	0人	0人	0人	83人	0人	132人	248人	509	48.7%
児童自立支援施設	28施設	53人	0人	0人	0人	0人	37人	0人	95人	185人	1,284	14.4%

b) 障害の程度

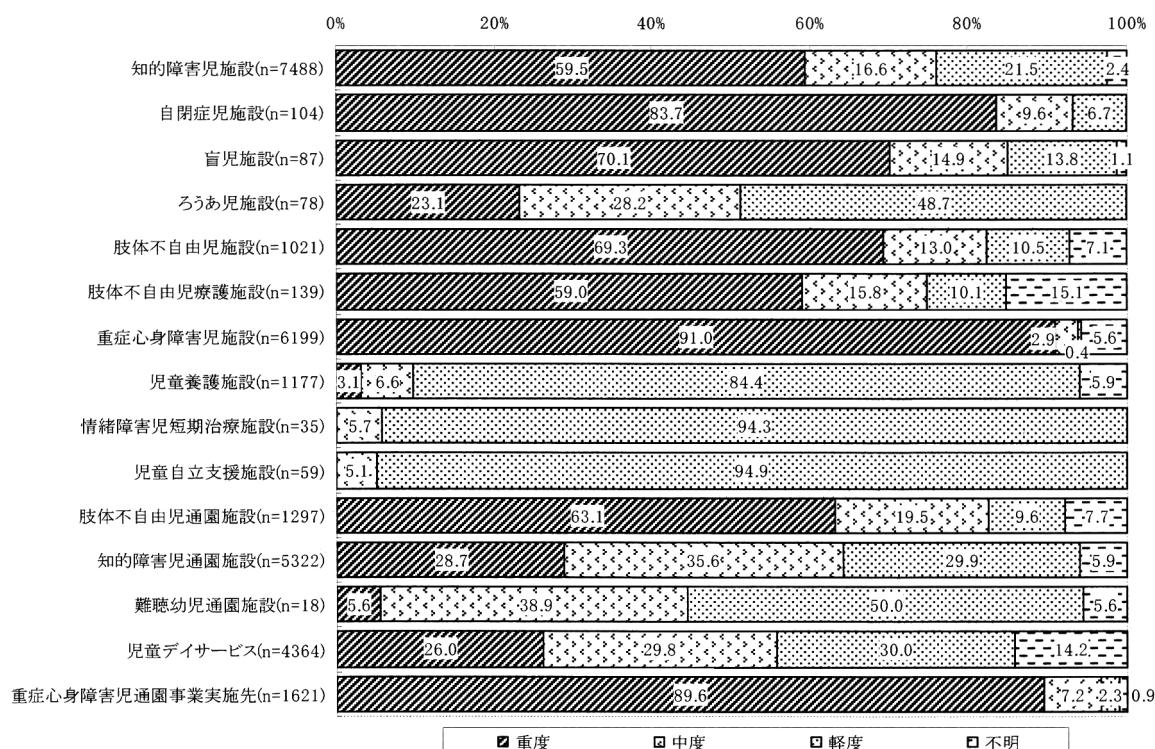
ア) 知的障害

単一障害についてはその障害について、重複障害の場合はそれぞれの障害について、障害の程度を尋ねた。障害種類別に障害の程度をみると、知的障害の場合、「重度」の利用者割合の多い施設としては、重症心身障害児施設(91.0%)、重症心身障害児通園事業実施先(89.6%)、自閉症児施設(83.7%)などがある。逆に「軽度」の利用者割合の多い施設としては、児童自立支援施設(94.9%)、情緒障害児短期治療施設(94.3%)、児童養護施設(84.4%)など、施設種類群としては「他の児童福祉施設」に入る施設すべてが該当する。

図表 40 施設種類別 程度別人数(知的障害)

	回答施設数	重度	中度	軽度	不明	合計
知的障害児施設	196施設	4455人	1244人	1608人	181人	7488人
自閉症児施設	5施設	87人	10人	7人	0人	104人
盲児施設	7施設	61人	13人	12人	1人	87人
ろうあ児施設	9施設	18人	22人	38人	0人	78人
肢体不自由児施設	43施設	708人	133人	107人	73人	1021人
肢体不自由児療護施設	4施設	82人	22人	14人	21人	139人
重症心身障害児施設	74施設	5642人	180人	27人	350人	6199人
児童養護施設	216施設	36人	78人	993人	70人	1177人
情緒障害児短期治療施設	9施設	0人	2人	33人	0人	35人
児童自立支援施設	22施設	0人	3人	56人	0人	59人
肢体不自由児通園施設	76施設	819人	253人	125人	100人	1297人
知的障害児通園施設	185施設	1525人	1892人	1590人	315人	5322人
難聴幼児通園施設	9施設	1人	7人	9人	1人	18人
児童デイサービス	514施設	1133人	1301人	1309人	621人	4364人
重症心身障害児通園事業実施先	123施設	1452人	117人	37人	15人	1621人

図表 41 施設種類別 障害の程度(知的障害)



イ) 視覚障害

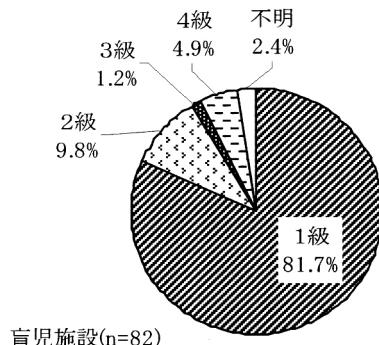
視覚障害の場合、盲児施設を利用している児童では81.7%が「1級」となっており、「2級」と合わせると全体の91.5%に達する。

図表 42 施設種類別 程度別入数(視覚障害)

	回答 施設数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	合計
知的障害児施設	42施設	29人	10人	3人	3人	4人	3人	13人	65人
自閉症児施設	1施設	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
盲児施設	7施設	67人	8人	1人	4人	0人	0人	2人	82人
ろうあ児施設	1施設	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
肢体不自由児施設	12施設	14人	0人	0人	0人	0人	0人	20人	34人
肢体不自由児療護施設	3施設	3人	0人	0人	0人	2人	0人	0人	5人
重症心身障害児施設	45施設	159人	9人	3人	0人	0人	0人	395人	566人
児童養護施設	19施設	1人	2人	0人	0人	3人	0人	16人	22人
肢体不自由児通園施設	31施設	30人	6人	1人	1人	0人	1人	69人	108人
知的障害児通園施設	25施設	17人	3人	2人	2人	0人	0人	21人	45人
児童デイサービス	43施設	25人	5人	0人	1人	2人	0人	17人	50人
重症心身障害児通園事業実施先	27施設	42人	9人	2人	0人	0人	0人	53人	106人

※ 回答施設がなかった施設種別については掲載省略した

図表 43 盲児施設における視覚障害の程度別入数の割合

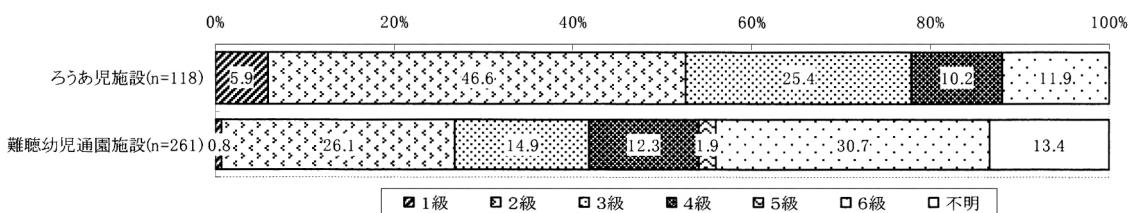


カ) 聴覚障害

聴覚障害の場合、ろうあ児施設では「2級」の割合が46.6%と最も多くなっているが、難聴幼児通園施設では「2級」(26.1%)と「6級」(30.7%)の割合が多く、利用者の障害程度は二極分化している。

図表 44 施設種類別 程度別人数(聴覚障害)

	回答 施設数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	合計
知的障害児施設	47施設	9人	17人	12人	8人	0人	9人	10人	65人
自閉症児施設	1施設	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
盲児施設	2施設	0人	1人	2人	0人	0人	1人	1人	5人
ろうあ児施設	11施設	7人	55人	30人	12人	0人	14人	0人	118人
肢体不自由児施設	13施設	3人	4人	3人	1人	0人	7人	0人	18人
肢体不自由児療護施設	2施設	0人	1人	1人	0人	0人	2人	0人	4人
重症心身障害児施設	30施設	39人	22人	4人	2人	0人	1人	285人	353人
児童養護施設	16施設	2人	3人	4人	1人	0人	3人	4人	17人
児童自立支援施設	1施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人
肢体不自由児通園施設	37施設	8人	1人	13人	8人	1人	13人	35人	79人
知的障害児通園施設	41施設	10人	12人	12人	6人	0人	14人	2人	56人
難聴幼児通園施設	17施設	2人	68人	39人	32人	5人	80人	35人	261人
児童デイサービス	65施設	17人	19人	15人	8人	0人	12人	19人	90人
重症心身障害児通園事業実施先	15施設	9人	9人	2人	3人	0人	2人	63人	88人



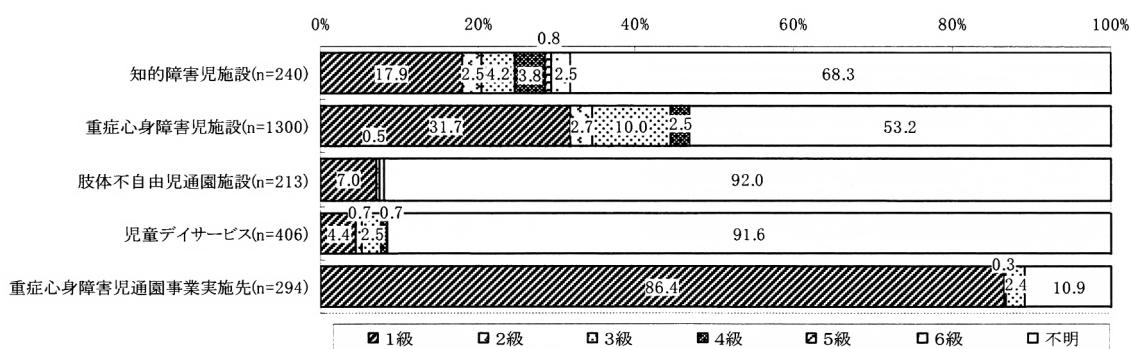
エ) 言語障害(聴覚障害なし)

言語障害の場合、言語障害児が 200 名以上いる施設種類に限ってみると、多くの施設で程度は「不明」とする割合が高くなっている。「不明」という回答が、「障害を有するもののその程度が不明である」ことを示すのか、「障害の有無が不明である」ことを示すのかを結果から判断することは困難である。こうした「不明」の割合の高さは、聴覚障害なしの言語障害の障害程度を現場担当者レベルで判断することの難しさを示していると考えられる。

「不明」を除くと「1級」の割合が高く、重症心身障害児通園事業実施先で 86.4%、重症心身障害児施設で 31.7%となっている。聴覚障害なしの言語障害で「1級」の比率が高い理由として、重度心身障害児がまったく発語しないことから、現場レベルで「言語障害」と判断して記入した結果と考えられる。

図表 45 施設種類群別 程度別人数(言語障害)

	回答 施設数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	合計
知的障害児施設	24施設	43人	6人	10人	9人	2人	6人	164人	240人
盲児施設	1施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	13人	13人
肢体不自由児施設	9施設	12人	1人	3人	1人	0人	0人	71人	88人
肢体不自由児療護施設	1施設	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
重症心身障害児施設	27施設	412人	35人	130人	32人	0人	0人	691人	1300人
児童養護施設	12施設	1人	0人	0人	0人	0人	0人	15人	16人
肢体不自由児通園施設	12施設	15人	1人	0人	0人	0人	1人	196人	213人
知的障害児通園施設	7施設	26人	0人	2人	0人	0人	0人	84人	112人
難聴幼児通園施設	1施設	0人	0人	0人	0人	0人	0人	23人	23人
児童デイサービス	73施設	18人	3人	10人	3人	0人	0人	372人	406人
重症心身障害児通園事業実施先	25施設	254人	1人	7人	0人	0人	0人	32人	294人

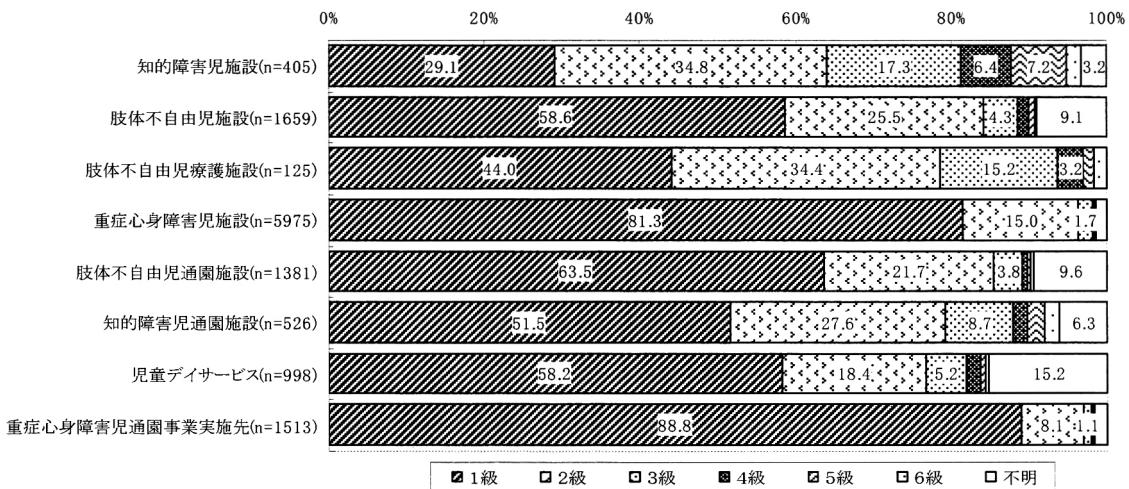


オ) 肢体不自由

肢体不自由の場合、多くの施設で「1級」の利用者割合が高くなっている。特に、重症心身障害児通園事業実施先(88.8%)、重症心身障害児施設(81.3%)、肢体不自由児通園施設(63.5%)などの施設で割合が高くなっている。

図表 46 施設種類別 程度別人数(肢体不自由)

	回答 施設数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明	合計
知的障害児施設	123施設	118人	141人	70人	26人	29人	8人	13人	405人
自閉症児施設	1施設	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	2人
盲児施設	3施設	8人	6人	2人	0人	0人	0人	0人	16人
ろうあ児施設	3施設	0人	0人	1人	0人	2人	2人	3人	8人
肢体不自由児施設	47施設	972人	423人	71人	26人	11人	5人	151人	1659人
肢体不自由児療護施設	4施設	55人	43人	19人	4人	2人	2人	0人	125人
重症心身障害児施設	76施設	4860人	895人	104人	17人	15人	3人	81人	5975人
児童養護施設	28施設	10人	11人	8人	4人	2人	1人	4人	40人
肢体不自由児通園施設	82施設	877人	300人	52人	10人	4人	6人	132人	1381人
知的障害児通園施設	111施設	271人	145人	46人	10人	11人	10人	33人	526人
難聴幼児通園施設	2施設	0人	0人	0人	0人	0人	1人	1人	2人
児童デイサービス	288施設	581人	184人	52人	17人	6人	6人	152人	998人
重症心身障害児通園事業実施先	119施設	1344人	122人	16人	2人	3人	1人	25人	1513人



か) 自閉症・自閉的傾向

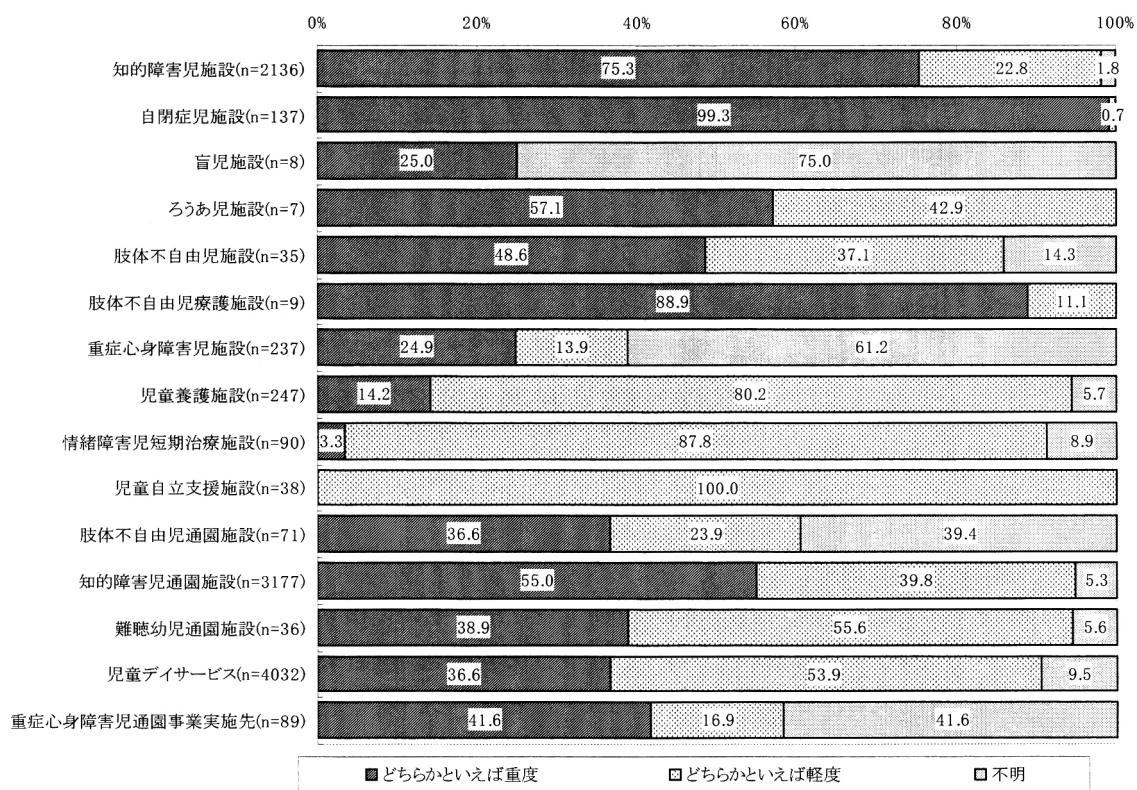
自閉症・自閉的傾向の場合、入所施設で「どちらかといえば重度」の利用者割合が高くなっている。特に、自閉症児施設(99.3%)、肢体不自由児療護施設(88.9%)、知的障害児施設(75.3%)で自閉症・自閉的傾向児童の7割以上が「どちらかといえば重度」となっている。ただし重症心身障害児などでは、自閉的な傾向を判断できないケースも多いと考えられる。[図表48]

通園施設において特に重度の利用者が多い施設は知的障害児通園施設(55.0%)となっている。

図表 47 施設種類別 程度別人数(自閉症)

施設種類	回答施設数	どちらかといえば重度	どちらかといえば軽度	不明	合計
知的障害児施設	162施設	1609人	488人	39人	2136人
自閉症児施設	5施設	136人	1人	0人	137人
盲児施設	2施設	2人	0人	6人	8人
ろうあ児施設	4施設	4人	3人	0人	7人
肢体不自由児施設	15施設	17人	13人	5人	35人
肢体不自由児療護施設	4施設	8人	1人	0人	9人
重症心身障害児施設	12施設	59人	33人	145人	237人
児童養護施設	81施設	35人	198人	14人	247人
情緒障害児短期治療施設	9施設	3人	79人	8人	90人
児童自立支援施設	8施設	0人	38人	0人	38人
肢体不自由児通園施設	21施設	26人	17人	28人	71人
知的障害児通園施設	172施設	1746人	1264人	167人	3177人
難聴児通園施設	7施設	14人	20人	2人	36人
児童デイサービス	504施設	1474人	2173人	385人	4032人
重症心身障害児通園事業実施先	18施設	37人	15人	37人	89人

図表 48 施設種類別 障害の程度(自閉症・自閉的傾向)



⑤ 手帳保有状況

入所・通園施設利用者全体に占める手帳保有者の割合を見ると、入所施設では利用者全体の約99%、通園施設で約80%であり、他の児童福祉施設では約4%となっている。手帳保有者について、手帳の種別を施設種類群別にみると、入所施設では「療育手帳のみ」が最も多い42.1%、次いで「両方」が34.0%、「身体障害者手帳のみ」が23.9%となっている。通園施設では「療育手帳のみ」が61.2%、次いで「両方」が24.1%、「身体障害者手帳のみ」が14.7%となっている。他の児童福祉施設では「療育手帳のみ」が最も多い86.2%、「身体障害者手帳のみ」が10.1%となっている。

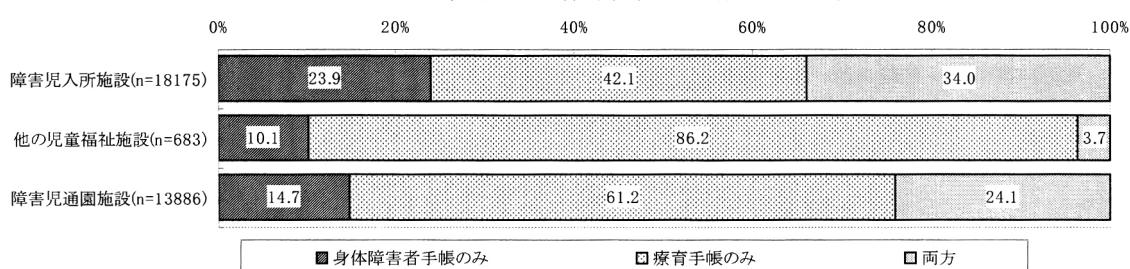
個別の施設種類別にみると、「身体障害者手帳のみ」が多い施設としては、難聴幼児通園施設(88.2%)、ろうあ児施設(58.5%)、肢体不自由児施設(58.3%)の順になっている。「療育手帳のみ」が多い施設としては、情緒障害児短期治療施設(100.0%)、児童自立支援施設(100.0%)、自閉症児施設(96.0%)、知的障害児施設(88.9%)の順になっている。「両方」が多い施設としては、重症心身障害児通園事業実施先(70.2%)、肢体不自由児施設(57.0%)、重症心身障害児施設(56.6%)の順になっている。

施設利用者の身体障害者手帳・療養手帳の保有状況については以下の点について留意が必要である。第一に、療育手帳を持っていないから知的障害がないというわけではないということである。すなわち、身体障害者手帳を持っていれば、サービスを受ける上で不都合はほとんどないため、わざわざ療育手帳を取らない人も多いことを指摘する声もある。実際には、療育手帳を取得できるけれども取っていないという場合もあり、例えば肢体不自由児療護施設における「療育手帳のみ」の利用者割合(13.4%)は実際の知的障害のある利用者の割合よりも低い可能性がある。**[図表52]** 第二に、重度な障害について手帳を持っていれば、さらにもう1冊を取得するメリットがあまりないため、複数の手帳を持たないことが考えられる。第三に、低年齢の児童に対して、児童相談所は手帳、等級をあまり出さない傾向があるとの指摘があることを踏まえると、低年齢利用者では障害を持っていても手帳を取得していない人が少なからずいると考えられる。

図表 49 施設種類群別 身体障害者手帳・療養手帳の有無人数

	利用者数 について 回答のあった 施設数	利用者数 (a)	手帳保有状況 について 回答のあった 施設数	身体障害者 手帳のみ を持つ 利用者(c)	療育手帳 のみを持つ 利用者(d)	両方の 手帳を持つ 利用者(e)	手帳を持つ 利用者合計 (f)	利用者に 占める手帳 保有者割合 (f/a)
障害児入所施設	356施設	18367人	358施設	4341人	7652人	6182人	18175人	約99%
他の児童福祉施設	336施設	16752人	230施設	69人	589人	25人	683人	約4%
障害児通園施設	1020施設	17423人	957施設	2048人	8497人	3341人	13886人	約80%

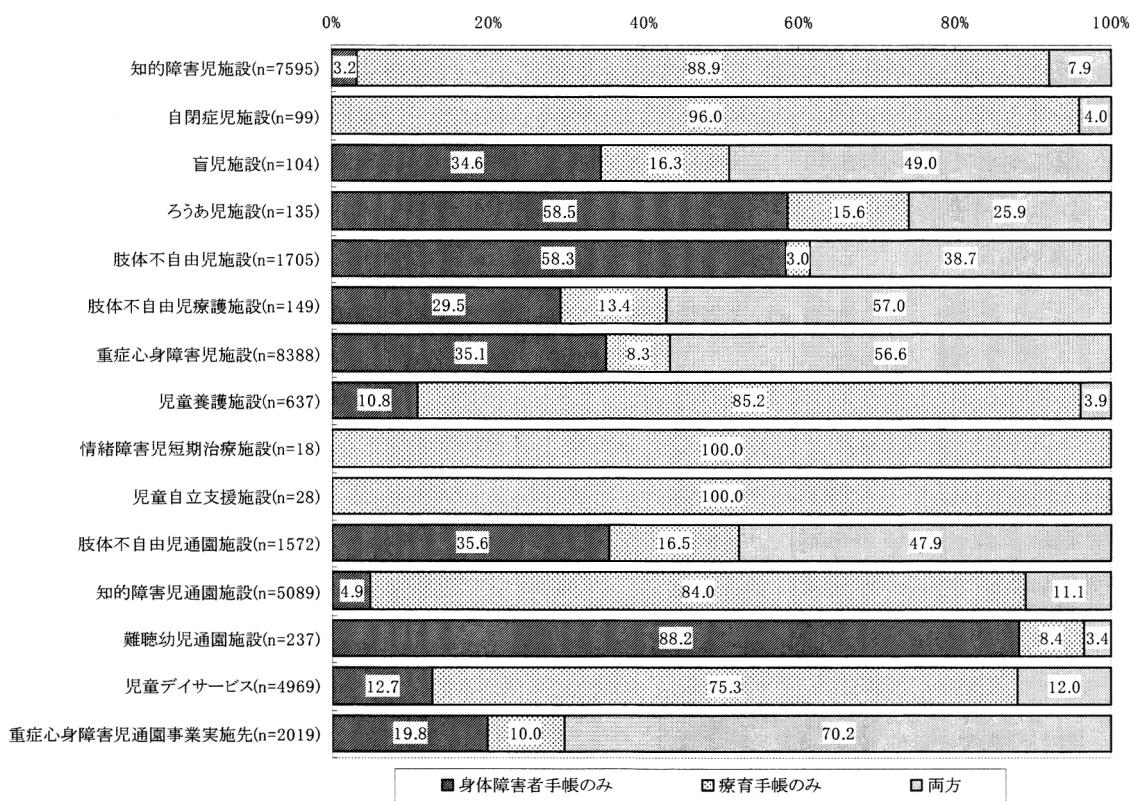
図表 50 施設種類群別 身体障害者手帳・療養手帳の有無



図表 51 施設種類別 身体障害者手帳・療養手帳の有無人数

	利用者数 について 回答のあった 施設数	利用者数 (a)	手帳保有状況 について 回答のあった 施設数	身体障害者 手帳のみ を持つ 利用者(c)	療育手帳 のみを持つ 利用者(d)	両方の 手帳を持つ 利用者(e)	手帳を 持つ 利用者 合計(f)	利用者に 占める手帳 保有者割合 (f/a)
知的障害児施設	196施設	7764人	199施設	242人	6751人	602人	7595人	約 98%
自閉症児施設	5施設	151人	5施設	0人	95人	4人	99人	約 66%
盲児施設	7施設	116人	7施設	36人	17人	51人	104人	約 90%
ろうあ児施設	11施設	160人	11施設	79人	21人	35人	135人	約 84%
肢体不自由児施設	48施設	2074人	48施設	994人	52人	659人	1705人	約 82%
肢体不自由児療護	4施設	152人	4施設	44人	20人	85人	149人	約 98%
重症心身障害児施設	85施設	7950人	84施設	2946人	696人	4746人	8388人	約 100%
児童養護施設	284施設	14959人	202施設	69人	543人	25人	637人	約 4%
情緒障害児短期治療	13施設	509人	8施設	0人	18人	0人	18人	約 4%
児童自立支援施設	39施設	1284人	20施設	0人	28人	0人	28人	約 2%
肢体不自由児通園	82施設	1589人	81施設	559人	260人	753人	1572人	約 99%
知的障害児通園施設	189施設	6325人	185施設	248人	4276人	565人	5089人	約 80%
難聴幼児通園施設	18施設	356人	17施設	209人	20人	8人	237人	約 67%
児童デイサービス	595施設	7374人	542施設	632人	3740人	597人	4969人	約 67%
重症心身障害児通園	136施設	1779人	132施設	400人	201人	1418人	2019人	約 100%

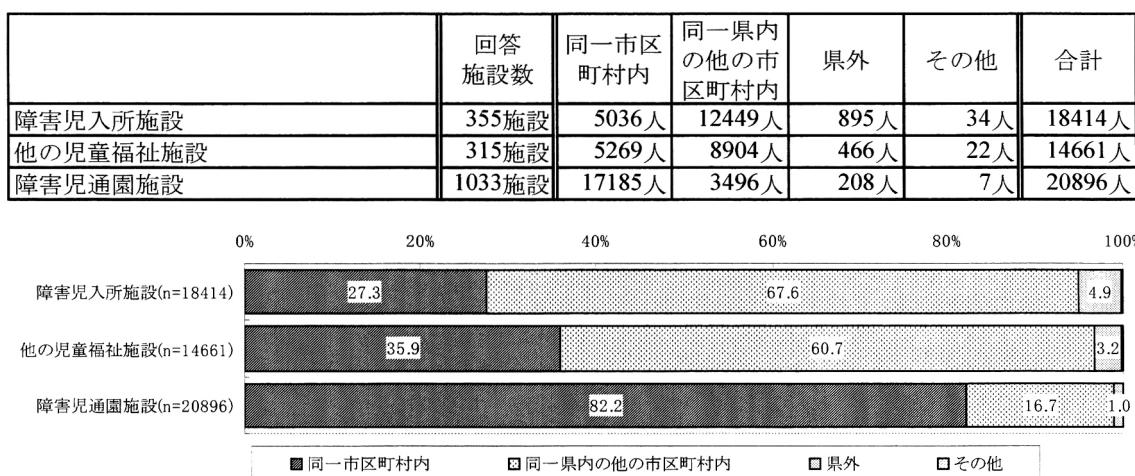
図表 52 施設種類別 身体障害者手帳・療養手帳の有無



⑥ 利用開始前の所在地

利用開始前の所在地について施設種類群別にみると、入所施設では「県外」の利用者割合が 67.6%となっている一方、通園施設では「同一市区町村内」が 82.2%となっており、対照的な結果となっている。入所施設において特に「県外」の利用者割合が高い施設は、肢体不自由児療護施設(71.7%)、重症心身障害児施設(71.1%)となっている。通園施設において「同一市区町村内」の利用者割合が高い施設は、児童デイサービス(87.9%)、知的障害児通園施設(85.2%)、肢体不自由児通園施設(79.2%)となっている。[図表 54]

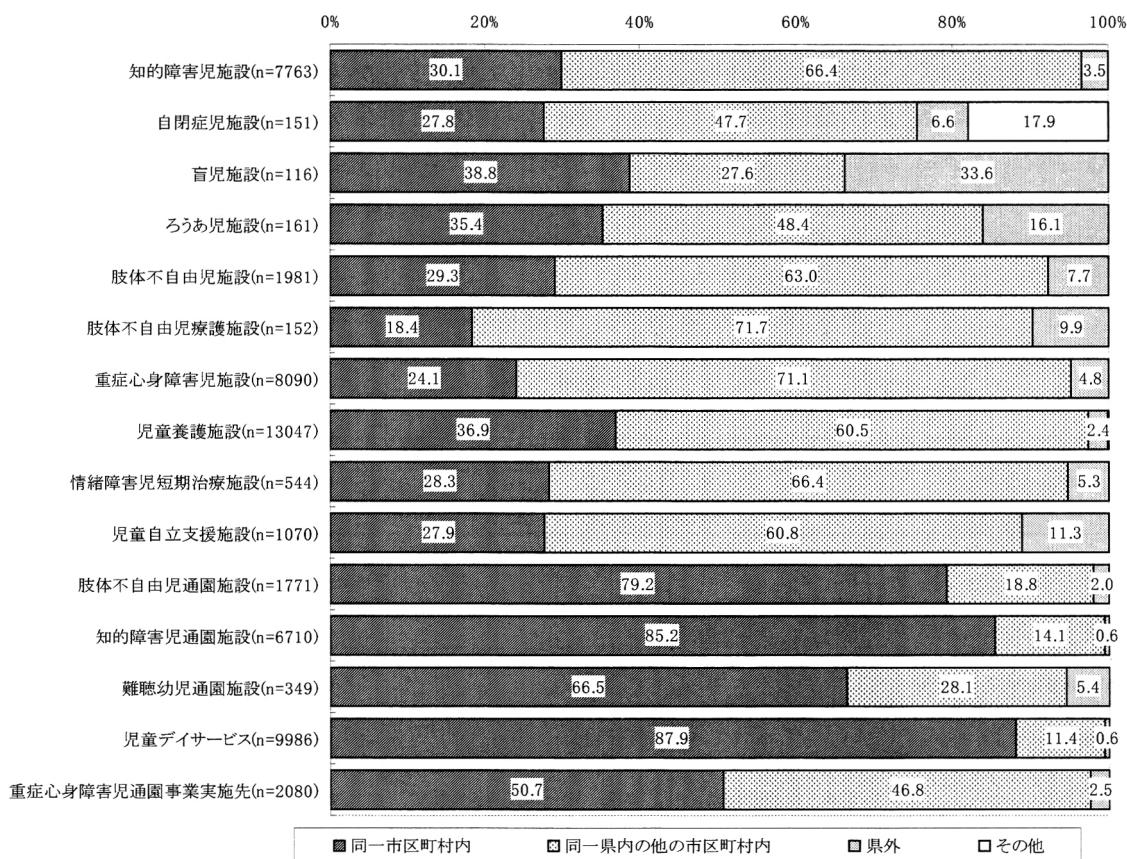
図表 53 施設種類群別 利用開始前の所在地別利用者数



図表 54 施設種類別 利用開始前の所在地別利用者数

	回答 施設数	同一市区 町村内	同一県内 の他の市 区町村内	県外	その他	合計
知的障害児施設	197施設	2336人	5157人	268人	2人	7763人
自閉症児施設	5施設	42人	72人	10人	27人	151人
盲児施設	7施設	45人	32人	39人	0人	116人
ろうあ児施設	11施設	57人	78人	26人	0人	161人
肢体不自由児施設	47施設	580人	1248人	152人	1人	1981人
肢体不自由児療護施設	4施設	28人	109人	15人	0人	152人
重症心身障害児施設	84施設	1948人	5753人	385人	4人	8090人
児童養護施設	265施設	4817人	7892人	316人	22人	13047人
情緒障害児短期治療施設	14施設	154人	361人	29人	0人	544人
児童自立支援施設	36施設	298人	651人	121人	0人	1070人
肢体不自由児通園施設	83施設	1403人	333人	35人	0人	1771人
知的障害児通園施設	187施設	5720人	949人	39人	2人	6710人
難聴幼児通園施設	18施設	232人	98人	19人	0人	349人
児童デイサービス	608施設	8776人	1143人	62人	5人	9986人
重症心身障害児通園事業実施先	137施設	1054人	973人	53人	0人	2080人

図表 54 施設種類別 利用開始前の所在地別利用者数 [つづき]



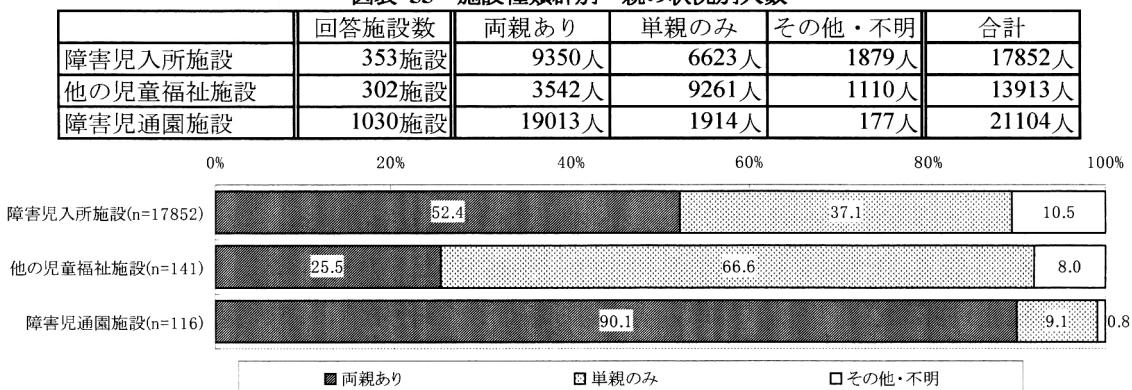
⑦ 親の状況

施設利用児童の親の状況について施設種類群別にみると、通園施設では「両親あり」の割合が 90.1%となっているのに対し、他の児童福祉施設では「単親のみ」の割合が 66.6%と高くなっている。入所施設では「両親あり」の割合が約半数(52.4%)となっている。

通園施設において「両親あり」の割合が高い施設は、難聴幼児通園施設(95.7%)、知的障害児通園施設(93.6%)、肢体不自由児通園施設(91.9%)などとなっている。他の児童福祉施設において「単親のみ」の割合が高い施設は、児童養護施設(67.9%)、児童自立支援施設(58.3%)となっている。入所施設において「両親あり」の割合が高い施設は、自閉症児施設(70.2%)、肢体不自由児施設(67.5%)となっている。

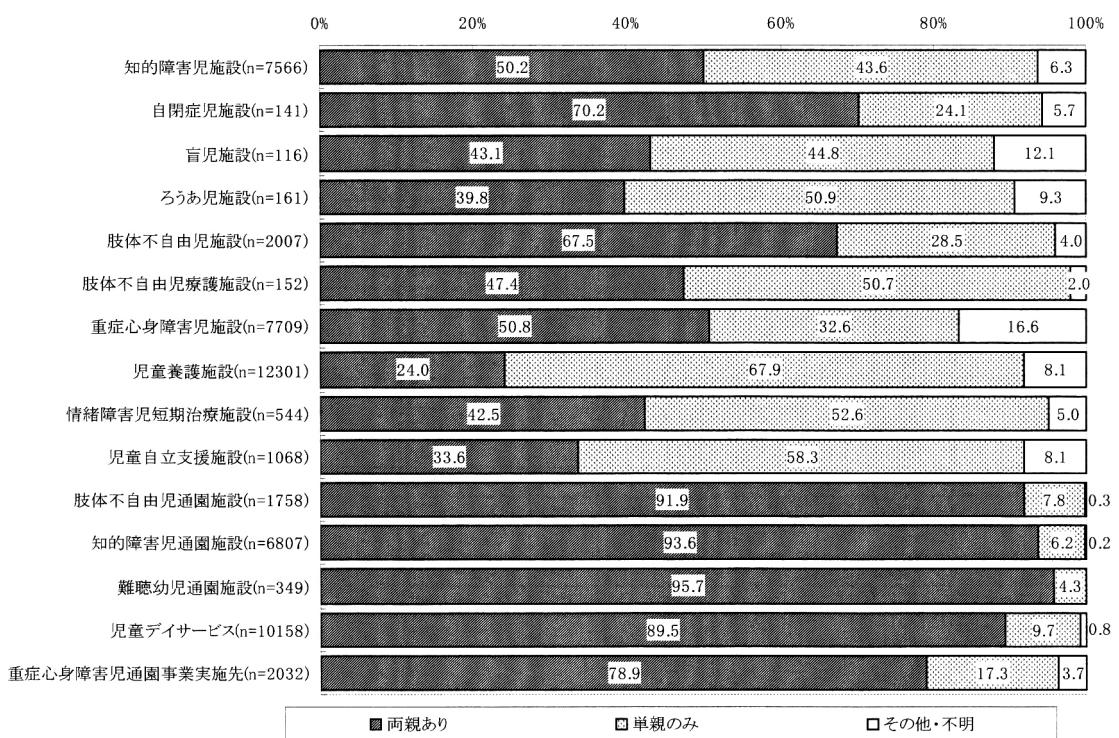
ただし施設によって入所児の年齢が異なり、親が高齢で他界しているケースもありうることに留意が必要である。

図表 55 施設種類別 親の状況別人数



図表 56 施設種類別 親の状況別人数

	回答施設数	両親あり	単親のみ	その他・不明	合計
知的障害児施設	197施設	3795人	3295人	476人	7566人
自閉症児施設	4施設	99人	34人	8人	141人
盲児施設	7施設	50人	52人	14人	116人
ろうあ児施設	11施設	64人	82人	15人	161人
肢体不自由児施設	48施設	1355人	571人	81人	2007人
肢体不自由児療護施設	4施設	72人	77人	3人	152人
重症心身障害児施設	82施設	3915人	2512人	1282人	7709人
児童養護施設	252施設	2952人	8352人	997人	12301人
情緒障害児短期治療施設	14施設	231人	286人	27人	544人
児童自立支援施設	36施設	359人	623人	86人	1068人
肢体不自由児通園施設	82施設	1615人	138人	5人	1758人
知的障害児通園施設	186施設	6373人	422人	12人	6807人
難聴幼児通園施設	18施設	334人	15人	0人	349人
児童デイサービス	610施設	9087人	987人	84人	10158人
重症心身障害児通園事業実施先	134施設	1604人	352人	76人	2032人



(6) 日常生活や併用サービス

① 補装具・日常生活用具の利用

施設を利用している障害児について、補装具や日常生活用具の利用状況を施設種類群別にみると、入所施設では「車いす・電動車いす」(6,863人)、「座位保持装置」(1,866人)、「装具」(1,823人)などの利用が多い。他の児童福祉施設では特別な補装具等はあまり使用していないが、「眼鏡」(1,223人)の利用が特に多い。通園施設では入所施設同様、「車いす・電動車いす」(2,806人)、「装具」(1,780人)、「座位保持装置」(1,086人)などの利用が多い。

入所施設・通園施設において「車いす・電動車いす」の利用者が多い施設としては、重症心身障害児施設(5,141人)、重症心身障害児通園事業実施先(1,609人)、肢体不自由児施設(1,338人)などとなっている。

図表 57 対象者の施設種類群別 補装具・日常生活用具の利用者数

	回答施設数	車いす・電動車いす	装具	座位保持装置	眼鏡	座位保持いす	頭部保護帽・頭部保持具	歩行器	補聴器	起立保持具	排・ストマ用・収尿器	歩行補助つえ	義眼	点字器	盲人安全つえ	義肢	合計
障害児入所施設	299施設	6863人	1823人	1866人	506人	565人	1053人	399人	203人	200人	211人	151人	17人	21人	16人	6人	13900人
他の児童福祉施設	170施設	5人	41人	4人	1223人	1人	6人	2人	18人	2人	0人	2人	6人	16人	2人	2人	1330人
障害児通園施設	747施設	2806人	1780人	1086人	687人	1175人	462人	462人	557人	326人	160人	64人	34人	0人	5人	6人	9610人

図表 58 補装具・日常生活用具の利用者数

	回答施設数	車いす・電動車いす	装具	座位保持装置	眼鏡	座位保持いす	頭部保護帽・頭部保持具	歩行器	補聴器	起立保持具	排・ストマ用・収尿器	歩行補助つえ	義眼	点字器	盲人安全つえ	義肢	合計
知的障害児施設	148施設	314人	61人	3人	267人	9人	177人	7人	32人	1人	3人	4人	6人	1人	1人	0人	886人
自閉症児施設	2施設	0人	1人	0人	11人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	13人
盲児施設	6施設	6人	8人	0人	14人	0人	3人	0人	3人	0人	0人	0人	6人	19人	11人	0人	70人
ろうあ児施設	11施設	0人	2人	0人	25人	0人	0人	0人	117人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	144人
肢体不自由児施設	48施設	1338人	1065人	390人	133人	215人	274人	227人	21人	126人	46人	134人	1人	1人	0人	3人	3974人
肢体不自由児療護施設	4施設	64人	32人	1人	4人	13人	25人	3人	1人	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	145人
重症心身障害児施設	80施設	5141人	654人	1472人	52人	328人	574人	162人	28人	73人	161人	12人	4人	0人	4人	3人	8668人
児童養護施設	152施設	5人	40人	4人	1095人	1人	6人	2人	17人	2人	0人	1人	6人	16人	2人	2人	1199人
情緒障害児短期治療施設	7施設	0人	0人	0人	71人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	72人
児童自立支援施設	11施設	0人	1人	0人	57人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	59人
肢体不自由児通園施設	82施設	565人	769人	646人	125人	278人	165人	201人	65人	195人	78人	18人	11人	0人	0人	0人	3116人
知的障害児通園施設	148施設	155人	282人	86人	241人	214人	134人	75人	65人	52人	15人	6人	6人	0人	1人	1人	1333人
難聴幼児通園施設	18施設	0人	7人	0人	7人	0人	1人	0人	284人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	299人
児童デイサービス	364施設	477人	432人	131人	278人	333人	87人	110人	120人	63人	18人	35人	11人	0人	1人	4人	2100人
重症心身障害児通園事業実施先	135施設	1609人	290人	223人	36人	350人	75人	76人	23人	16人	49人	5人	6人	0人	3人	1人	2762人

対象者の障害種類群別に補装具・日常生活用具の利用者数をみると、「車いす・電動車いす」の利用が多いのは、重症心身障害児(6,750人)、肢体不自由児(1,967人)などとなっている。「装具」の利用が多いのは、肢体不自由児(1,866人)、重症心身障害児(944人)などとなっている。「座位保持装置」の利用が多いのも、重症心身障害児(1,695人)、肢体不自由児(1,037人)などとなっている。視覚・聴覚・言語障害児では「眼鏡」(46人)、「補聴器」(404人)などの利用が多い。

図表 59 対象者の障害種類群別 補装具・日常生活用具の利用者数

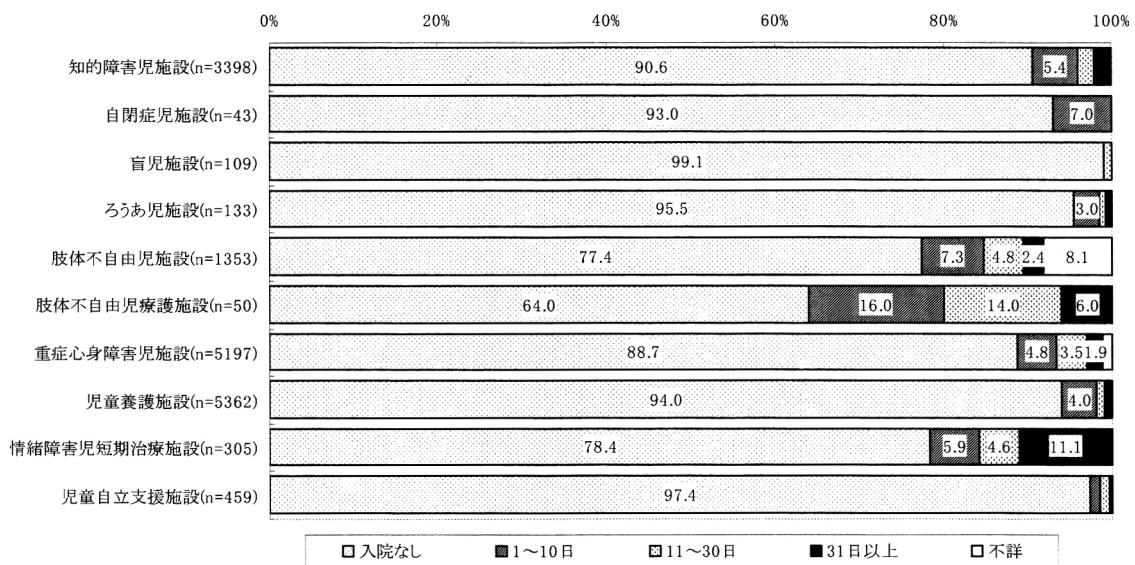
	回答施設数	車いす・電動車いす	装具	座位保持装置	眼鏡	座位保持いす	頭部保護帽・頭部保持具	歩行器	補聴器	起立保持具	排便補助器具・収尿器	歩行補助つえ	義眼	点字器	盲人安全つえ	義肢	合計
知的障害児入所・通園施設	296施設	469人	343人	89人	508人	223人	311人	82人	97人	53人	18人	10人	12人	1人	2人	1人	2219人
肢体不自由児入所・通園施設	134施設	1967人	1866人	1037人	262人	506人	464人	431人	87人	321人	125人	153人	12人	1人	0人	3人	7235人
重症心身障害児入所・通園施設	215施設	6750人	944人	1695人	88人	678人	649人	238人	51人	89人	210人	17人	10人	0人	7人	4人	11430人
視覚・聴覚・言語障害児入所・通園施設	35施設	6人	17人	0人	46人	0人	4人	0人	404人	0人	0人	0人	6人	19人	11人	0人	513人
児童デイサービス	364施設	477人	432人	131人	278人	333人	87人	110人	120人	63人	18人	35人	11人	0人	1人	4人	2100人

② 入所施設における医療機関の利用

入所施設における医療機関の利用(入院)状況についてみると、殆どの施設で「入院なし」の割合が9割前後となっている。「入院なし」の割合が高い施設としては、盲児施設(99.1%)、児童自立支援施設(97.3%)、ろうあ児施設(95.5%)の順になっている。逆に入院が多い入所施設としては肢体不自由児療護施設(入院「1~10日」+「11~30日」+「31日以上」=35.0%)、情緒障害児短期治療施設(入院「1~10日」+「11~30日」+「31日以上」=21.6%)などがある。情緒障害児短期治療施設では特に「31日以上」の入院人数割合が11.1%と高く、入院が長期化している傾向がみられる。

図表 60 過去1年間の医療機関への入院人数

	回答施設数	入院なし	1~10日	11~30日	31日以上	不詳	合計
知的障害児施設	172施設	3079人	183人	65人	71人	0人	3398人
自閉症児施設	3施設	40人	3人	0人	0人	0人	43人
盲児施設	6施設	108人	0人	1人	0人	0人	109人
ろうあ児施設	11施設	127人	4人	1人	1人	0人	133人
肢体不自由児施設	43施設	1047人	99人	65人	32人	110人	1353人
肢体不自由児療護施設	3施設	32人	8人	7人	3人	0人	50人
重症心身障害児施設	78施設	4610人	249人	182人	99人	57人	5197人
児童養護施設	215施設	5041人	216人	54人	45人	6人	5362人
情緒障害児短期治療施設	12施設	239人	18人	14人	34人	0人	305人
児童自立支援施設	24施設	447人	5人	5人	2人	0人	459人



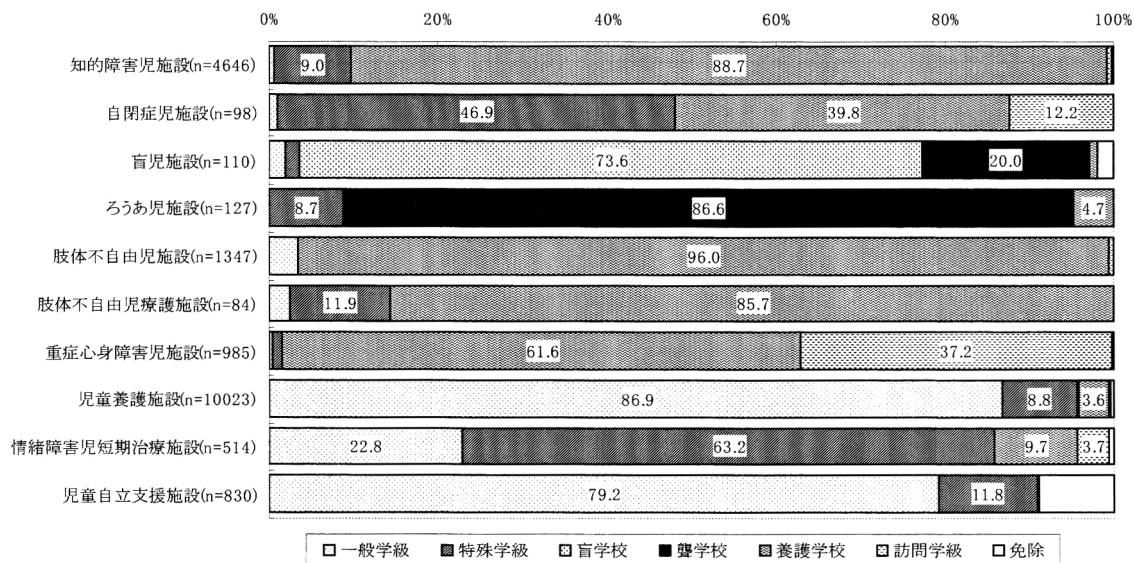
③ 入所施設における就学・通学状況

入所施設における就学・通学状況についてみると、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の他の児童福祉施設において、「一般学級」+「特殊学級」の割合が³8割前後と高くなっている。「養護学校」に就学・通学する利用者割合が高い施設としては、肢体不自由児施設(96.0%)、知的障害児施設(88.7%)、肢体不自由児療護施設(85.7%)などとなっている。盲児施設では「盲学校」(73.6%)、ろうあ児施設では「聾学校」(86.6%)、自閉症児施設では「特殊学級」(46.9%)、「養護学校」(39.8%)に就学・通学する利用者割合が高くなっている。

図表 61 就学・通学状況別利用者数

	回答施設数	一般学級	特殊学級	盲学校	聾学校	養護学校	訪問学級	免除	合計
知的障害児施設	187施設	23人	418人	4人	0人	4121人	26人	8人	4646人
自閉症児施設	5施設	1人	46人	0人	0人	39人	12人	0人	98人
盲児施設	7施設	2人	2人	81人	22人	1人	0人	2人	110人
ろうあ児施設	10施設	0人	11人	0人	110人	6人	0人	0人	127人
肢体不自由児施設	48施設	46人	0人	0人	0人	1293人	8人	0人	1347人
肢体不自由児療護施設	4施設	2人	10人	0人	0人	72人	0人	0人	84人
重症心身障害児施設	78施設	3人	11人	0人	0人	607人	366人	1人	985人
児童養護施設	256施設	8708人	885人	4人	6人	364人	18人	38人	10023人
情緒障害児短期治療施設	14施設	117人	325人	0人	0人	50人	19人	3人	514人
児童自立支援施設	31施設	657人	98人	0人	0人	1人	0人	74人	830人

図表 62 就学・通学状況別

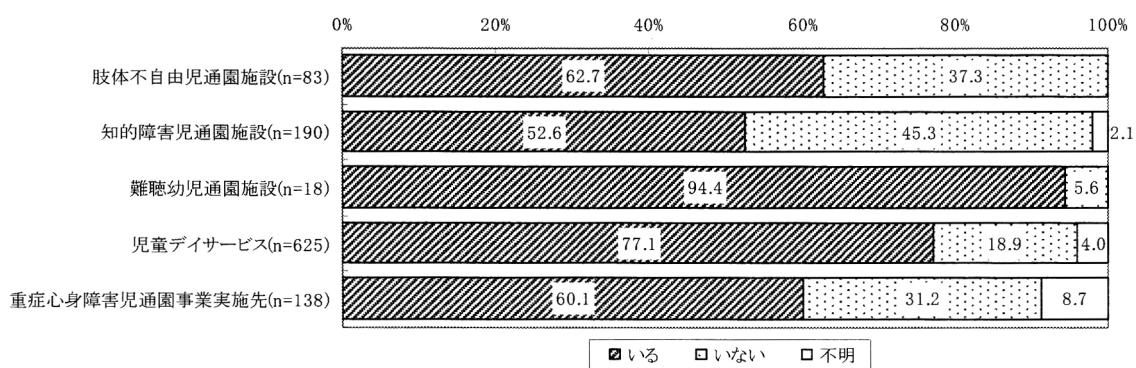


④ 通園施設における他の通園施設の併用状況

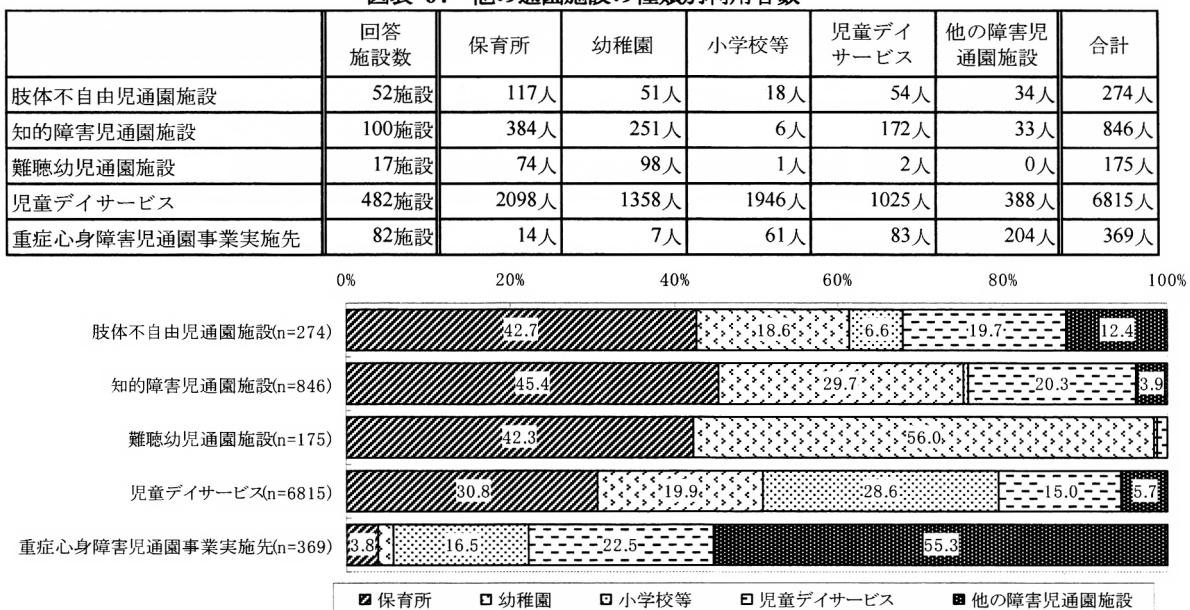
通園施設の利用者について、他の通園施設の利用状況をみると、他の施設を併用している利用者がいる施設が、どの施設種類においても施設全体の半数以上に上る。特に難聴幼児通園施設では 94.4%の施設で他の通園施設を利用している利用者がいる。

他施設を併用している利用者について、施設の種類をみると、難聴幼児通園施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設では、並行通園している施設が「保育所」または「幼稚園」である割合が並行通園者全体の 6 割を超え、特に難聴幼児通園施設では 98.3%に達している。また、重症心身障害児通園、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設の利用者で並行通園している人の約 2 割が「児童デイサービス」を併用している。また、児童デイサービスで並行通園している人の 15%は他の児童デイサービスを併用している。重症心身障害児通園事業実施先においては、並行通園者の半数以上が「他の障害児通園施設」に並行通園している。[図表 65]

図表 63 他の通園施設利用者の有無



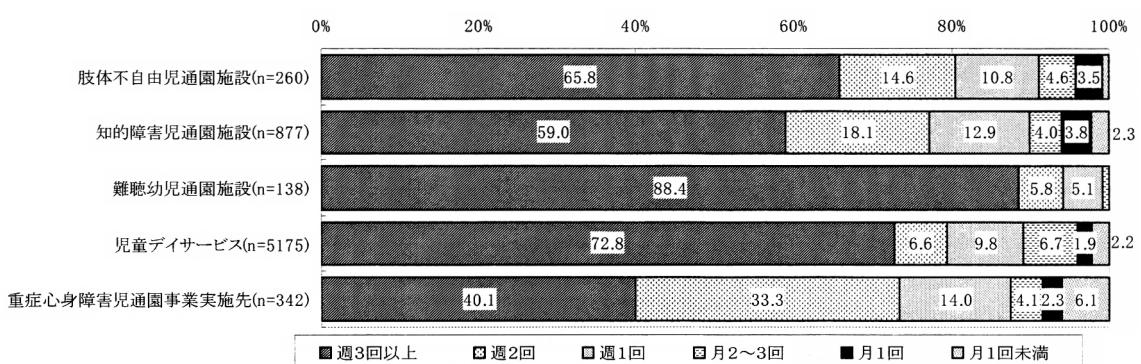
図表 64 他の通園施設の種類別利用者数



さらに併用している他の通園施設の利用頻度についてみると、重症心身障害児通園事業実施先を除くすべての通園施設において他施設を「週3回以上」利用している割合が約6~9割と高くなっている。一方、重症心身障害児通園事業実施先においては、「週2回」の利用者割合が33.3%と相対的に高くなっており、週1回未満の利用者も12.5%に上る。

図表 65 他の通園施設の利用頻度

	回答施設数	週3回以上	週2回	週1回	月2~3回	月1回	月1回未満	合計
肢体不自由児通園施設	48施設	171人	38人	28人	12人	9人	2人	260人
知的障害児通園施設	95施設	517人	159人	113人	35人	33人	20人	877人
難聴幼児通園施設	12施設	122人	8人	7人	1人	0人	0人	138人
児童デイサービス	424施設	3768人	339人	508人	346人	99人	115人	5175人
重症心身障害児通園事業実施先	78施設	137人	114人	48人	14人	8人	21人	342人



2. 幼稚園・児童館

次に、幼稚園ならびに児童館では近年、自閉的傾向や発達障害など軽度障害の児童が増えていることから、今回の調査対象とした。

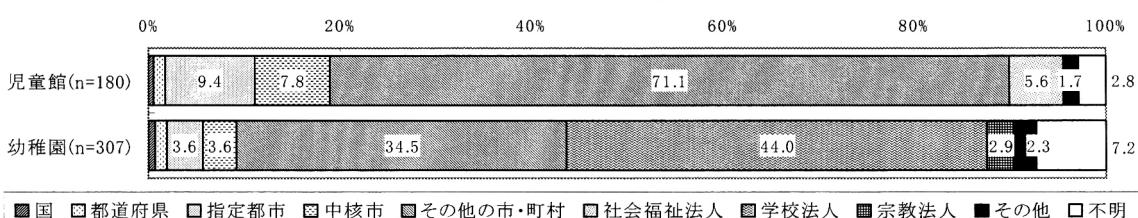
(1) 施設の設置・運営主体

① 設置・運営主体

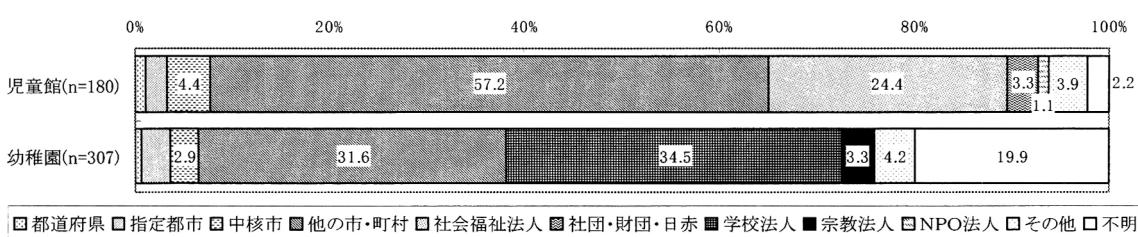
設置主体についてみると、幼稚園では「その他の市・町村」(34.5%)と「学校法人」(44.0%)の割合が多く、児童館では71.1%が「その他の市・町村」となっている。

運営主体についてみると、幼稚園では「その他の市・町村」(31.6%)と「学校法人」(34.5%)の割合が多く、児童館では「その他の市・町村」(57.2%)と「社会福祉法人」(24.4%)の割合が多くなっている。児童館では市町村が設置した施設を社会福祉法人に運営委託するケースが多いことがうかがわれる。なお、幼稚園の運営主体の「不明」の多さは、設置主体が学校法人であれば、当然運営主体も学校法人ということで回答者が記入しなかった可能性が高いと考えられる。

図表 66 設置主体



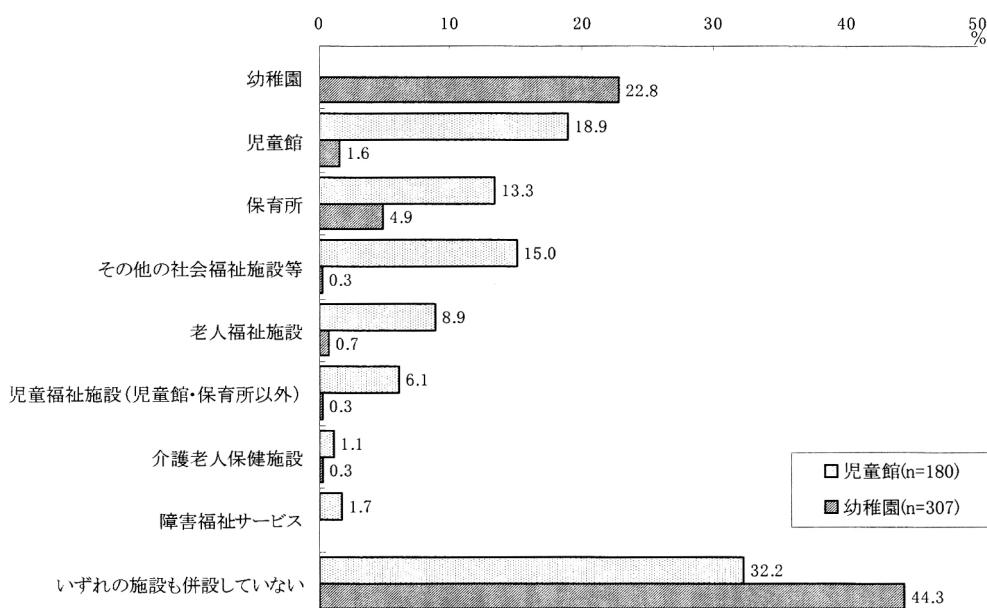
図表 67 運営主体



② 併設施設

併設されている施設の種類についてみると、幼稚園・児童館ともに「いずれの施設も併設していない」(幼稚園 44.3%、児童館 32.2%)という割合が最も高い。幼稚園では他の「幼稚園」を併設している割合が22.8%と際立って高いが、児童館では「児童館」(18.9%)、「その他の社会福祉施設等」(15.0%)、「保育所」(13.3%)などの割合が高くなっていることから、児童館の併設施設の種類が多岐にわたっていることがうかがえる。

図表 68 併設施設



※併設施設について併設しているという回答の割合が1%未満の施設については掲載省略した。

(2) 施設の開所日・開所時間帯

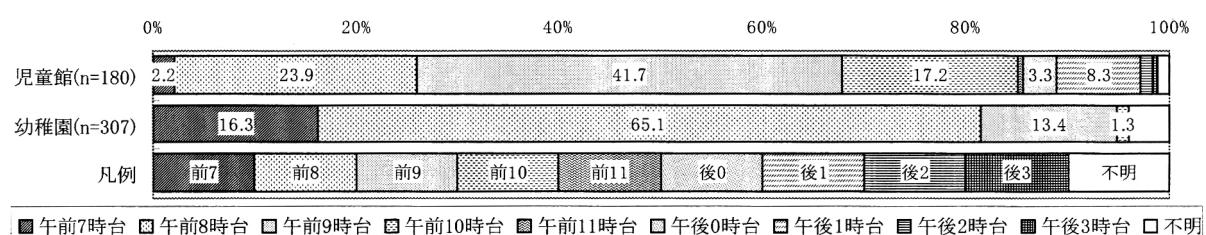
① 開所・閉所時刻と開所時間数

a) 開所・開園時間と閉所・閉園時間

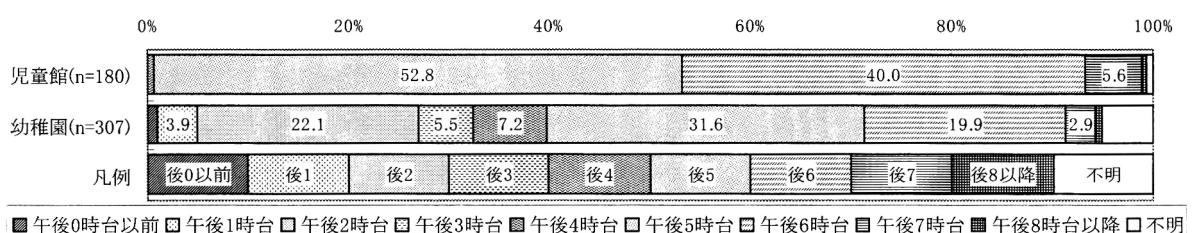
施設の開所時刻についてみると、児童館では午前9時前に開所する施設(「午前7時台」+「午前8時台」)が全体の26.1%であるのに対し、幼稚園では午前9時前に開所する施設が全体の81.4%に達している。

一方、施設の閉所時刻についてみると、児童館では午後5時台と午後6時台を合わせると92.8%に達するのに対し、幼稚園では午後5時前に閉所する施設は全体の39.7%となっており、午後5時台と午後6時台は合計で51.5%になっている。

図表 69 開所時刻



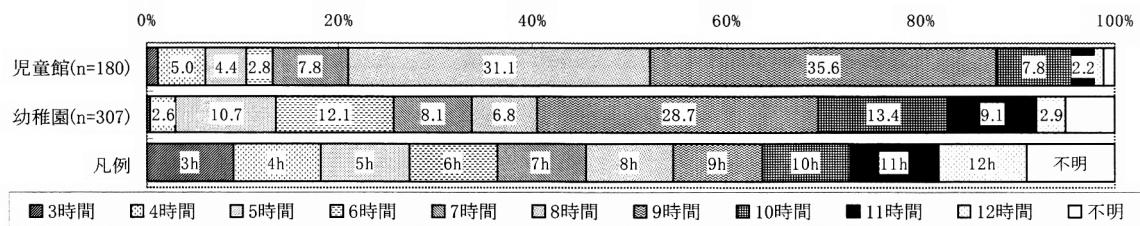
図表 70 閉所時刻



b) 開所時間数

施設の開所時間数についてみると、幼稚園では「9 時間」(28.7%)という割合が最も高く、9 時間以内の開所となっている施設は全体の 69.3%となっている。一方の児童館でも、幼稚園同様、「9 時間」(35.6%)という割合が最も高いが、次いで「8 時間」(31.1%)という割合も高くなっている。9 時間以内の開所となっている施設は幼稚園よりも多い 87.8%となっている。

図表 71 施設の開所時間数

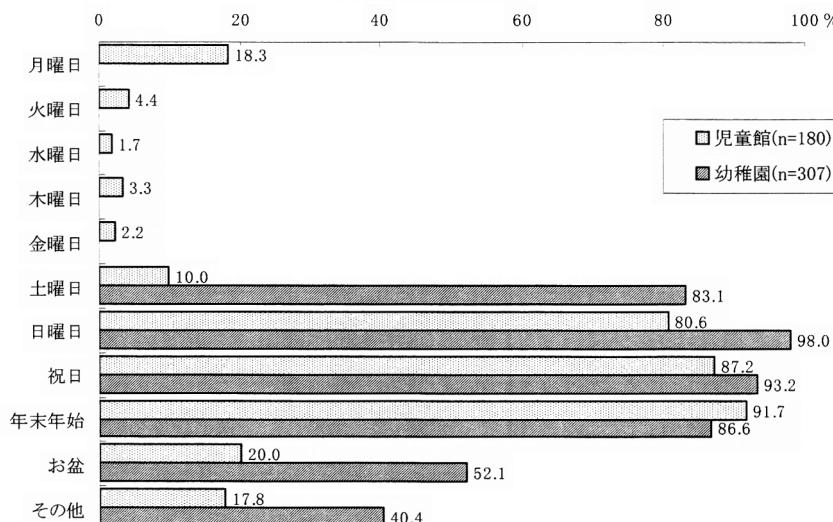


② 休業日と長期休暇

a) 休業・休園日

休業日についてみると、児童館、幼稚園ともに土日、祝日、年末年始が休みとなっているところが多い。児童館では平日が休業日となっているところも一定割合みられる。

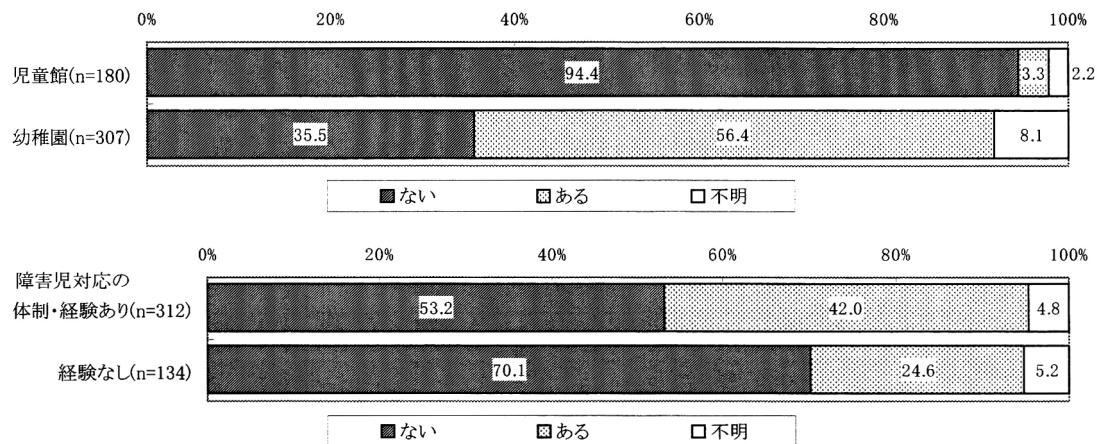
図表 72 休業日



b) 長期休暇の有無

長期休暇の有無についてみると、児童館では「ない」ところが殆どだが(94.4%)、幼稚園は「ある」ところが過半数となっている(54.6%)。長期休暇の有無について、「障害児対応の体制・経験あり」という保育所で長期休暇が「ある」という割合が高くなっている(42.0%)。

図表 73 長期休暇の有無



(3) 施設の職員配置体制

① 職種別職員数

幼稚園、児童館の職員数は、常勤換算職員数では幼稚園が 10.7 人、児童館が 3.7 人となっており、幼稚園の方が一施設あたりの職員数が多い。幼稚園で最も多い職員種別は「教諭」で常勤換算 6.7 人、一方の児童館では「保育士」(1.2 人)や「その他の職員」(1.3 人)が多くなっている。幼稚園よりも児童館の方が非常勤職員の割合が多い。

図表 74 施設の職種別常勤職員数（1施設あたり平均職員数）

	回答 施設数	所長・園 長・館長	副所長	保育士	教諭	医師・ 歯科医	保健師・ 看護師	栄養士	調理員	事務員	用務員	その他	職員 全体
児童館	131	0.6	—	1.2	0.4	—	—	—	—	0.1	0.1	1.3	3.7
幼稚園	198	0.9	0.4	0.3	6.7	0.1	—	—	0.2	0.6	0.3	1.1	10.7

図表 75 施設の職種別常勤職員数（1施設あたり平均職員数）

	児童館(n=177)		幼稚園(n=305)	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
所長・園長・館長	0.6	0.2	0.9	0.1
副所長・教頭・副館長	0.0	0.0	0.4	0.0
保育士	0.9	0.4	0.4	0.1
教諭	0.2	0.1	6.5	0.7
医師・歯科医	—	—	0.0	0.2
保健師・看護師	—	—	—	—
栄養士	—	—	—	—
調理員	—	—	0.1	0.1
事務員	0.1	0.0	0.5	0.1
用務員	0.0	0.1	0.2	0.1
その他の職員	0.7	1.0	0.8	0.6
職員全体	2.5	1.9	9.9	2.1

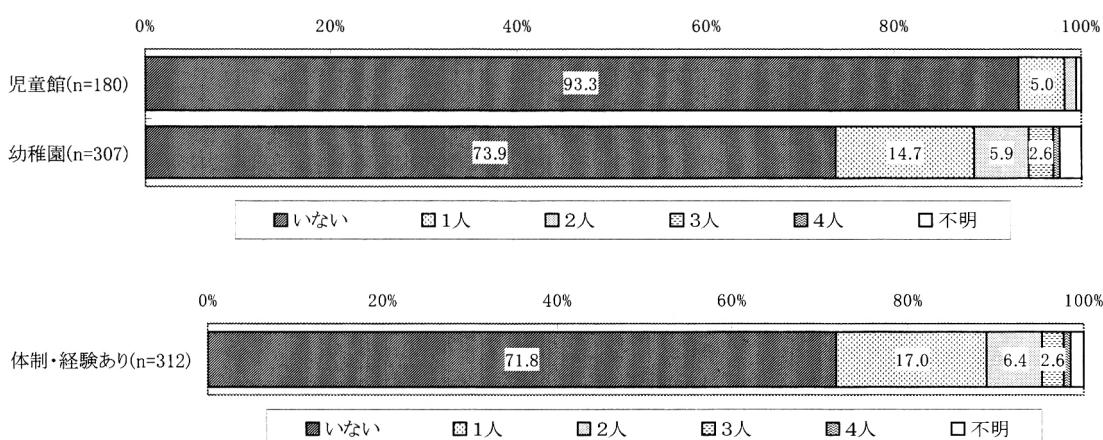
② 障害児対応の職員体制

a) 障害児のための専任職員

障害児のための専任職員数についてみると、幼稚園、児童館ともに専任職員はいないとする回答の割合が多いが、児童館では特に 93.3%と高くなっている。幼稚園でも専任職員が「いない」施設の割合は 73.9%となっているが、1~3 人の専任職員がいると回答している施設の割合が 23.2%となっている。

障害児受入の体制・経験がある施設に限ってみると、専任職員が「いない」施設の割合は 71.8%と全体に比べて低く、1~3 人の専任職員がいると回答している施設が 26.0%となっている。

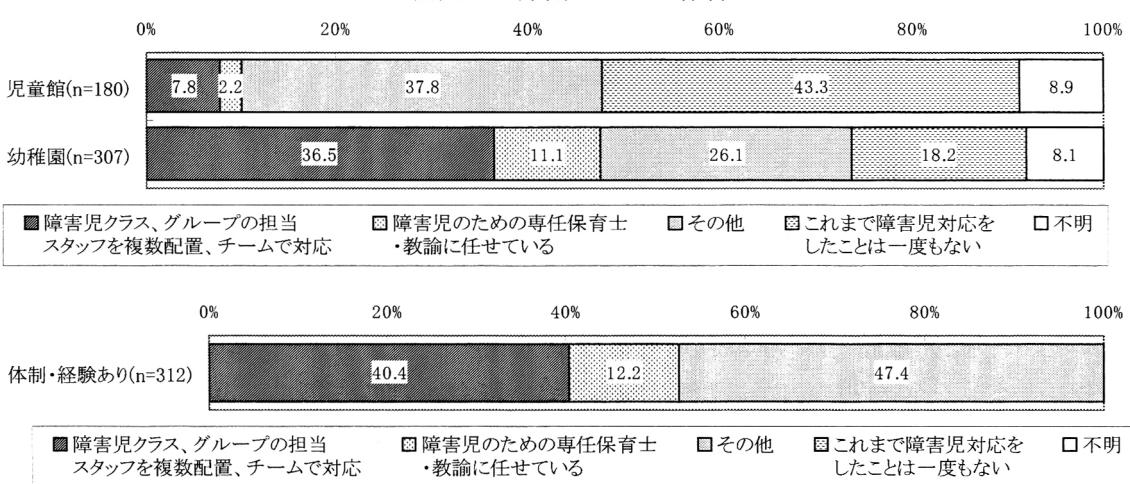
図表 76 障害児のための専任職員数



b) 障害児受け入れのための体制

障害児受入の体制・経験がある施設では、「障害児クラス、グループの担当スタッフを複数配置、チームで対応」しているという回答の割合が 40.4%となっている。

図表 77 障害児のための体制

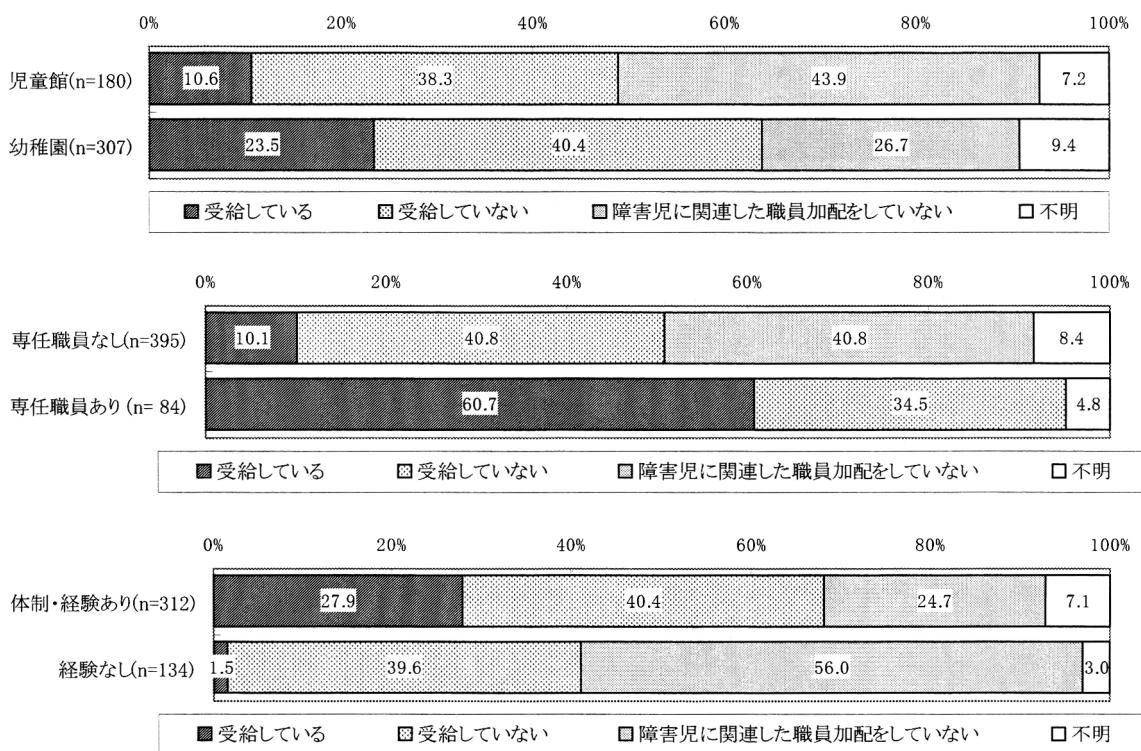


c) 障害児関連の職員加配にかかる費用の受給

障害児関連の職員加配にかかる費用の受給は、幼稚園では「受給している」施設が 23.5%であるのに対し、児童館では「受給している」施設が 10.6%と低い反面、「障害児に関連した職員加配をしていない」という回答の割合が 43.9%と高い。

専任職員の有無別にみると、専任職員がいる施設では、「受給している」施設の割合が 60.7%と高くなっている。また、障害児受入の体制・経験がある施設では、「受給している」施設の割合が 27.9%となっている。

図表 78 障害児関連の職員加配にかかる費用の受給



(4) 施設の利用状況

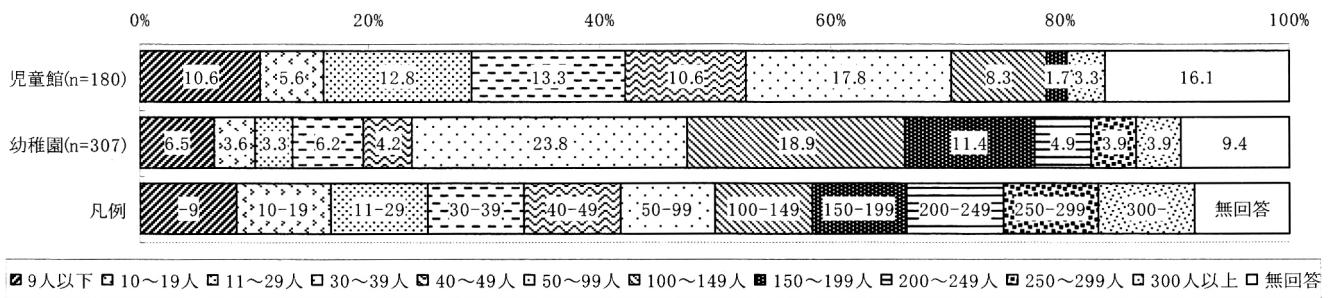
a) 利用者数

幼稚園・児童館の利用者数は、幼稚園では平均利用者数が 112.9 人となっているが、利用者規模としては、「50～99 人」(23.8%)、「100～149 人」(18.9%)、「150～199 人」(11.4%)の順となっている。一方、児童館では、平均利用者数は 50.1 人となっている。児童館の利用者規模はバラツキがあるが、「50～99 人」が 17.8%と最も割合が高くなっているほか、「30～39 人」(13.3%)、「11～29 人」(12.8%)といった利用者規模のところが多くなっている。

図表 79 通所・通園者数

	有効回答 施設数	利用者合計	1施設あたり 平均利用者数
児童館	146施設	7317人	50.1人
幼稚園	278施設	31380人	112.9人

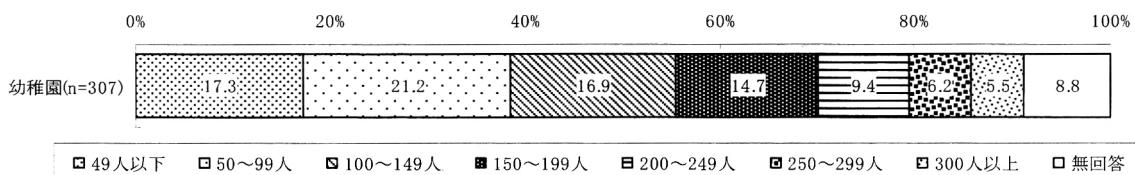
※ 1日あたり利用者数が5,000を超える児童館5ヶ所は平均を算出する際は無効と判断した



b) 幼稚園の定員

幼稚園の定員数の平均は137.0人となっている。定員200人未満の幼稚園が全体の70.1%、200人以上の幼稚園は21.1%となっている。なかでも定員「300人以上」の幼稚園は、全体の5.5%存在する。定員規模は、「50~99人」(21.2%)、「49人以下」(17.3%)、「100~149人」(16.9%)の順になっている。

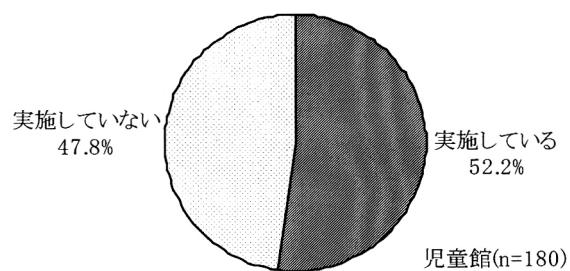
図表 80 幼稚園の定員



c) 児童館における放課後児童クラブの実施

児童館について放課後児童クラブの実施の有無を尋ねたところ、放課後児童クラブを実施している施設は52.2%、実施していない施設が47.8%と、ほぼ伯仲する結果となっている。

図表 81 放課後児童クラブの実施

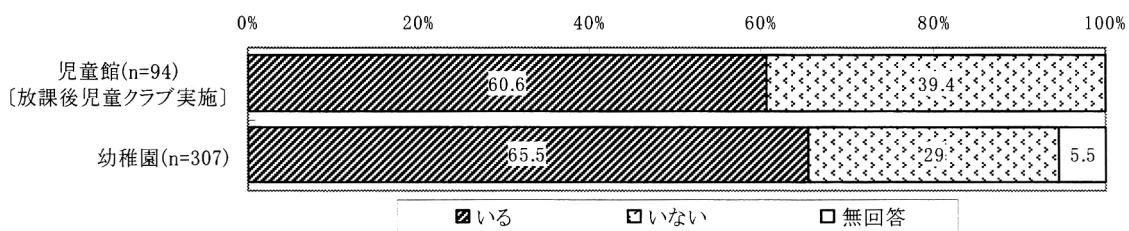


(5) 施設利用者の状況

① 利用者における障害児の有無

幼稚園に対しては園児全体について、児童館に対しては放課後児童クラブの利用者について、障害児、障害傾向のある利用者の有無を尋ねた。障害児、障害傾向のある利用者が「いる」と回答した施設の割合は、児童館では全体の 60.6%、幼稚園では全体の 65.5%であった。

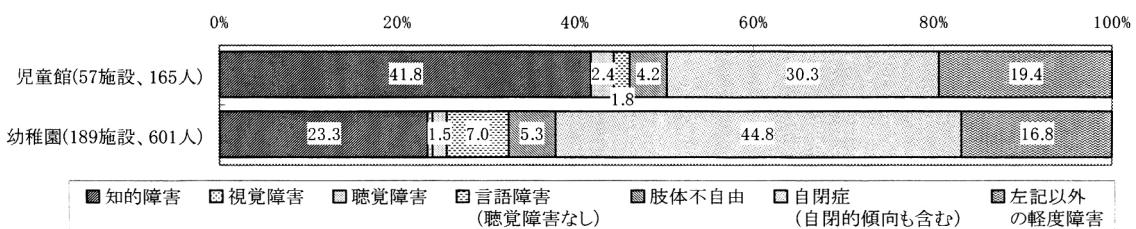
図表 82 利用者における障害児の有無



② 主たる障害

上記で、障害児、障害傾向のある利用者が「いる」と回答した施設に対して、その利用者の主たる障害を尋ねた。児童館の場合、「知的障害」の児童の割合が 41.8%と多いのに対し、幼稚園では「自閉症(自閉的傾向も含む)」の割合が 44.8%と多くなっている。

図表 83 利用者の主たる障害の種類

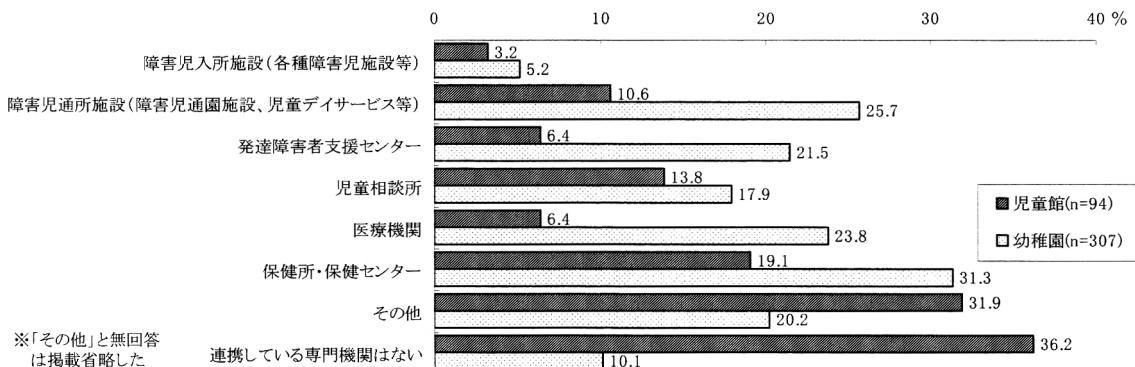


(6) 他機関との連携状況

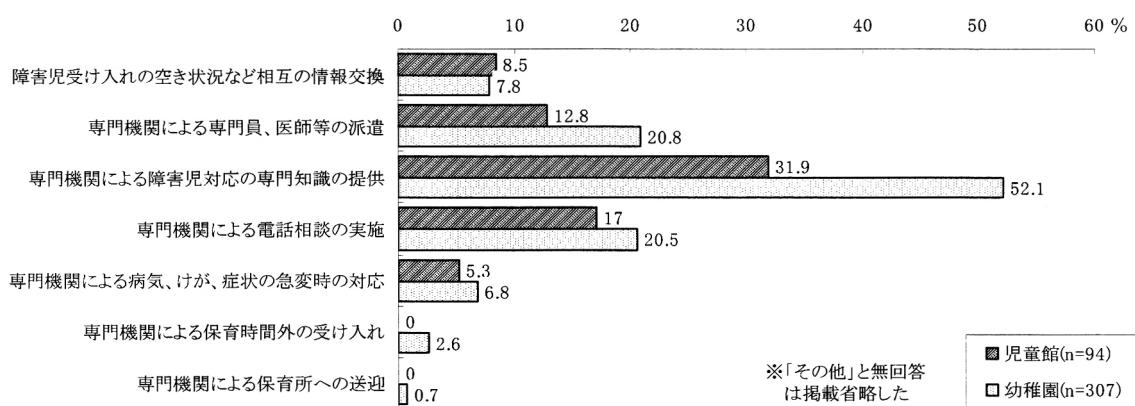
障害児への対応に関して、どのような専門機関と連携しているかを尋ねた。児童館の場合、「連携している専門機関はない」(36.2%)という割合が多いのに対し、幼稚園では「保健所・保健センター」(31.3%)、「障害児通所施設」(25.7%)、「医療機関」(23.8%)などと連携している施設が多い。[図表 84]

次に、連携内容について尋ねたところ、幼稚園では「専門機関による障害児対応の専門知識の提供」が過半数(52.1%)となっている。[図表 85]

図表 84 連携先の専門機関



図表 85 専門機関との連携内容



3. 児童相談所

児童相談所では、障害児が障害児関連施設に入所する前段階において障害等の相談を受けていることから、ここでは児童相談所における障害相談の受付状況について調査した結果を述べる。

(1) 施設の職員配置体制

児童相談所の職員数は、一施設あたり常勤換算で 21.09 人となっており、うち「児童福祉司」が 9.01 人と最も多くなっている。

図表 86 施設の職員数

	常勤実人数	非常勤実人数	常勤換算合計人数
(1)所長	0.98	0.01	0.94
(2)スーパーバイザー	1.51	0.01	1.32
(3)児童福祉司	9.93	0.07	9.01
(4)うち担当区域を有する児童福祉司	6.87	0.02	6.39
(5)相談員	1.22	1.39	2.45
(6)児童心理司	4.02	0.82	4.28
(7)医師	0.15	1.23	0.45
(8)合計	24.67	3.55	21.09

(n=127)

(2) 相談への対応状況

児童相談所に対する障害相談受付の状況を障害種類別にみると、相談件数が最も多いのは、「知的障害相談」で、3月期で9,945件、11月期で6,889件となっている。知的障害の相談件数が多い原因として考えられることは、2年ごとの更新が必要な療育手帳を更新手続に際して訪問しているということである。なお、相談件数は「主訴」別の相談受理件数であるため、障害があるても他の理由で相談していることもありうる。しかし、親としては最も心配していることが主訴の内容として現れると考えられる。

相談についての対応別にみると、「助言指導(面接指導)」が最も多くなっている。障害種類、相談対応の別にかかわらず、3月期と11月期の相談件数を比較すると、3月期における件数(13,926件)が11月期(9,353件)に比べて多くなっている。この背景には学期末で進学等にかかる相談が増えていると考えられる。

図表 87 障害種類別・対応別の障害相談受付の状況(合計件数)

平成18年3月1日～31日受付分

		肢体不自由 相談	視聴覚障 害相談	言語発達 障害相談	重症心身 障害相談	知的障害 相談	自閉症相談	障害相談 合計
面接指導	助言指導	306	26	888	474	7,148	521	9,363
	継続指導	36	5	96	131	470	87	825
	他機関斡旋	1	2	18	3	47	5	76
児童福祉司・児童委員・児童家庭支援センター指導・指導委託		1	0	0	22	8	1	32
福祉事務所送致		1	0	2	0	23	0	26
児童福祉施設	入所	148	7	1	98	168	17	439
	通所	213	41	47	22	460	46	829
その他		215	23	98	324	1,621	55	2,336
合計		921	104	1,150	1,074	9,945	732	13,926

平成18年11月1日～30日受付分

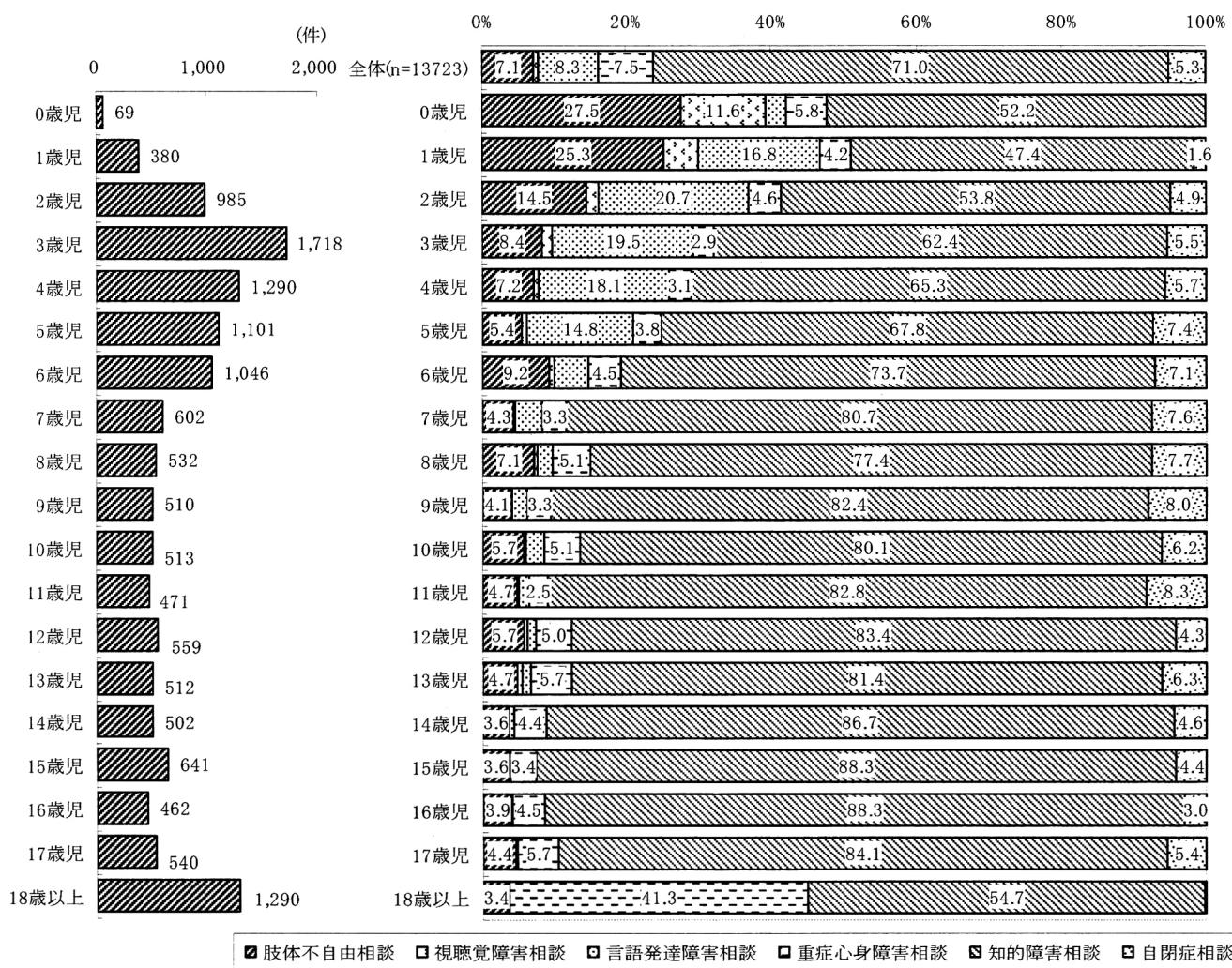
		肢体不自由 相談	視聴覚障 害相談	言語発達 障害相談	重症心身 障害相談	知的障害 相談	自閉症相談	障害相談 合計
面接指導	助言指導	88	9	820	283	5,206	560	6,966
	継続指導	27	3	73	36	213	52	404
	他機関斡旋	9	0	33	1	40	3	86
児童福祉司・児童委員・児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0	3	1	0	4
福祉事務所送致		0	0	1	1	6	0	8
児童福祉施設	入所	18	2	3	18	13	0	54
	通所	12	5	8	3	49	4	81
その他		60	6	137	126	1,361	60	1,750
合計		214	25	1075	471	6,889	679	9,353

(3) 年齢別相談状況

平成 18 年 3 月時点における児童相談所に対する障害相談受付の状況を年齢別にみると、3 歳児(1,718 件)、4 歳児(1,290 件)、5 歳児(1,101 件)の順に多くなっている。

相談内容の内訳別にみると、「肢体不自由相談」は 0~4 歳までの児童が多くなっており、年齢が低いほど割合が高くなっている。「言語障害相談」も 1~6 歳までが多くなっており、7~8 歳以降になると少なくなっている。「知的障害相談」は全年齢において障害相談の最も大きい割合を占めるが、2 歳以下では障害相談全体の約半分であるのに対し、3~4 歳頃から増え始め、7 歳以上では全体の約 8~9 割に上る。また、18 歳以上に特徴的な点は、「重症心身障害相談」の割合が障害相談全体の 4 割を超え、他の年齢に比べて際立って高くなっている。

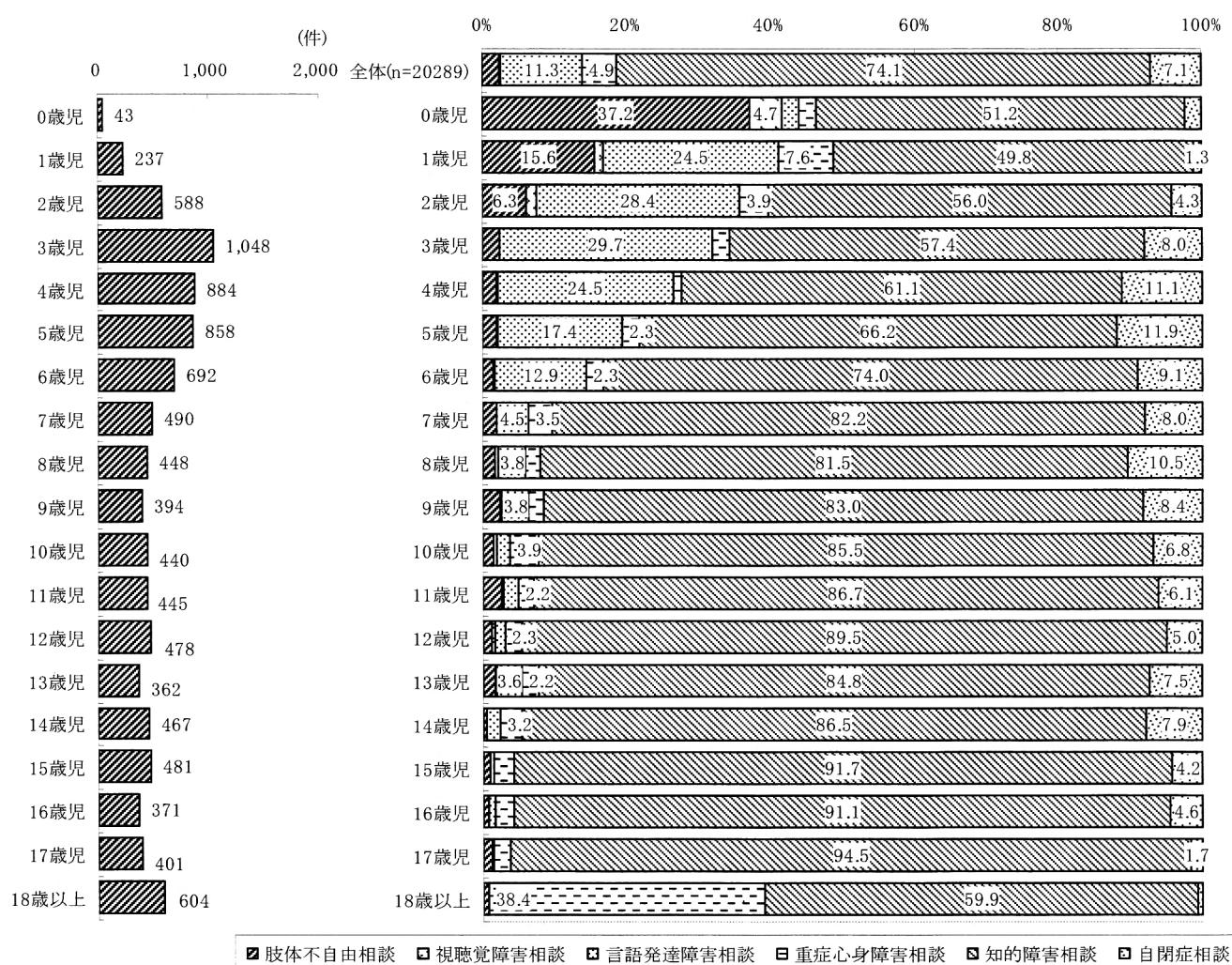
図表 88 年齢別の障害相談受付の件数(左)と内容の内訳(右)(平成 18 年 3 月)



平成 18 年 11 月時点における児童相談所に対する障害相談受付の状況を年齢別にみると、3 月時点と同様、3 歳児時点の相談件数をピークに年齢が上がるにつれて件数が少なくなる傾向がみられる。

相談内容の内訳別にみると、全体的な傾向は 3 月期と大きな差異はない。ただし、3 月期に比べ「肢体不自由相談」が多い年齢層が狭まり、0~2 歳に集中しているなどの違いがみられる。

図表 89 年齢別の障害相談受付の件数(左)と内容の内訳(右)(平成 18 年 11 月)



第2節 障害児が利用する施設のサービス内容タイムスタディ

タイムスタディは、携わっていた業務内容を30分刻みで以下のA1～H2の38項目から選んでもらい、回答を得た。なお、30分の枠で最大3つまで選択可能とした。集計にあたっては、2つ記入があった場合は各15分、3つの場合は各10分として算出した。

タイムスタディ 業務コード一覧

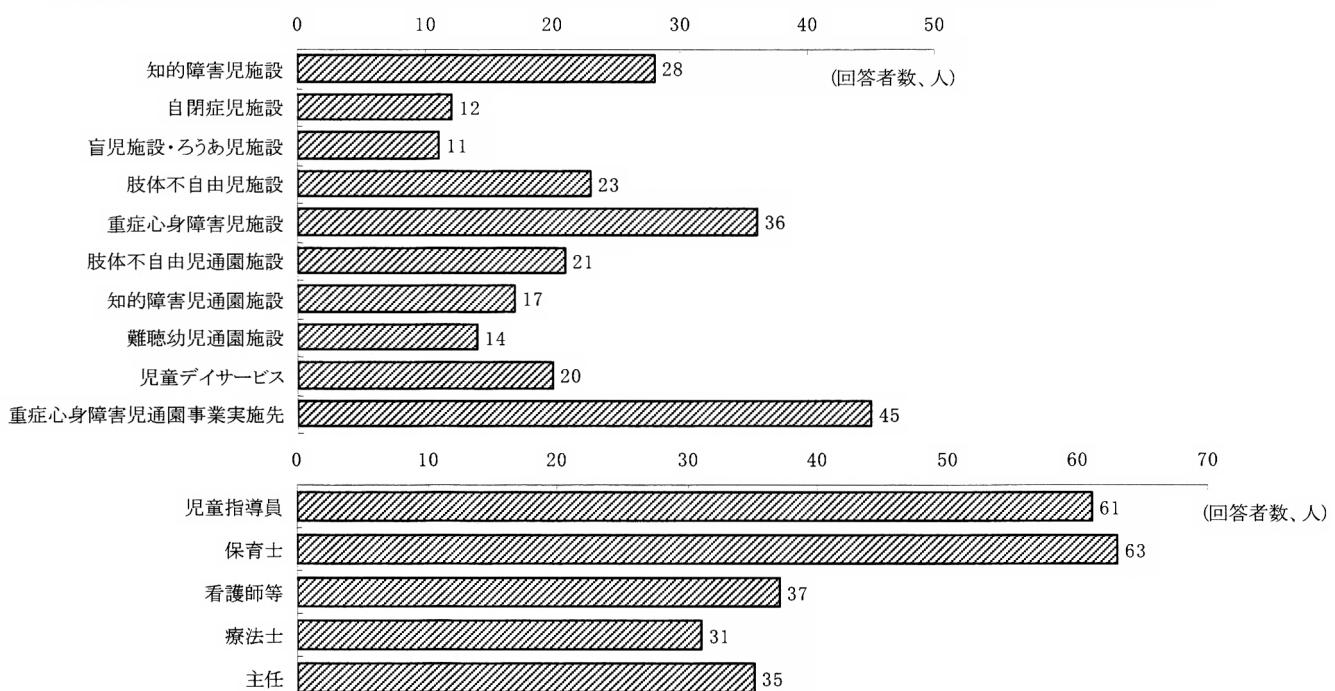
■利用者(入所児童や通園児童)に関する業務	
A 相談・ケアマネジメント関連業務	
A1	利用者本人に対する面談・面接・相談、心理的サポートなど(ホームシック・けんか・叱られたときのサポートも含む)
A2	利用者の保護者や家族に対する説明・相談・指導・助言など
A3	支援計画・記録に関する業務(書類や記録の作成・整理・点検、年間計画・目標の作成、外出の計画、保育・訓練・リハビリプログラムの記録の管理、外泊前後の記録等)
A4	施設内職員間の連絡・調整(ケース会議・職員会議・上司や同僚への連絡・人的配置の調整・仕事の割り振り等)
A5	法人内・学校・外部他機関との連絡・調整・会議
A6	その他の相談支援・ケアマネジメント業務
B 日常生活支援業務	
B1	清潔・整容・更衣・入浴(シャワーや洗髪のみも含む)・排泄(生理へのサポート・介助も含む)
B2	食事・おやつ(準備や片付けも含む)
B3	起居・体位交換、体位・姿勢保持、移乗・移動(装具作成・装具装着・車椅子などの整備も含む)
B4	寝具・リネンの交換、洗濯、掃除(その他施設内外の清掃・管理・除雪なども含む)
B5	物品管理・金銭管理、入所者依頼の買い物、電話の取次ぎやサポート
B6	危険防止などのための見回り・巡回
B7	その他の専門的生活介護業務
C 治療・健康管理業務	
C1	投薬・処置・検査・測定(治療・健康管理的な測定であり、訓練関連の測定はDに入れてください)
C2	院内診療介助・援助
C3	他院受診援助(通院に関する送迎を含む)
C4	その他の治療・健康管理業務
D 訓練・リハビリ・保育に関する直接業務	
D1	個別指導・訓練・リハビリテーション
D2	集団指導・訓練・リハビリテーション(通所の食事時間を含む)
D3	個別レクリエーション・あそび(学校以外の外部イベントへの個別参加付き添いも含む)
D4	集団レクリエーション・あそび(季節行事・誕生日会などの準備・実施、学校以外の外部イベントへの集団参加付き添いも含む)
D5	個別母子指導(保育も含む)
D6	集団母子指導(保育も含む)
D7	その他の訓練・リハビリ・保育関連業務
E 保育・訓練・リハビリに関する間接業務	
E1	教材研究・事前準備(保育・訓練・リハビリプログラムの教材研究、教材作成、教材事前準備など)
E2	カンファレンス(保育・訓練・リハビリプログラムの事前・事後打ち合わせなど)
F その他の利用者関連業務	
F1	業務宿直における待機時間(宿直時間中でもA～Eを実施した時間は除く)
F2	事務宿直における待機時間(仮眠・休憩時間など)
F3	通学時・その他の送迎、学校行事(行事・遠足・修学旅行等)への参加付き添い(※通院に関する送迎を除く)
F4	学習支援・宿題サポート
F5	その他の利用者関連業務
■利用者(入所児童や通園児童)以外に関する業務	
G 利用者(入所児童や通園児童)以外に関する業務	
G1	個人・児童相談所・学校などからの相談対応
G2	施設案内・地域対応・地域支援(ボランティアや学生への対応も含む)
G3	職員育成・研修
G4	利用者以外に関するその他の業務(※兼務職員等で調査対象施設外で勤務していた時間はここに含めて下さい)
G5	その他、分類できない業務(上記のいずれにもあてはまらない書類の作成や会議などはここに含めて下さい)
■業務以外	
H 業務以外	
H1	食事・休憩時間(事務宿直における仮眠時間などは除く)
H2	その他の時間

(1) 回答者の内訳

全体で5職種227人分のデータを入手することができた⁴。うち入所施設の職員は110人、通園施設の職員は117人である。児童指導員と保育士については2名分、看護師等・療法士・主任については1名分ずつの記入を依頼したところ、児童指導員・保育士についてはそれぞれ約60人、看護師等・療法士・主任についてはそれぞれ31～37人の回答を得ることができた。

図表 90 施設種類別・職種別 回答者の内訳

		児童 指導員	保育士	看護師 等	療法士	主任	施設別 合計人数
入 所 施 設	知的障害児施設	10人	10人	2人	1人	5人	28人
	自閉症児施設	5人	1人	4人		2人	12人
	盲児施設・ろうあ児施設	4人	4人	1人		2人	11人
	肢体不自由児施設	4人	6人	7人	3人	3人	23人
	重症心身障害児施設	8人	9人	9人	5人	5人	36人
通 園 施 設	肢体不自由児通園施設	5人	6人	5人	3人	2人	21人
	知的障害児通園施設	5人	5人	1人	3人	3人	17人
	難聴幼児通園施設	1人	3人	0人	8人	2人	14人
	児童デイサービス	3人	4人	7人	3人	3人	20人
	重症心身障害児通園事業実施先	16人	15人	1人	5人	8人	45人
職種別合計人数		61人	63人	37人	31人	35人	227人



⁴ 回答を得たのは229人だが、2人は職種非該当のため集計対象外とした。

(2) 業務内容別構成比

各施設種別の職員の勤務日における勤務時間を合計した上で、各業務内容に従事した時間の割合を算出した。

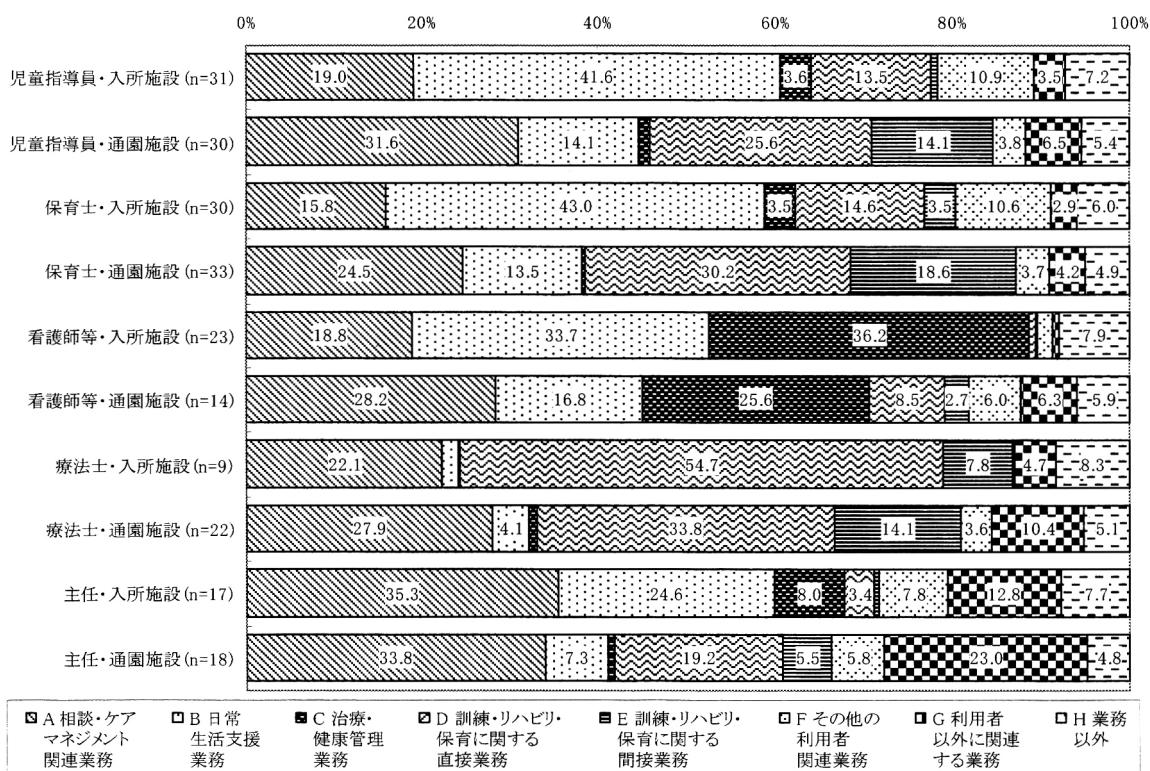
① 職種別業務内容(大項目、入所・通園別)

入所・通園施設を問わず、「相談・ケアマネジメント関連業務」に時間を費やしている割合が最も高い職種は主任である。主任以外の職種については、入所施設よりも通園施設のほうが相談・ケアマネジメント関連業務の割合が高い。内訳(後述)を見ると通園施設のほうが保護者や家族に対する説明・相談・指導・助言などに当てている割合が高い。

「日常生活支援業務」については職種ごとの違いよりもむしろ入所/通園別による違いの方が大きい。入所施設を見ると、児童指導員・保育士では約42~43%、看護師等で約34%、主任でも約25%の時間を日常生活支援に充てているが、通園施設ではいずれの職種でも2割未満である。これは、入所施設が本人に対する直接処遇を中心に行うのに対し、通所施設では本人だけでなく、家族への支援なども行っていることが背景にあるといえる。「治療・健康管理業務」の担い手は入所施設・通園施設でも看護師等であるが、特に入所施設の看護師等は約36%の時間を治療・健康管理業務に充てている。背景には、入所している児童のほうが通園している児童よりも障害の程度が重いことが考えられる。

「訓練・リハビリ・保育に関する直接業務」が占める割合ならびに「訓練・リハビリ・保育に関する間接業務」は、入所施設よりも通園施設において高い。

図表 91 職種別業務内容の内訳(構成比)



以上で内訳を比較したが、時間数で比べてみると、児童指導員では、入所施設の職員が「日常生活支援業務」に4時間20分と、通園施設の職員の3倍以上の時間従事しているのに対し、通園施設の職員は、「相談・ケアマネジメント関連業務」(平均3時間05分)に、入所施設の職員の1.5倍の時間をあてるなど、入所・通園種別で業務内容に違いが見られる。

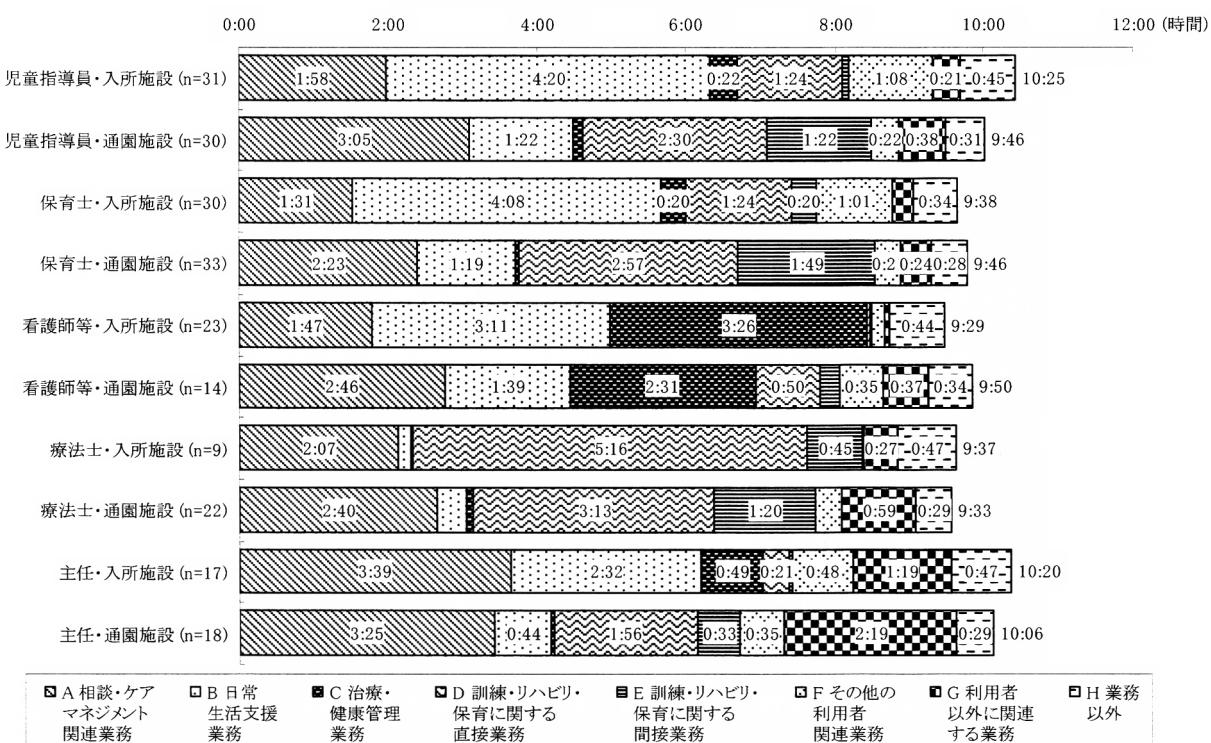
保育士の場合は、入所施設の職員が「日常生活支援」に4時間以上の時間従事しているのに対し、通園施設では、「訓練・リハビリ保育に関する直接業務」(平均2時間57分)と「相談・ケアマネジメント業務」(平均2時間23分)に時間を割いていることがわかる。

看護師等については、入所施設では「治療・健康管理業務」(平均3時間26分)や「日常生活支援業務」(平均3時間11分)への従事時間が、通園施設と比較してそれぞれ1時間～1時間半長いという特徴が見られる。

療法士については、入所施設の方が、「訓練・リハビリ保育に関する直接業務」(平均5時間16分)への従事時間が通園施設の職員と比較して2時間以上長くなっている。

主任については、入所施設では「日常生活支援業務」(平均2時間32分)の業務への従事時間が通園施設の主任の約3.5倍に上る一方、通園施設では「訓練・リハビリ保育に関する直接業務」(平均1時間56分)や「利用者以外に関連する業務」(平均2時間19分)への従事時間が入所施設と比較して1時間～1時間半長くなっている。

図表 92 職種別業務内容の内訳(時間数)



③ 職種別 入所/通園別業務内容比較(詳細業務内容)

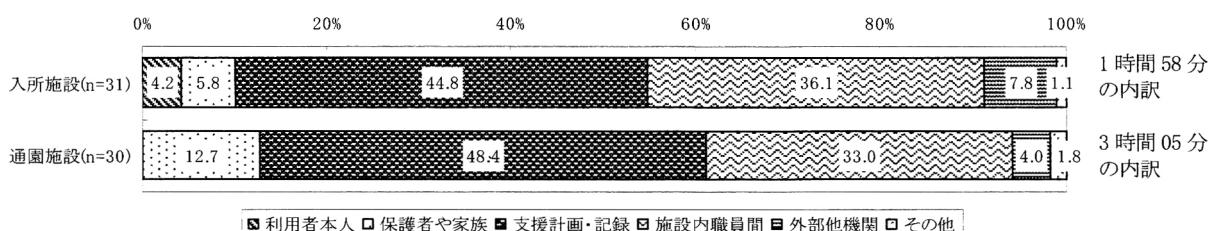
職種別に、業務時間の中で大きな割合を占めている項目について、業務のより詳しい内容を比較して入所施設と通園施設との違いを分析した。

a) 児童指導員

ア)相談・ケアマネジメント業務

入所、通園施設ともに、「支援計画・記録に関する業務」と「施設内職員間の連絡・調整」が児童相談員が実施する相談・ケアマネジメント業務の大きな柱となっているが、入所施設で行われている「利用者本人に対する面談・面接・相談、心理的サポートなど」(4.2%)が、通園施設ではあまり行われていない。

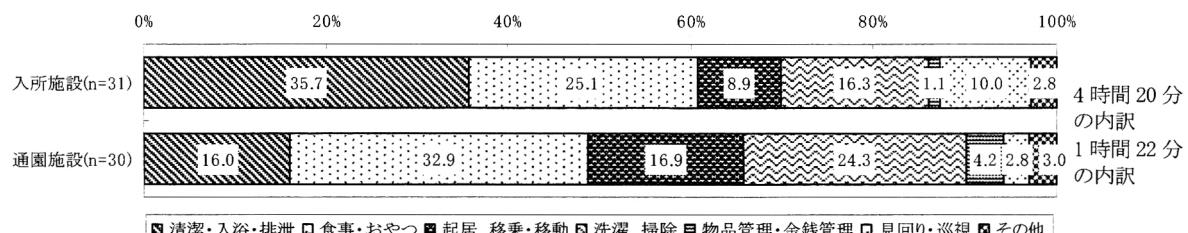
図表 93 相談・ケアマネジメント業務(入所・通園別)



イ)日常生活支援業務

入所施設で「清潔・整容・更衣・入浴・排泄」(35.7%)業務の割合が比較的高い一方、通園施設では、「食事・おやつ」(32.9%)や「洗濯・掃除」(24.3%)業務が児童相談員が実施する日常生活支援業務の主な柱となっている。

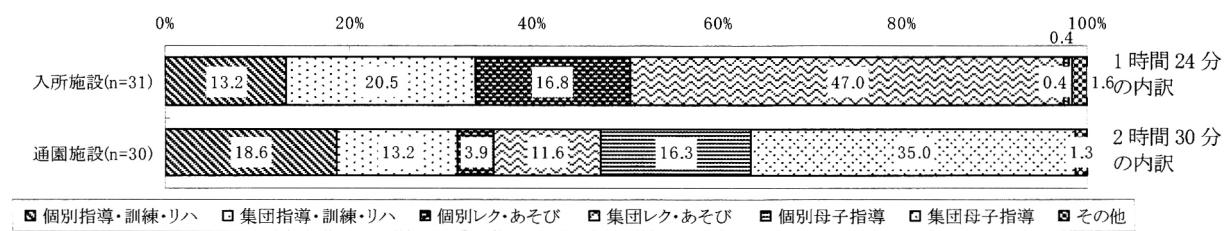
図表 94 日常生活支援業務(入所・通園別)



ウ)訓練・リハビリ・保育に関する直接業務

入所施設では、同業務に当てられた時間の約半分が「集団レクリエーション・あそび」(47.0%)で占められる一方、通園施設では、「集団母子指導」(35.0%)の占める割合が高くなっている。

図表 95 訓練・リハビリ・保育に関する直接業務(入所・通園別)

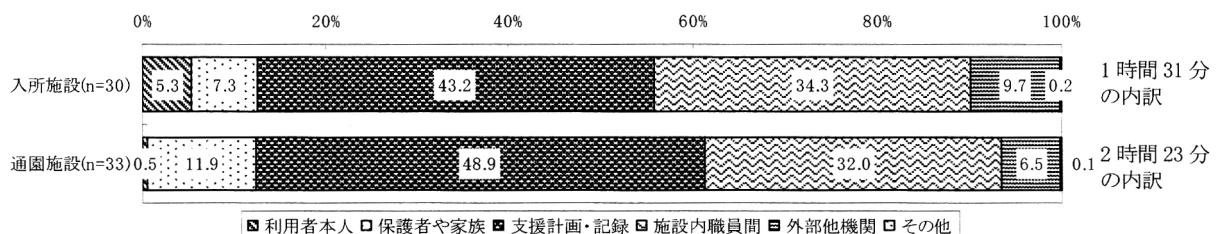


b) 保育士

ア)相談・ケアマネジメント関連業務

入所、通園施設ともに、「支援計画・記録に関する業務」と「施設内職員間の連絡・調整」が保育士が実施する相談・ケアマネジメント関連業務の大きな柱となっているが、入所施設で行われている「利用者本人に対する面談・面接・相談、心理的サポートなど」(5.3%)が、通園施設ではほとんど行われていない。

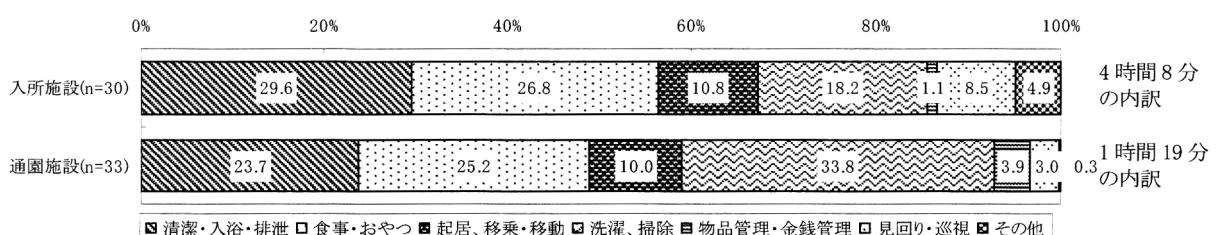
図表 96 相談・ケアマネジメント関連業務(入所・通園別)



イ)日常生活支援業務

入所施設では、「清潔・整容・更衣・入浴・排泄」(29.6%)と「食事・おやつ」(26.8%)が保育士が実施する日常生活支援業務の主な内容となっている一方、通園施設では、「洗濯・掃除」(33.8%)の割合が高くなっている。

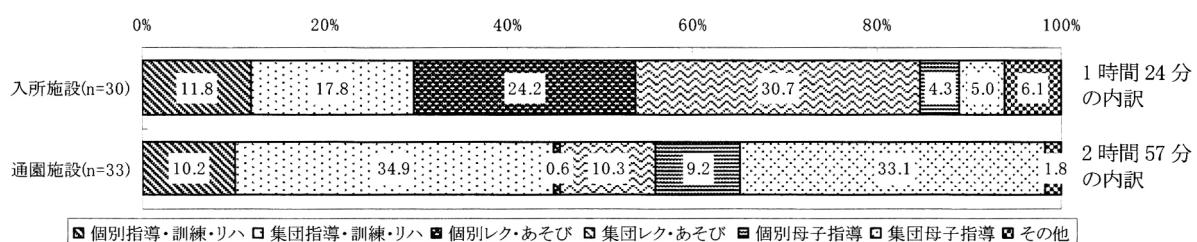
図表 97 日常生活支援業務(入所・通園別)



ウ)訓練・リハビリ・保育に関する直接業務

入所施設では「集団レクリエーション・遊び」(30.7%)と「個別レクリエーション・遊び」(24.2%)が主に進められているのに対し、通園施設では、「集団指導・訓練・リハビリテーション」(34.9%)と「集団母子指導」(33.1%)に多くの時間が割かれるなど、入所施設で保育士が提供する訓練・リハビリ・保育に関する直接業務と通園施設との間に大きな違いが見られる。

図表 98 訓練・リハビリに関する直接業務(入所・通園別)

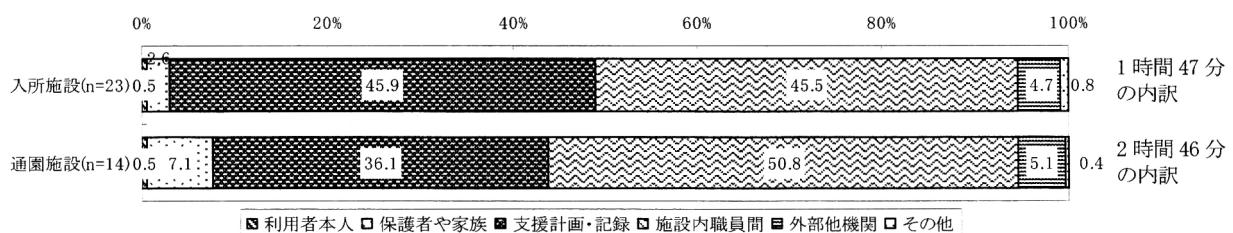


c) 看護師等

ア) 相談・ケアマネジメント関連業務

入所、通園施設ともに看護師等が実施する相談・ケアマネジメント関連業務は、「支援計画・記録に関する業務」と「施設内職員間の連絡・調整」にほとんどの時間が割かれているものの、通園施設では「施設内職員間の連絡・調整」(50.8%)に特に重点が置かれている様子がうかがえる。

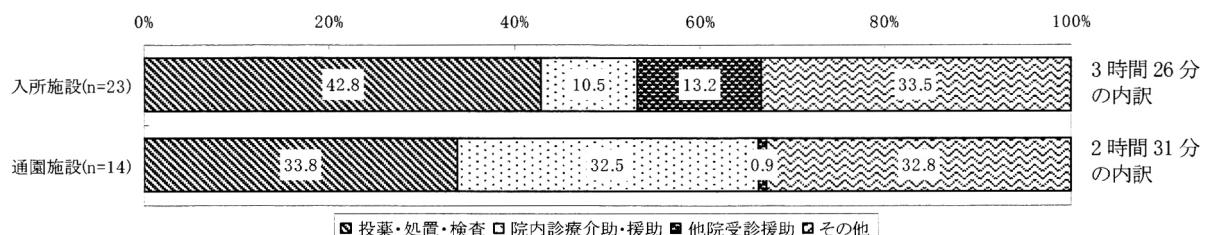
図表 99 相談・ケアマネジメント関連業務(入所・通園別)



イ) 治療・健康管理業務

入所、通園施設ともに看護師等が実施する治療・健康管理業務の内容は、「投薬・処置・検査・測定」が主な業務となっているものの、入所施設では「他院受診補助」(13.2%)、通園施設では「院内診療介助・援助」(32.5%)が占める割合が高くなるなど、入所、通園別で違いが見られる。

図表 100 治療・健康管理業務

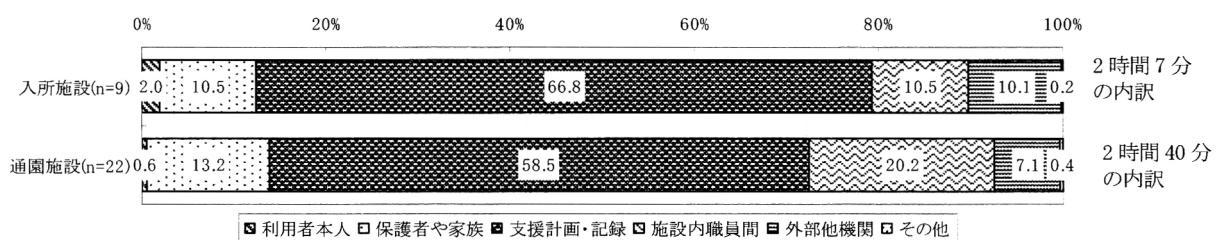


d) 療法士

ア)相談・ケアマネジメント関連業務

入所、通園施設ともに療法士が実施する相談・ケアマネジメント関連業務は、「支援計画・記録に関する業務」に多くの時間が割かれているものの、通園施設では「施設内職員間の連絡・調整」(20.2%)に特に重点が置かれている様子がうかがえる。

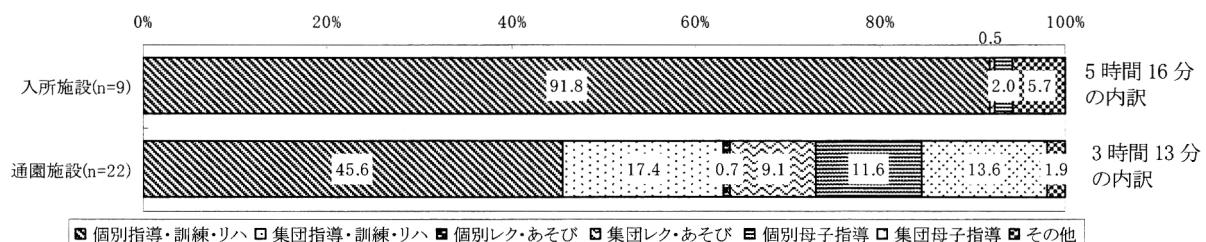
図表 101 相談・ケアマネジメント関連業務(入所・通園別)



イ)訓練・リハビリ・保育に関する直接業務

入所施設では、同業務のほとんどの時間が「個別指導・訓練・リハビリテーション」(91.8%)にあてられるのに対し、通園施設では 45.6%にとどまり、「集団指導・訓練・リハビリテーション」(17.4%)や「集団母子指導」(13.6%)など、幅広い業務が行われている。

図表 102 訓練・リハビリ・保育に関する直接業務(入所・通園別)

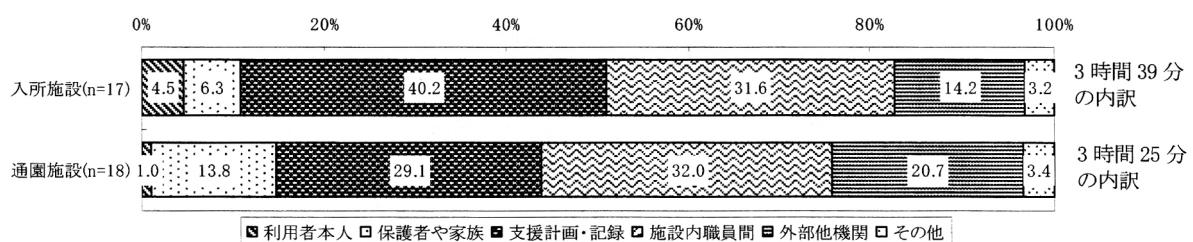


e) 主任

ア)相談・ケアマネジメント関連業務

入所、通園施設ともに「支援計画・記録に関する業務」と「施設内職員間の連絡・調整」に多くの時間が割かれているものの、通園施設では「法人内・学校・外部他機関との連絡・調整・会議」(20.7%)や「利用者の保護者や家族に対する説明・相談・指導・助言など」(13.8%)も重要な業務として位置づけられている。

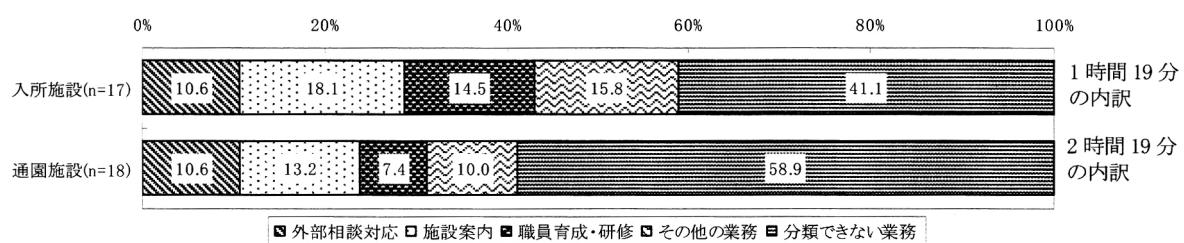
図表 103 相談・ケアマネジメント関連業務(入所・通園別)



イ)利用者以外に関連する業務

入所、通園施設ともに、「分類できない業務」の割合が高く、特に通園施設では全体の約6割を占めている。「分類できない業務」の具体的な内容として、「補助金業務」、「入園説明会資料準備」、「伝票作成」、「園児傷害保険事務」などの記述があった。

図表 104 利用者以外に関連する業務(入所・通園別)



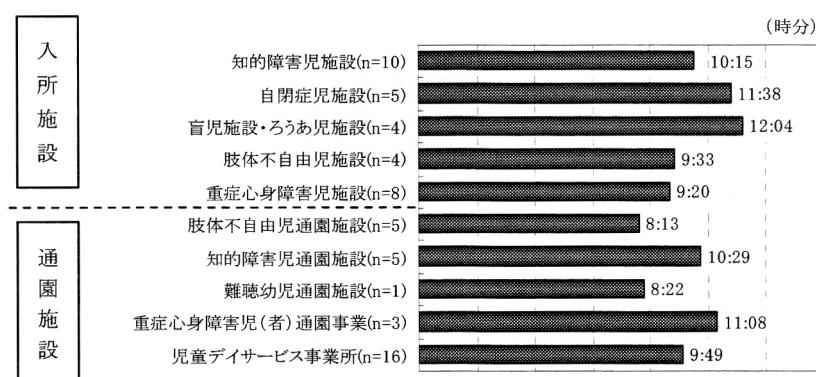
(3) 一勤務日あたりの労働時間

各職員の勤務日における労働時間を合計した上で、合計勤務日数で割ることにより、一勤務日あたりの平均労働時間を職種別、施設種別に算出した。

① 児童指導員

すべての施設種別で 8 時間を超えており、特に、盲児施設・ろうあ児施設では 12 時間を超える労働時間となっている。

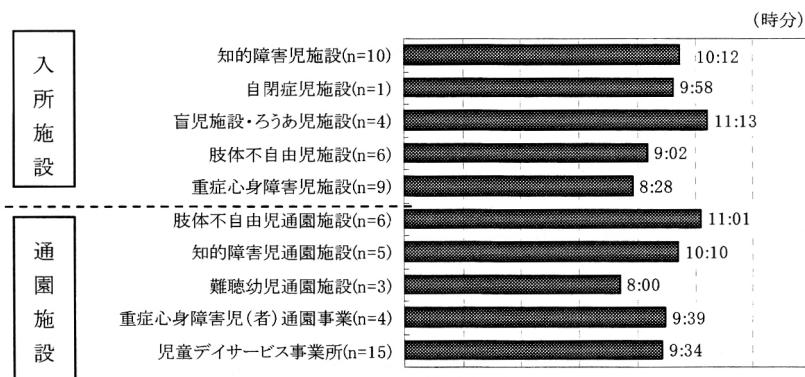
図表 105 児童指導員の一勤務日あたりの労働時間



② 保育士

すべての施設種別で 8 時間以上となっており、概ね 10 時間前後の勤務時間となっている。特に、盲児施設・ろうあ児施設(11 時間 13 分)と肢体不自由児通園施設(11 時間 01 分)では、11 時間を超えていている。

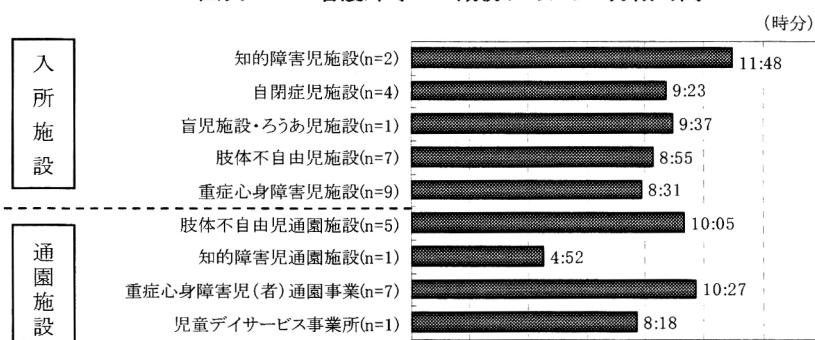
図表 106 保育士の一勤務日あたりの労働時間



③ 看護師等

知的障害児通園施設を除く全種別で 8 時間を超えており、特に、知的障害児施設(11 時間 48 分)では、12 時間近い労働時間となっている。

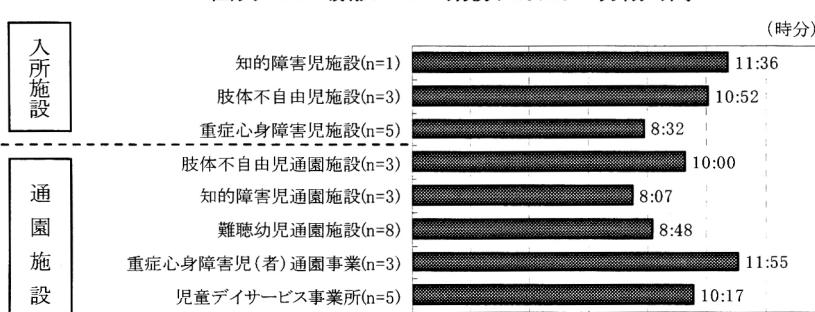
図表 107 看護師等の一勤務日あたりの労働時間



④ 療法士

多くの種別で 10 時間以上の労働時間となっており、特に重症心身障害児(者)通園事業実施先(11 時間 55 分)や知的障害児施設(11 時間 36 分)で勤務時間が長くなっている。

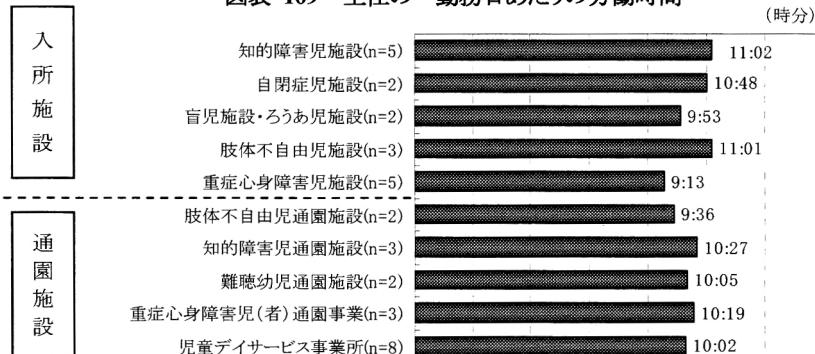
図表 108 療法士の一勤務日あたりの労働時間



⑤ 主任

すべての施設種別で 9 時間を超えており、かつ、多くの種別では 10 時間以上の労働時間となっている。他職種に比べて労働時間が長く、負担が重いことがうかがえる。

図表 109 主任の一勤務日あたりの労働時間



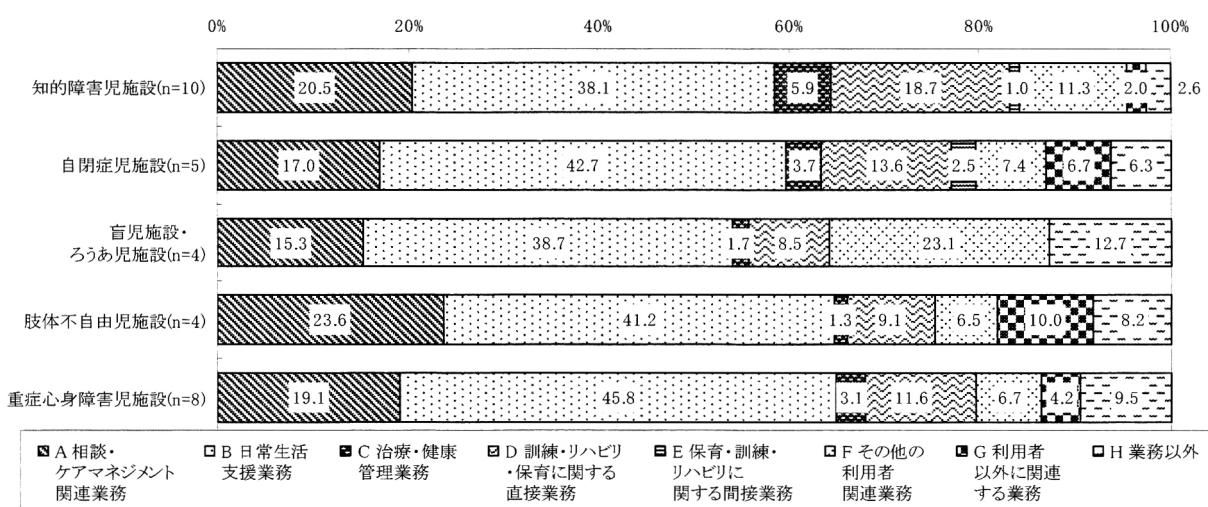
(参考 1) 施設種類別 入所/通園別業務内容比較(大項目)

入所施設の種類別(知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設・ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)、通園施設の種類別(肢体不自由児通園施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、児童デイサービス)のそれぞれについて、業務内容を職種別に整理した結果のデータのみを参考までに以下に掲載した。ただし、施設種別・職種別に分類することによって、それぞれの調査サンプル数が非常に少なくなっている部分があり、データの誤差が生じている可能性が高いので留意が必要である。

a) 児童指導員

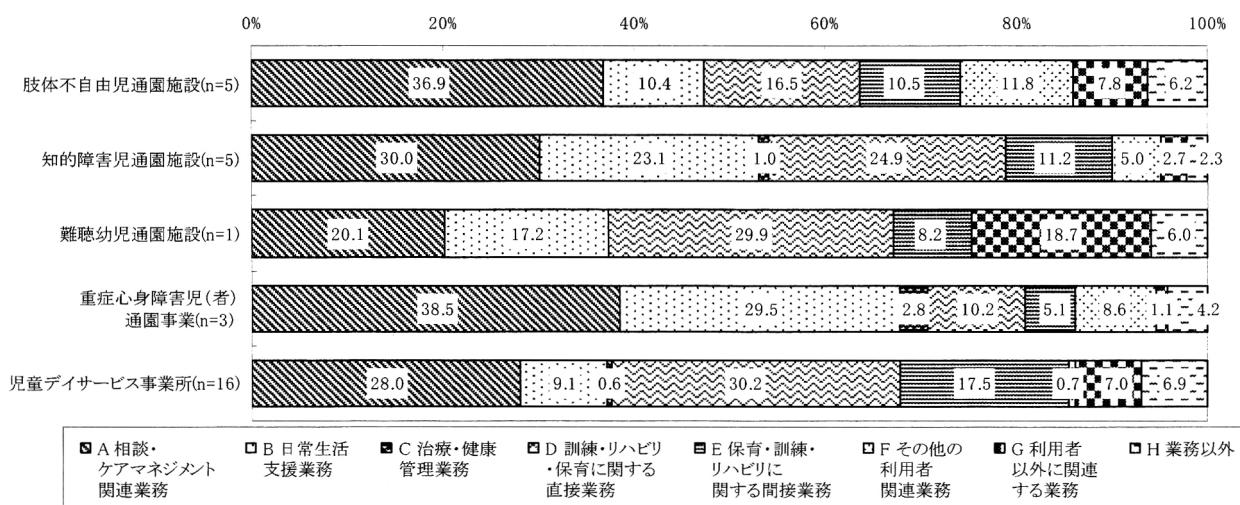
ア) 入所施設

図表 110 児童指導員の業務内容時間別割合(入所施設)



イ) 通園施設

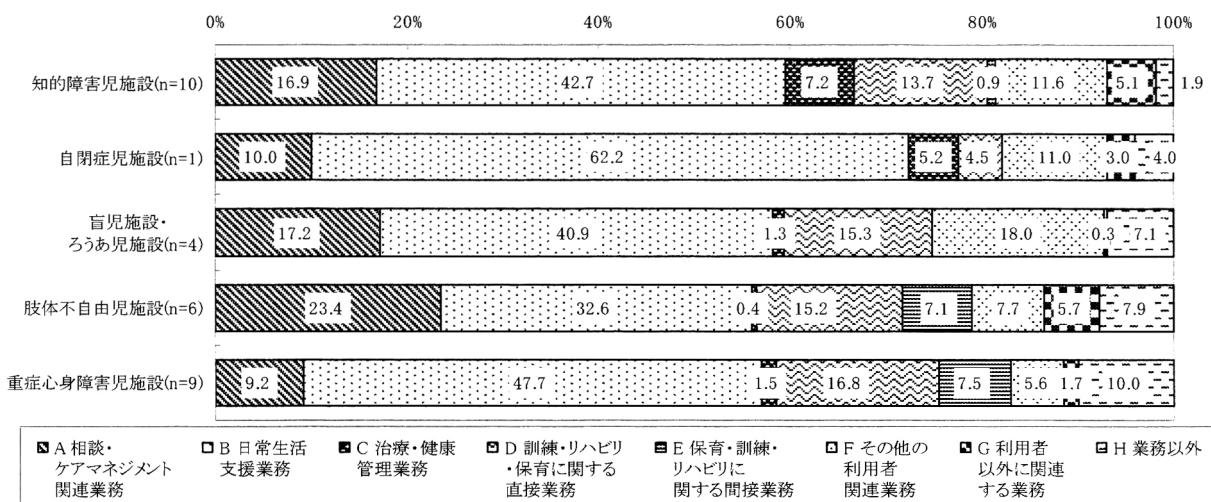
図表 111 児童指導員の業務内容時間別割合(通園施設)



b) 保育士

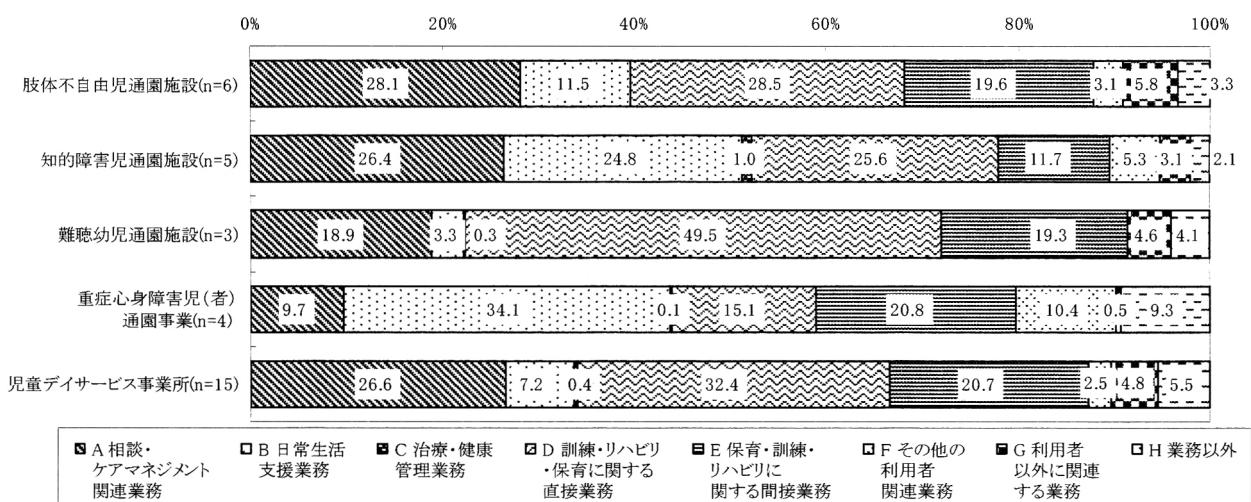
ア) 入所施設

図表 112 保育士の業務内容時間別割合(入所施設)



イ) 通園施設

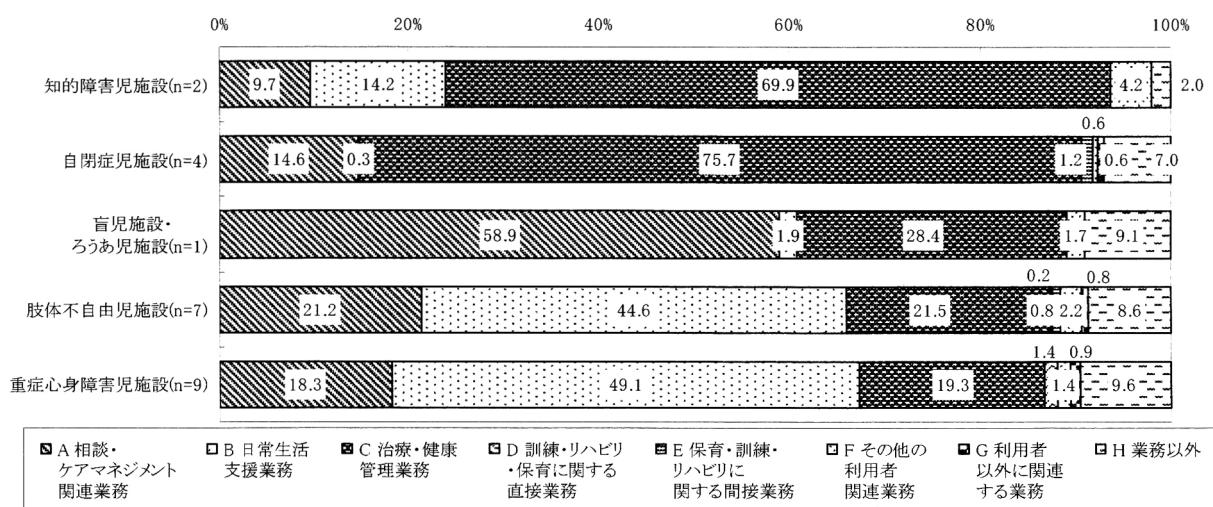
図表 113 保育士の業務内容時間別割合(通園施設)



c) 看護師等

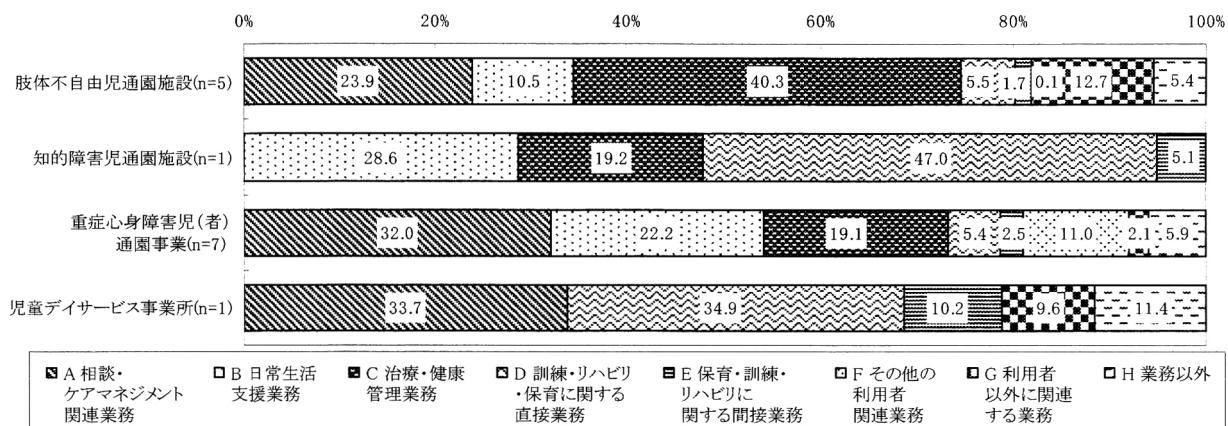
ア) 入所施設

図表 114 看護師等の業務内容時間別割合(入所施設)



イ) 通園施設

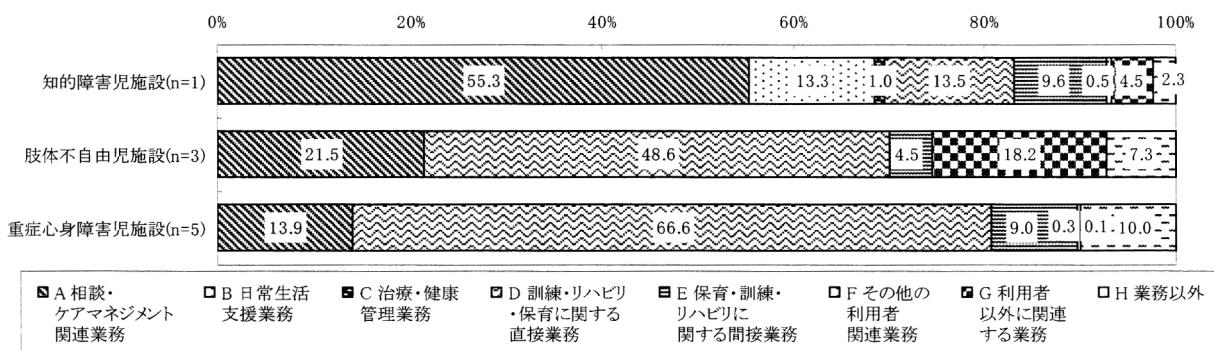
図表 115 看護師等の業務内容時間別割合(通園施設)



d) 療法士

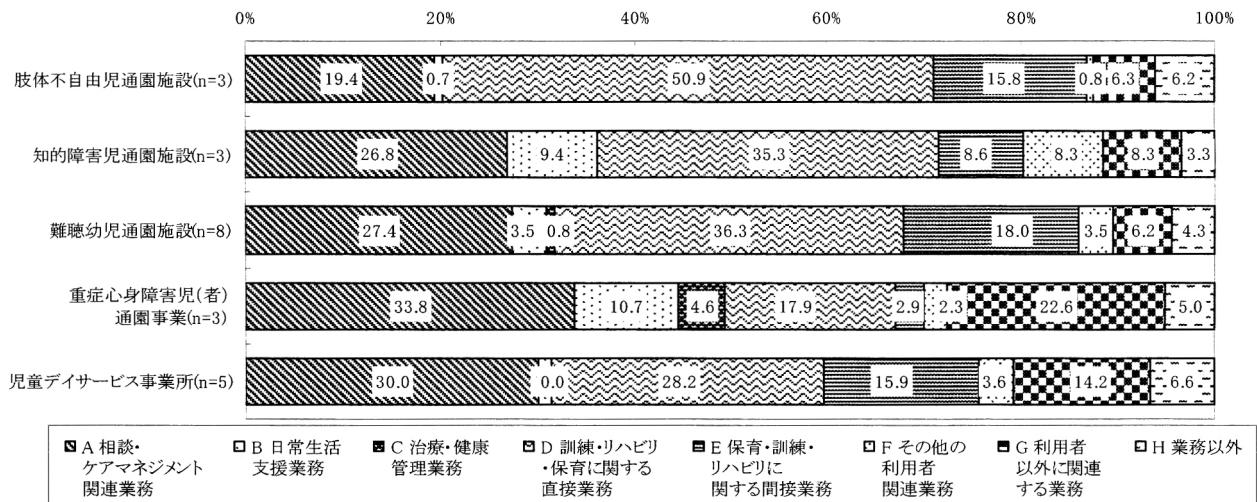
ア) 入所施設

図表 116 療法士の業務内容時間別割合(入所施設)



イ) 通園施設

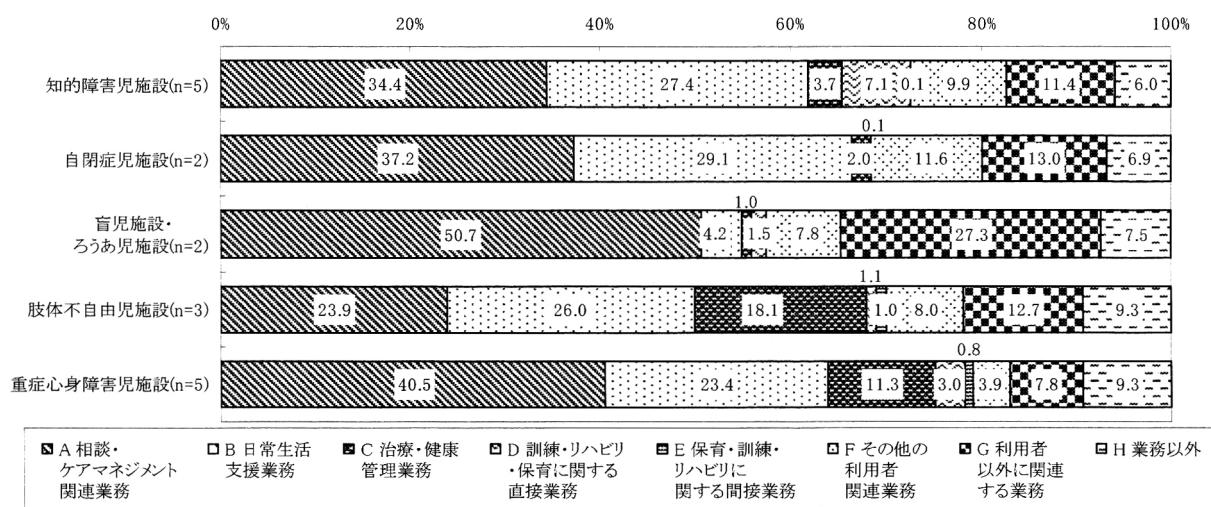
図表 117 療法士の業務内容時間別割合(通園施設)



e) 主任(または管理者)

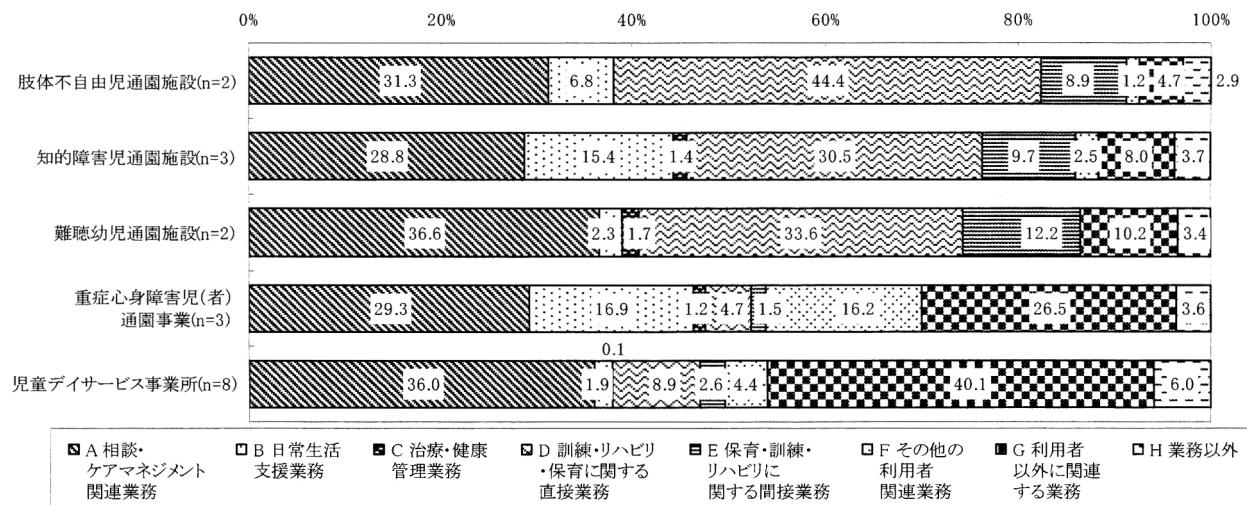
ア) 入所施設

図表 118 主任の業務内容時間別割合(入所施設)



イ) 通園施設

図表 119 主任の業務内容時間別割合(通園施設)



(参考2) 児童指導員の勤務パターン例

各施設種別における児童指導員の勤務パターン例をモデルとして抽出した。なお、一部項目については、省略・統合の上、記載している。

図表 120 知的障害児施設Aにおける児童指導員の勤務パターン例

	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
0時						
1時						
2時						
3時						
4時						
5時						
6時	寝具・リネンの交換等 清潔・整容・更衣・排泄補助等					
7時	集団指導・訓練・リハビリ 食事等		事前準備等			
8時	職員間の連絡・調整 法人内・外部機関等との連絡等	集団指導・訓練・リハビリ		集団指導・訓練・リハビリ		
9時	職員間の連絡・調整 計画・記録作成	職員間の連絡・調整		職員間の連絡・調整		
10時						
11時	職員の食事・休憩時間 集団指導・訓練・リハビリ	集団指導・訓練・リハビリ				
12時	食事、投薬・処置、検査・測定、清潔・整容・更衣・排泄補助等、職員の食事・休憩時間	食事、清潔・整容・更衣・排泄補助等、職員の食事・休憩時間		他院受診援助		
13時				食事、更衣・排泄補助等		
14時	集団指導・訓練・リハビリ	個別指導・訓練・リハビリ		集団指導・訓練・リハビリ		
15時	おやつ等			おやつ等		
16時		他院受診援助		集団指導・訓練・リハビリ		
17時				職員間の連絡・調整	集団指導・訓練・リハビリ	
18時				保護者への説明・相談等	投薬・処置、検査・測定	
19時					食事等	
20時					清潔・整容・更衣・排泄補助等	
21時					学習支援、その他利用者関連業務等	
22時					清潔・整容・更衣・排泄補助等	
23時					職員間の連絡・調整	
24時					集団指導・訓練・リハビリ	
					寝具・リネンの交換、洗濯、掃除	
					その他利用者関連業務	

図表 121 通園施設の児童指導員の1日の勤務例

	肢体不自由児 通園施設B	知的障害児通園施設C	難聴児童通園施設D	児童デイサービスE	重症心身障害児 通園事業実施施先F
8時	リネンの交換、洗濯、掃除				
9時	職員間の連絡・調整、 その他利用者関連業務	職員間の連絡・調整		事前準備等	職員間の連絡・調整
10時	カンファレンス	計画・記録作成		職員間の連絡・調整	起立・体位交換、 その他の訓練・リハビリ・ 保育関連業務等
11時	事前準備等	事前準備等	事前準備等	事前準備等	検査・測定、保護者への 説明・相談等、集団レクリ エーション・あそび
12時	集団母子指導、 おやつ、 起立・体位交換、 体位・姿勢保持等	個別・集団指導、リハビ リ、起立・体位交換等	集団指導・訓練・ リハビリ	集団母子指導	清潔・整容・更衣・ 排泄補助など
13時	食事等	集団指導、食事・おや つ、起立・体位交換等	職員の食事・休憩時間	集団指導・訓練、リハビ リ、集団母子指導、教材 研究・事前準備等	食事・おやつ
14時	その他利用者関連業務	職員の食事・休憩時間	職員の食事・休憩時間	職員の食事・休憩時間	食事・おやつ、 投薬・処置・検査・測定、 職員の食事・休憩時間
15時	職員の食事・ 休憩時間、 その他利用者 関連業務等	保護者への 説明・相談等、 個別・集団指導、 リハビリ、 起立・体位交換等	集団指導・訓練・ リハビリ	計画・記録作成、 教材研究・事前準備	集団レクリエーション
16時	寝具・リネンの交換、 洗濯・掃除	寝具・リネンの交換、 洗濯・掃除	個別指導・訓練・ リハビリ	集団母子指導	おやつ等
17時	その他利用者 関連業務	職員の食事・休憩時間、 計画・記録作成、職員間 の連絡・調整	保護者への 説明・相談等	保護者への説明・相談等	保護者への説明・相談等
18時	教材研究・事前準備	計画・記録策定等	計画・記録策定等	起立・体位交換等	起立・体位交換等
19時	職員間の連絡・調整	職員間の連絡・調整	職員育成・研修	計画・記録作成	計画・記録作成
20時	その他利用者 関連業務	職員間の連絡・調整、 計画・記録作成			職員間の連絡・調整
				法人内・学校・外部機関との連絡等	

第4章 調査結果に対する考察

1. 障害児が利用する施設に対するアンケート調査について

(1) 障害児入所施設・通園施設・関連児童福祉施設

① 施設やサービスについて

施設の設置主体・運営主体について調査したところ、児童自立支援施設が他の14施設種別とは著しく異なつて公的な位置づけが強いことがうかがえる。また、施設・サービスの社会的な普及定着度が増すにつれて設置・運営主体が民間化する傾向が見られる。その意味では通園施設に多様な機関が関与しているのは、その中間状態で民間化への移行途中と考えられる(pp6-8)。

併設施設については、調査対象とした施設の多くが何らかの形で、他の児童福祉施設を併設している傾向が見られた。いずれの障害児施設も、地域の子どもに関する中心的・総合的な支援機関として位置付いていることがうかがえる。医療機関との併設率では知的障害児施設、児童養護施設、児童デイサービスが際だって低い。設立の経緯、施設機能やサービス内容における医療性の高さなど様々な要素が関わっているものとみられる(pp8-9)。

開所時間・休業日については施設種別によって違いがみられた。入所施設は基本的には1年365日の家庭に変わる生活の場であり、休業日は想定されていない。一方、通所・通園機関は家庭で暮らすことを基本として、日中に別の場所で個別的に特殊な発達支援サービスを利用しながら暮らすことを想定しているため、家庭で過ごすための休日・長期休暇をとっているのだろう。また、時間帯については、乳幼児期にあっては連続して訓練や療育サービスを受けるのは困難である。子どもの生活リズムを考えると、サービスを受けるために適切な時間帯は、例えば午前10時から午後3時ぐらいの時間帯である。通園施設は、これらに考慮して、休業日や開所時間数を設定すべきであろう(pp10-15)。また、通園施設の送迎サービスについては、サービス利用者の居住地の広域性、地方性や人口密度、交通事情などの地理性、利用者の年齢等に応じて、サービス提供の必要度が異なるだろう(p15)。

② 職員配置について

職員の配置はすべての施設種別において、平均すると現行の配置基準を超えて手厚い配置がされていることは驚きである。それぞれの施設が努力の中で加配状態にあることがうかがえる。職員の加配状況は、通園施設と入所施設で異なる。財政規模の違い、医療系の入所施設における人員加配等の裁量域の広さなどが背景にあるのだろう(p20)。

職種別に配置を見ると、医師に加えて、子どもの発達支援に關係する専門職(PT、OT、STなど)の導入が遅れている。養成される専門職の絶対数の少なさ、都市部への就職希望の集中、労働条件が見合わないなどの理由から採用希望はあっても就職者がいない可能性がある。また個別支援プログラムやニーズの多様化、家族支援などの視点から多面的なアセスメントに基づくチームアプローチが求められている。本調査では、職種別職員配置の中で「その他療法士」としてしか調査できなかったが、今後はそれらのキーパーソンとしての役割が期待される臨床心理士や発達臨床心理士などの導入が必要であろう(pp16-20)。

③ 利用状況・利用者について

施設の利用状況(稼働率)は、難聴児通園施設、肢体不自由児通園施設で著しく低くなっている。これはもともと、乳幼児期の健康の不安定さ、通園形態から来る保護者の理由での欠席、個別療育を主とするサービス形態などに由来していると考えられる。通園施設の利用状況(稼働率)を正確に把握するためにはさらなる調査が必要であろう(p21)。また本調査では、入所・通園児のみを調査対象としたが、医療施設を併設している障害児施設では外来を受診している子どもの在宅生活を支えているといえる。地域の拠点としての障害児施設の役割に注目すると、外来患者も含めたより幅広い利用者について把握する必要があるだろう。

利用者の年齢は通園施設では障害種別を越えて就学前の乳幼児がほとんどである。しかし肢体不自由児のための施設や難聴児のための施設では地域での資源の少なさからか、就学後もそのまま関係が続いているところがある。通園施設では乳幼児・家族・地域生活の三層構造のそれぞれに対応する機能が求められている(p25)。

利用開始年齢は、通園施設とその他の施設で異なる傾向が見られる。通園施設は3歳以前に利用を開始することが多い。一方、他の施設種別では7歳という就学年齢に利用を開始するケースが少なくない。早期発見・早期療育という視点からの実践はもっぱら通園施設で行われている。「鉄は熱いうちに打て」はもっと多くの関係者の賛同と協力理解があるべきだろう(p26)。

利用期間は通園施設の場合、就学までであることが多い。ただし利用者の低年齢化で平均的にはむしろ利用期間は長くなる傾向にある。障害児のための通園施設だけでなく、地域の多様な育ち機関を連続的・並行的に活用する動きも見えてきている(pp27-29)。

また、入所施設について、利用者数に対する退所/新規入所者数の割合を見ると、重症心身障害児施設や知的障害児施設に比べて、肢体不自由児施設や自閉症児施設のほうが高い。利用者が入れ替わっていく施設と入退所が少なく長期間利用する施設では、性質の違いがあるといえる。(p22)

障害種別についても調査を実施したが、子どもについては判別が難しい。背景には、個々の発達ニーズに注目する視点からトータルに捉える視点までが幅広いこと、発達が未分化状態であること、一つの機能障害が他の機能障害を招来する可能性があることなどがあり、低年齢になるほど障害種別としての明確な区別は困難になる。結果として通園施設はあらゆる種類の障害児が利用しており、その傾向は拡大傾向にある。

自閉症・自閉的傾向の利用者が自閉症児施設に多いのは当然であるが、該当児の多さと利用施設数の少なさなどもあって他の施設種別の利用も目立つ。知的障害児の通園・入所施設の利用者の半数以上が自閉症または自閉的傾向を持っている。ハード面・ソフト面の両面において、自閉症児施設と知的障害児関係施設との共通した条件整備が必要であろう。

また本調査において分類上は障害児施設にはあたらない児童養護施設等・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設も調査対象としたが、これらの施設において障害児が多く利用しているという実態がうかがわれた。特に児童養護施設で知的障害児が多く利用していることは、児童福祉施策のさまざまな歪みを反映したものである(pp30-36)。

身体障害者手帳・療育手帳について尋ねたところ、肢体不自由児のための施設で療育手帳のみを持つ子どもや、知的障害児のための施設で身体障害者手帳のみを持つ子どもなどが少なからずいた。前述のとおり、施設種別ごとの障害の違いが曖昧になりつつある中で、障害種別ごとの手帳そのものにどのような意味があるのだろうか。また通園施設の就学前段階では、手帳の発行に対して慎重な行政のあり方と、保護者側で子どもに障害があることを受容したくないという理由から手帳の取得を固辞する傾向があり、これらを考慮した対応が必要である(pp37-38)。

④ 親の状況や併用サービスについて

乳幼児期中心の通園と、養護性が大きな特徴となっている児童入所とでは、当然のことながら親の状況は異なっている。入所施設と比較して、通園施設では家族と協働する度合いが強い傾向にあるものの、親が若年で経済的に低水準であったり、家族に支援ニーズがあつたりする場合も多い。また、障害受容が不十分で、子育て経験の浅さからの精神的ストレスが高く、夫婦や家族としてまとまりが不十分などの傾向も見られる。このことは障害を持つ子どもを育していくことを通じて、家族そのものが崩壊する可能性が高く、近年その傾向が急速に進行している。また、親がいても親が病気の場合や、虐待・ネグレクト、育児放棄などの場合に施設入所するケースも多い。その意味では要養護性事態を回避し予防するためにも、通園段階で家族支援サービスを充実強化する必要がある(pp40-41)。

これまで、障害児を特別扱いし、専門の施設で療育を行う傾向があったが、近年は障害のある子どももない子どもと同じように保育・教育を受ける統合保育・教育へと転換してきている。本調査でも、障害児のための施設だけでなく、保育所・幼稚園をはじめとした他のサービスを併用している子どもが少なからずいることが明らかになった。障害を踏まえた個別的な発達支援サービスを受けると同時に、そうした育ち環境を確保していくという動きが進んできている。その意味では障害児通園施設での個別的なサービスを利用しながら地域の健常児集団である保育所・幼稚園にも通園することが常態化しつつある。障害があっても普通の暮らしを地域で送っている子どもたちの姿がうかがわれた(pp45-46)。

(2) 幼稚園・児童館

設置・運営主体は、障害児が利用する施設では公設公営・公設民営・社会福祉法人が中心であったが、幼稚園・児童館では公設公営・公設民営・学校法人が多くなっている。また他の障害児福祉施設等との併設は多くない(pp47-48)。

幼稚園の開所時刻は、午前8時台、閉所時刻が午後5時台で、開所時間数は9時間以内という施設が7割であるが、子どもがサービスを受けて過ごす時間は多分この半分ほどではないだろうか(pp48-49)。幼稚園・児童館とも、回答施設の約9割で土日、祝日、年末年始は休みとなっている。この点については就学前の子どもであることから家族と一体化した暮らし・乳幼児期である事などから当然であろう(p49)。

児童館の9割以上、幼稚園の7割以上で、障害児のための専任職員はないものの、障害児のいるクラスやグループに職員を複数配置したり、チームで受け入れたりするなどの方法で受け入れ体制を整えている施設はある。受け入れ体制がある施設、または受け入れた経験がある施設のうち、約4割の施設では、チーム対応をしている(p51)。

児童館・幼稚園の利用者の中に障害児がいるかどうかを尋ねたところ、全体の6割以上の機関で受け入れがされているが、この傾向はさらに進むであろう。また利用者の障害種別をみると、児童館では知的障害児が約4割、自閉症児が約3割、幼稚園では自閉児が約4割、知的障害児が約2割を占めている(p53)。

児童館の6割以上、幼稚園の約9割が、障害児施設、発達障害者センター、児童相談所、医療機関など他機関と連携している。児童館や幼稚園では障害に対する専門性が低いため、他に助けを求めるのは当然であり、誠実な姿勢であろう。地域の障害児通園施設がその資源として機能しているし、期待されている(pp53-54)。

(3) 児童相談所

児童相談所では、障害相談も受け付けているため本調査の調査対象とした。本調査では障害相談を中心に調査を行ったが、虐待相談やその他の相談のなかにも、障害児あるいはグレイゾーンの子どもに関する相談が入っている可能性がある。一方で、地域での様々な子どもに関連する支援を提供する主体が充実し、レベルアップしてきている中で、児童相談所の相談や指導機能が相対的に希薄化してきていると言える。今後、児童相談所と他の地域資源のさらなる連携が必要になってくるだろう。

2. 障害児が利用する施設のサービス内容タイムスタディについて

入所と通園それぞれ 5 種別、計 10 種類の施設について、5 種の職種(児童指導員・保育士・看護師等・療法士・主任)の 227 人の職員のデータが収集できている(pp61)。

業務内容別構成比をみると、通園施設では入所施設と比べて、他の施設の併用利用、関係機関との連携重視、入口・出口的なサービス利用移行支援など、利用者のニーズに特色があるため、相談・ケアマネジメント的な役割が多くなる。通園型では、一日の中の日中のある一部の時間を使って、集中的に、目的が明確化されたサービスを提供するため、有期限・有目的な治療訓練的なサービスも期待される機能である。一方、入所機関では、24 時間サイクルでの生活支援が中心であることから、日常生活支援や健康管理的な業務が多くなる。

職種別に業務内容を比較すると、児童指導員と保育士の機能的な相違はあまり見られないが、看護師や療法士はより明確な機能役割があるため、特徴が出ている。看護師については、通園型の場合は、健康が安定しない乳幼児に対する健康管理の支援や親に対する相談・指導であるが、入所では看護師自身が 24 時間、直接の健康管理を行うため、業務内容・割かれる時間・具体的対応も異なる。一方、療法士については、入所施設と通所施設の違いは比較的少ない(pp62-68)。

また、他職種でのチームアプローチを取り込めば、その分、他職種間での情報共有が必要になり、内部での調整・連絡・打合せなどに割く時間が多くなる。利用する児童に対する直接サービスではない間接業務も、サービスの質を向上させていくためには、不可欠で重要なものである。

また、職員の労働時間は、職種・施設種別を問わず 8 時間を超えているケースがほとんどである。このことは現場での多様化するニーズ、スリム化される人員配置、業務内容の細分化、求められるサービスの高レベル化などに対応するために、時間はどれだけあっても足りない状況であることを示している(pp69-70)。

資料：アンケート調査票

障害児施設調査票

A. 施設の基本情報についてお尋ねいたします。

宛名ラベルに間違いがあった場合はお手数ですが、以下の欄にご記入下さい。

問1 設置主体と運営主体としてあてはまるものをひとつずつ記入して下さい。

(1) 設置主体

(2) 運営主体

【選択肢】

- | | | | | |
|-----------|-----------|-------------|----------|-------------|
| 1. 国 | 2. 都道府県 | 3. 指定都市 | 4. 児童相談所 | 5. その他の市・町村 |
| 6. 独立行政法人 | 7. 社会福祉法人 | 8. 社団・財団・日赤 | 9. 医療法人 | 10. その他 |

問2 併設施設についてお尋ねいたします。併設している施設すべてに○をつけて下さい。

※ 併設とは、同一法人(法人が異なっても理事長が親族など実質的に同一経営の場合を含みます)が、同一または隣接する敷地内で異なる施設を運営する場合をいいます。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 授産施設 | 9. 母子福祉施設 |
| 2. 保護施設(1を除く) | 10. 精神障害者社会復帰施設(1を除く) |
| 3. 老人福祉施設 | 11. その他の社会福祉施設等(1を除く) |
| 4. 身体障害者更生援護施設(1を除く) | 12. 介護老人保健施設 |
| 5. 婦人保護施設 | 13. 病院 |
| 6. 保育所 | 14. 診療所(施設内診療所を除く) |
| 7. 児童福祉施設(保育所を除く) | 15. 障害福祉サービス |
| 8. 知的障害者援護施設(1を除く) | 16. 併設施設はない |

B. サービス提供体制についてお尋ねいたします。

問3 すべて施設の方に開所日についてお尋ねいたします。

問3-1 休業日としてあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | | | | | |
|--------|---------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|
| 1. 月曜日 | 2. 火曜日 | 3. 水曜日 | 4. 木曜日 | 5. 金曜日 | 6. 土曜日 | 7. 日曜日 |
| 8. 祝日 | 9. 年末年始 | 10. お盆 | 11. その他 (具体的に: _____) | 12. 無休 | | |

問3-2 施設として3-1で挙げた以外に1週間以上の長期休暇はありますか。

1. ない 2. ある 

長期休暇がある場合、具体的な時期と期間を、以下の欄にご記入下さい。

問4 通所型施設にお尋ねいたします。開所時間帯についてお尋ねします。

問4-1 開所時刻と閉所時刻をご記入下さい。

- (1) 開所時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分
- (2) 閉所時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分

問4-2 通所型施設にお尋ねいたします。児童に支援を行っている時間をご記入下さい

※ 平均した時間を記入してください。また、送迎を行っている場合は、送迎の時間も含めてください。

- (1) 児童を預かった時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分
- (2) 児童を送り出した時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分

問4-3 通所型施設の方でグループ制を取り入れている施設にお尋ねいたします。

グループごとの児童に支援を行っている時間をご記入下さい。

※ 平均した時間を記入してください。また、送迎を行っている場合は、送迎の時間も含めてください。

※ グループ制度とは、開所時間帯の中において、療育支援体制を区別している制度を指します。詳しくは、平成18年8月24日 厚生労働省障害保健福祉主管課長会議資料 資料4-3の報酬単価の考え方をご参照下さい。

第 1 グ ル ー プ

- (1) 児童を預かった時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分
- (2) 児童を送り出した時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分

第 2 グ ル ー プ

- (1) 児童を預かった時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分
- (2) 児童を送り出した時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分

第 3 グ ル ー プ

- (1) 児童を預かった時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分
- (2) 児童を送り出した時刻 午前・午後 (いづれかに○)

 時

 分

問5 通所型施設にお尋ねいたします。

施設では利用者のための送迎サービスを提供していますか。(いづれかひとつに○)

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 提供している | 2. 提供していない |
|-----------|------------|

問6 すべて施設の方にお尋ねします。

職種別に常勤・非常勤別職員数を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 常勤職員の兼務、および非常勤職員については、その職務に従事した1週間の勤務時間を、

定められている通常の1週間の勤務時間で割り算し、小数点以下第一位を四捨五入して整数でお答え下さい。

なお、正規職員でなくとも、フルタイムで勤務されている方は「常勤」として数えて下さい。

(例) 常勤の勤務時間が40時間の事業所で、週20時間勤務の非常勤職員が4人、常勤職員が3人いる場合、

非常勤職員の常勤換算人数は(20時間÷40時間)×4人=2人。常勤換算合計人数は2人+3人=5人

調査票表紙の宛名ラベルにある施設ならびに事業の職員についてお答え下さい。

例えば、診療所やリハビリテーション施設などを併設している場合、併設施設の専従職員は除いて下さい。

併設施設と兼務している場合、常勤職員ならば「常勤職員」欄に、非常勤職員ならば「非常勤職員」欄に実人数をご記入の上、常勤に換算した合計の人数を「常勤換算合計人数」にご記入下さい。

	常勤職員	非常勤職員	常勤換算合計人数
(1) 施設長	人	人	人
(2) 社会福祉士(再掲)	人	人	人
(3) 児童指導員	人	人	人
(4) 生活指導員	人	人	人
(5) 社会福祉士(再掲)	人	人	人
(6) 母子指導員	人	人	人
(7) 作業指導員	人	人	人
(8) 職業指導員	人	人	人
(9) 保育士・児童生活指導員	人	人	人
(10) 児童自立支援専門員	人	人	人
(11) 児童厚生員	人	人	人
(12) 医師	人	人	人
(13) 保健師	人	人	人
(14) 看護師	人	人	人
(15) 生活支援員	人	人	人
セラピスト	(16) 理学療法士	人	人
	(17) 作業療法士	人	人
	(18) 言語聴覚士	人	人
	(19) その他の療法員	人	人
(20) 介助員	人	人	人
(21) 社会福祉士(再掲)	人	人	人
(22) 栄養士	人	人	人
(23) 調理員	人	人	人
(24) 事務員	人	人	人
(25) 用務員	人	人	人
(26) その他の職員	人	人	人
(27) 合計	人	人	人

問6-2 平成18年11月1日現在の職員配置基準(直接処遇職員のみ)を記入して下さい。

最低基準上の必要職員数	現員(非常勤職員含む。)	加配職員数
人	人	人

C. 施設の利用状況についてお尋ねします。

問7 定員・利用者数についてお尋ねします。

調査票表紙の宛名ラベルにある施設ならびに事業の定員、ならびにその施設に契約して利用している人についてお答え下さい。例えば診療所やリハビリ施設などを併設している場合、それらの施設の利用者は除いてお答え下さい。

問7-1 平成18年11月1日現在の利用定員をご記入下さい

人

問7-2 平成18年11月1日に実際に入所・通所していた利用者数をお答え下さい。

人

※ 上記の調査日が休業日の場合は、翌営業日についてお答え下さい。

問7-3 平成18年11月5日(日)～11日(土)の1週間の稼働率をご記入ください。

% (四捨五入して整数で)

※ 稼働率の算出方法について

入所施設(休みなし)の例: 定員20人、7日間の延べ利用者数が135人の場合、 $135 \text{ 人} \div (20 \text{ 人} \times 7 \text{ 日間}) = 96\%$

通所施設(月～土)の例: 定員15人、その週の延べ利用者数が70人の場合、 $70 \text{ 人} \div (15 \text{ 人} \times 6 \text{ 日間}) = 78\%$

問8 平成18年3月と平成18年11月の各1ヵ月間における新規契約(措置)者数・退所者数をご記入下さい。

(1) 平成18年3月1日～31日の1ヵ月間の新規入所者数／新規契約(措置)者数

人

(2) 平成18年3月1日～31日の1ヵ月間の退所者数／利用中止者数

人

(3) 平成18年11月1日～30日の1ヵ月間の新規入所者数／新規契約(措置)者数

人

(4) 平成18年11月1日～30日の1ヵ月間の退所者数／利用中止者数

人

問9 平成18年3月と平成18年11月の各1ヵ月間における新規契約(措置)者数について、委託経路別の人数をご記入下さい。

	家庭から	一時保護所から	他の児童福祉施設から	その他・不詳	合計
平成18年3月	人	人	人	人	人
平成18年11月	人	人	人	人	人

問10 平成18年3月と平成18年11月の各1ヵ月間における退所者・利用中止者について、利用期間別・理由別に人数をご記入下さい。

問10-1 平成18年3月	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上
(1) 家庭復帰	人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 他の社会福祉施設などへ転所	人	人	人	人	人	人	人	人
(3) 入院	人	人	人	人	人	人	人	人
(4) その他	人	人	人	人	人	人	人	人
(5) 合計	人	人	人	人	人	人	人	人

問10-2 平成18年11月	1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15年以上
(1) 家庭復帰	人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 他の社会福祉施設などへ転所	人	人	人	人	人	人	人	人
(3) 入院	人	人	人	人	人	人	人	人
(4) その他	人	人	人	人	人	人	人	人
(5) 合計	人	人	人	人	人	人	人	人

D. ご利用者の属性についてお尋ねいたします。

問11 平成18年11月1日に実際に利用されていた人について、性・年齢階級別に利用者数を記入して下さい。

(平成18年11月1日現在の年齢でお答え下さい)

調査票表紙の宛名ラベルにある施設の定員、ならびにその施設に契約して利用している人についてお答え下さい。

例えば、診療所やリハビリテーション施設などを併設している場合、それらの施設の利用者は除いてお答え下さい。

	男	女	計
(1) 0歳	人	人	人
(2) 1歳	人	人	人
(3) 2歳	人	人	人
(4) 3歳	人	人	人
(5) 4歳	人	人	人
(6) 5歳	人	人	人
(7) 6歳	人	人	人
(8) 7歳	人	人	人
(9) 8歳	人	人	人
(10) 9歳	人	人	人
(11) 10歳	人	人	人
(12) 11歳	人	人	人
(13) 12歳	人	人	人
(14) 13歳	人	人	人
(15) 14歳	人	人	人
(16) 15歳	人	人	人
(17) 16歳	人	人	人
(18) 17歳	人	人	人
(19) 18歳・19歳	人	人	人
(20) 20歳以上	人	人	人
(21) 合計	人	人	人

問12 平成18年11月1日に実際に利用されていた人について、利用開始時の年齢別の内訳を記入して下さい。

(1) 0歳児	(2) 1歳児	(3) 2歳児	(4) 3歳児	(5) 4歳児	(6) 5歳児	(7) 6歳児	(8) 7~12歳児	(9) 13~15歳児	(10) 16歳以上	(11) 合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

問13 平成18年11月1日に実際に利用されていた人について、それまでの利用期間別の内訳を記入して下さい。

(1) 1年未満	(2) 1~2年未満	(3) 2~3年未満	(4) 3~4年未満	(5) 4~5年未満	(6) 5~10年未満	(7) 10~15年未満	(8) 15年以上	(9) 合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

問14 平成18年11月1日に実際に利用されていた障害児・障害の傾向のある利用者について、主たる障害種別をお答え下さい。※ 重症心身障害の欄については、大島分類1~4に該当する者のみをご記入してください。

1) 知的障害	2) 視覚障害	3) 聴覚障害	4) 言語障害 (聴覚障害なし)	5) 肢体不自由	6) 自閉症 (自閉的傾向も含む)	7) 重症心身障害	8) 左記以外の軽度障害
人	人	人	人	人	人	人	人

問15 平成18年11月1日に実際に利用されていた障害児・障害の傾向のある利用者を障害種別・程度別にお答え下さい。※ 重複している場合には、それぞれの障害をご記入ください。

(1) 知的障害	1) 重度	2) 中度	3) 軽度	4) 不明				
	1) 1級	2) 2級	3) 3級	4) 4級	5) 5級	6) 6級	7) 不明	
(2) 視覚障害	人	人	人	人	人	人	人	人
(3) 聴覚障害	人	人	人	人	人	人	人	人
(4) 言語障害(聴覚障害なし)	人	人	人	人	人	人	人	人
(5) 肢体不自由	人	人	人	人	人	人	人	人
(6) 自閉症 (自閉的傾向も含む)	1) どちらかといえば重度		2) どちらかといえば軽度		3) 不明			
	人		人		人			

問16 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者のうち、身体障害者手帳・療育手帳を持つ利用者の数をお答え下さい。

(1) 身体障害者手帳のみ	(2) 療育手帳のみ	(3) 両方
人	人	人

問17 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者について、利用開始前の所在地別に利用者数をお答え下さい。

(1) 同一市区町村内	(2) 同一県内の他の市区町村内	(3) 県外	(4) その他	(5) 合計
人	人	人	人	人

問18 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者について、利用者の親の状況をお答え下さい。

(1) 両親有	(2) 単親のみ	(3) その他	合計
人	人	人	人

E. ご利用者の日常生活についてお尋ねいたします。

問19 すべての施設にお尋ねいたします。 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者について、利用者の補装具・日常生活用具の所有状況を保有人数別にお答え下さい。

(1) 義肢	人	(9) 車いす・電動車いす	人
(2) 装具	人	(10) 座位保持いす	人
(3) 座位保持装置	人	(11) 起立保持具	人
(4) 盲人安全つえ	人	(12) 歩行器	人
(5) 義眼	人	(13) 頭部保護帽・頭部保持具	人
(6) 眼鏡	人	(14) 排便補助具・取尿器・スマ用装具	人
(7) 点字器	人	(15) 歩行補助つえ	人
(8) 補聴器	人		

問20 入所施設にお尋ねいたします。 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者について、利用者の過去1年間の医療機関への入院の状況(自施設は除く。)についてお答え下さい。

(1) 入院なし	(2) 1~10日	(3) 11~30日	(4) 31日以上	(5) 不詳
人	人	人	人	人

問21 入所施設にお尋ねします。 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者について、就学年齢の利用者について、就学・通学状況についてお答え下さい。

(1) 一般学級	(2) 特殊学級	(3) 盲学校	(4) 聾学校	(5) 養護学校	(6) 訪問学級	(7) 免除	(8) 合計
人	人	人	人	人	人	人	人

問22 通所施設にお尋ねします。 平成18年11月1日に実際に利用されていた利用者のうち、他の通所施設(保育所や障害児通園施設など)を利用している利用者はいますか。

1. いる  問22-1 にお進み下さい。 2. いない ⇒ 質問は以上です。

問22-1 他の通所施設を利用している利用者数がいる施設に、そのような利用者についてお尋ねします。

通所施設の種類別に利用者の数をお答えください。

(1) 保育所	(2) 幼稚園	(3) 小学校等	(4) 他の障害児通園施設	(5) 児童デイサービス
人	人	人	人	人

問22-2 他の通所施設を利用している利用者数がいる施設に、そのような利用者についてお尋ねします。

他の通所施設の利用頻度について、それぞれ該当する児童数をお答えください

(1) 週3回以上	(2) 週2回	(3) 週1回	(4) 月2~3回	(5) 月1回	(6) 月1回未満
人	人	人	人	人	人

質問は以上です。お手数ですが、今一度二重枠で囲ってあります「合計」欄が内訳の合計に一致していることをご確認のうえ、返信用封筒にてご返送ください。長時間にわたりご回答ありがとうございました。

幼稚園・児童館 調査票

A. 施設の基本情報についてお尋ねいたします。

宛名ラベルに間違いがあった場合はお手数ですが、以下の欄にご記入下さい。

--	--

問1 設置主体と運営主体としてあてはまるものをひとつずつ記入して下さい。

(1) 設置主体

(2) 運営主体

【選択肢】

- | | | | | |
|-----------|------------|-------------|---------|-------------|
| 1. 国 | 2. 都道府県 | 3. 指定都市 | 4. 中核市 | 5. その他の市・町村 |
| 6. 独立行政法人 | 7. 社会福祉法人 | 8. 社団・財団・日赤 | 9. 医療法人 | 10. 学校法人 |
| 11. 宗教法人 | 12. NPO 法人 | 13. 営利法人 | 14. その他 | |

問2 併設施設についてお尋ねいたします。併設している施設すべてに○をつけて下さい。

※ 併設とは、同一法人(法人が異なっても理事長が親族など実質的に同一経営の場合を含みます)が、同一または隣接する敷地内で異なる施設を運営する場合をいいます。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 1. 保護施設 | 9. 精神障害者社会復帰施設 |
| 2. 老人福祉施設 | 10. その他の社会福祉施設等 |
| 3. 身体障害者更生援護施設 | 11. 幼稚園 |
| 4. 児童館 | 12. 病院・診療所(施設内診療所を除く) |
| 5. 保育所 | 13. 介護老人保健施設 |
| 6. 児童福祉施設(4、5を除く) | 14. 障害福祉サービス(具体的に: _____) |
| 7. 知的障害者援護施設 | 15. 1~14 のいずれの施設も併設していない |
| 8. 母子福祉施設 | |

B. サービス提供体制についてお尋ねいたします。

問3 開所日・開所時間帯についてお尋ねします。

問3-1 開所時刻と閉所時刻をご記入下さい。

- (1) 開所時刻 午前・午後(いずれかに○) 時 分
- (2) 閉所時刻 午前・午後(いずれかに○) 時 分

問3-2 休業日としてあてはまるものすべてに○をつけて下さい。

- | | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------------------|--------|--------|--------|
| 1. 月曜日 | 2. 火曜日 | 3. 水曜日 | 4. 木曜日 | 5. 金曜日 | 6. 土曜日 | 7. 日曜日 |
| 8. 祝日 | 9. 年末年始 | 10. お盆 | 9. その他(具体的に: _____) | 10. 無休 | | |

問3-3 施設として3-2で挙げた以外に1週間以上の長期休暇はありますか。

1. ない 2. ある ⇒ ==> (具体的な時期と期間: _____)

問4 平成18年11月1日現在の職員数を職種別に常勤・非常勤別職員数を常勤換算人数で記入して下さい。

※ 常勤職員の兼務、および非常勤職員については、その職務に従事した1週間の勤務時間を、定められている通常の1週間の勤務時間で割り算し、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までお答え下さい。なお、正規職員でなくとも、フルタイムで勤務されている方は「常勤」として数えて下さい。

(例) 常勤の勤務時間が40時間の事業所で、週20時間勤務の非常勤職員が3人、常勤職員が4人いる場合、非常勤職員の常勤換算人数は(20時間÷40時間)×3人=1.5人。常勤換算合計人数は1.5人+4人=5.5人

	常勤実人数(整数)	非常勤実人数(整数)	常勤換算合計人数 (小数点以下1位まで)
(1) 所長・園長・館長	人	人	. 人
(2) 副所長・教頭・副館長	人	人	. 人
(3) 保育士	人	人	. 人
(4) 教諭	人	人	. 人
(5) 医師・歯科医師・薬剤師	人	人	. 人
(6) 保健師・看護師	人	人	. 人
(7) 栄養士	人	人	. 人
(8) 調理員	人	人	. 人
(9) 事務員	人	人	. 人
(10) 用務員	人	人	. 人
(11) その他の職員	人	人	. 人
(12) 合計	人	人	. 人

問5 貴施設に障害児のための専任職員はいますか。ひとつだけ○をつけてください。

1. いない 2. 1人 3. 2人 4. 3人 5. 4人 6. 5人以上

問6 貴施設における障害児のための特別な体制について、最も近いものにひとつだけ○をつけてください。

1. 障害児のいるクラスやグループの担当スタッフを複数配置し、チームで対応している
2. 障害児のための専任の保育士・教諭に任せている(チームで実施していない)
3. その他(具体的に: _____)
4.これまで障害児対応をしたことは一度もない

問7 障害児に関連した職員加配にかかる費用を受給していますか。ひとつだけ○をつけてください。

1. 受給している 2. 受給していない 3. 障害児に関連した職員加配をしていない

C. 施設の利用状況・サービスについてお尋ねします。

問8 幼稚園にお尋ねします。平成18年11月1日時点の利用定員をお答え下さい。

問9 幼稚園・児童館の両方にお尋ねします。

平成18年11月1日時点に実際に通所・通園した児童数をご記入下さい。

人

※ 上記の調査日が休業日の場合は、翌営業日についてお答え下さい。

問10 児童館にお尋ねします。放課後児童クラブを実施していますか

1. 実施している 2. 実施していない ⇒ 設問は以上です。

放課後児童クラブを実施していない児童館の方は、設問は以上です。以下は回答不要ですので、回答を終了し、封筒に入れて返送して下さい。幼稚園ならびに放課後児童クラブを実施している児童館の方はお手数ですが引き続きご回答をお願いいたします。

D. 障害児への対応状況についてお尋ねします。

問 11 貴施設には、現在、障害児あるいは軽度でも障害の傾向のある利用者はいますか。

手帳がなくても、あるいは医師の診断がなくても、障害の傾向がある児童がいれば「いる」とお答え下さい。

1. いる 2. いない ⇒問 15までお進み下さい。

問 12 貴施設を利用されている障害児・障害の傾向のある利用者を障害種別にお答え下さい。

※ 重複障害でも、「(1) 主たる症状」欄は1人の利用者につき1つの症状を選んでご記入ください。

「(2) すべての症状」欄は、複数障害の場合は、1人の利用者につき複数の障害にご記入下さい。

	1) 知的障害	2) 視覚障害	3) 聴覚障害	4) 言語障害(聴覚障害なし)	5) 肢体不自由	6) 自閉症(自閉的傾向も含む)	7) 左記以外の障害	8) 合計
(1) 主たる症状	人	人	人	人	人	人	人	人
(2) すべての症状	人	人	人	人	人	人	人	人

問 13 貴施設を利用されている障害児・障害の傾向のある利用者を主たる障害種別・程度別にお答え下さい。

	1) 重度	2) 中度	3) 軽度	4) 不明				
	1) 1級	2) 2級	3) 3級	4) 4級	5) 5級	6) 6級	7) 不明	
(1) 知的障害	人	人	人	人	人	人	人	人
(2) 視覚障害	人	人	人	人	人	人	人	人
(3) 聴覚障害	人	人	人	人	人	人	人	人
(4) 言語障害(聴覚障害なし)	人	人	人	人	人	人	人	人
(5) 肢体不自由	人	人	人	人	人	人	人	人
	1) どちらかといえば重度	2) どちらかといえば軽度	3) 不明					
(6) 自閉症(自閉的傾向も含む)	人	人	人	人	人	人	人	人

問 14 身体障害者手帳・療育手帳を持つ利用者の数をお答え下さい。

(1) 身体障害者手帳のみ	人	(2) 療育手帳のみ	人	(3) 両方	人
---------------	---	------------	---	--------	---

E. 専門機関との連携状況についてお尋ねします。

問 15 障害児対応に関して、貴施設ではどのような専門機関と連携していますか。

(「連携」の内容については、次の問 16をご覧ください)あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 1. 障害児入所施設(各種障害児施設等) | 5. 医療機関 |
| 2. 障害児通所施設(障害児通園施設、児童デイサービス等) | 6. 保健所・保健センター |
| 3. 発達障害者支援センター | 7. その他 (具体的に:) |
| 4. 児童相談所 | 8. 連携している専門機関はない |

問 16 専門機関との連携の内容について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 1. 障害児受け入れの空き状況など相互の情報交換 | 5. 専門機関による病気、けが、症状の急変時の対応 |
| 2. 専門機関による専門員、医師等の派遣 | 6. 専門機関による保育時間外の受け入れ |
| 3. 専門機関による障害児対応の専門知識の提供 | 7. 専門機関による保育所への送迎 |
| 4. 専門機関による電話相談の実施 | 8. その他 (具体的に:) |

児童相談所調査票

A. 施設の基本情報についてお尋ねいたします。

宛名ラベルに間違いがあった場合は以下の欄にご記入下さい。

B. サービス提供体制についてお尋ねいたします。

問1 平成18年11月1日現在の職員数を職種別に常勤・非常勤別職員数を記入して下さい。

※ 常勤職員の兼務、および非常勤職員については、その職務に従事した1週間の勤務時間を、定められている通常の1週間の勤務時間で割り算し、小数点以下第一位を四捨五入して整数でお答え下さい。
なお、正規職員でなくとも、フルタイムで勤務されている方は「常勤」として数えて下さい。

(例) 常勤の勤務時間が40時間の事業所で、週20時間勤務の非常勤職員が4人、常勤職員が3人いる場合、
非常勤職員の常勤換算人数は(20時間÷40時間)×4人=2人。常勤換算合計人数は2人+3人=5人

	常勤実人数	非常勤実人数	常勤換算 合計人数
(1) 所長	人	人	人
(2) スーパーバイザー	人	人	人
(3) 児童福祉司	人	人	人
(4) うち担当区域を有する児童福祉司 (児童福祉法施行令第2条に基づく児童福祉司)	人	人	人
(5) 相談員	人	人	人
(6) 児童心理司	人	人	人
(7) 医師	人	人	人
(8) 合計	人	人	人

C. 施設の利用状況および対応状況についてお尋ねします。

問2 平成18年3月1日～31日ならびに平成18年11月1日～30日のそれぞれの1ヵ月間における

(1) 年齢別受付状況と(2) 内訳別の障害相談受付状況(件数)および対応結果別をご記入下さい。
※ 解答欄は次頁です。

問2-1 平成18年3月1日～31日受付分

(1) 年齢別内訳	障害相談						その他 相談	合計
	肢体 不自由 相談	視聴覚 障害 相談	言語発達 障害等 相談	重症心身 障害 相談	知的障害 相談	自閉症 相談		
0歳								
1歳								
2歳								
3歳								
4歳								
5歳								
6歳								
7歳								
8歳								
9歳								
10歳								
11歳								
12歳								
13歳								
14歳								
15歳								
16歳								
17歳								
18歳以上								
合計								

(2) 処理の種類別 内訳	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
	障害相談						その他 相談	合計
肢体 不自由 相談	視聴覚 障害 相談	言語発達 障害等 相談	重症心身 障害 相談	知的障害 相談	自閉症 相談			
面接 指導	助言指導							
	継続指導							
	他機関斡旋							
児童福祉司・児童委員・児童家庭支援センター指導・指導委託								
福祉事務所送致または通知								
児童福祉 施設	入所							
	通所							
その他								
合計								

問2-2 平成18年11月1日～30日受付分

(1) 年齢別内訳	障害相談						その他 相談	合計
	肢体 不自由 相談	視聴覚 障害 相談	言語発達 障害等 相談	重症心身 障害 相談	知的障害 相談	自閉症 相談		
0歳								
1歳								
2歳								
3歳								
4歳								
5歳								
6歳								
7歳								
8歳								
9歳								
10歳								
11歳								
12歳								
13歳								
14歳								
15歳								
16歳								
17歳								
18歳以上								
合計								

(2) 処理の種類別 内訳	障害相談						その他 相談	合計
	肢体 不自由 相談	視聴覚 障害 相談	言語発達 障害等 相談	重症心身 障害 相談	知的障害 相談	自閉症 相談		
面接	助言指導							
指導	継続指導							
	他機関斡旋							
児童福祉司・児童委員・児童家庭支援センター指導・指導委託								
福祉事務所送致または通知								
児童福祉	入所							
施設	通所							
その他								
合計								

資料：タイムスタディ調査票

タイムスタディ 記入シート (ホチキスでとめてある7枚が1人分です。ホチキスは外さずにご記入・ご返送下さい。)

調査日	月 日 ()	勤務状況(ひとつに○)	1. 勤務日	2. 代休日	3. 年休日
職種(ひとつに○)	1. 児童指導員 2. 保育士 3. 看護師等 4. 療法士(具体的に:) 5. 主任				
時間帯	業務コード 最大3つまで回答可	備考(もしあれば)	時間帯	業務コード 最大3つまで回答可	備考(もしあれば)
0:00～ :29			12:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
1:00～ :29			13:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
2:00～ :29			14:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
3:00～ :29			15:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
4:00～ :29			16:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
5:00～ :29			17:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
6:00～ :29			18:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
7:00～ :29			19:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
8:00～ :29			20:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
9:00～ :29			21:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
10:00～ :29			22:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		
11:00～ :29			23:00～ :29		
:30～ :59			:30～ :59		

※ 出勤時刻以前および終業時刻以降は「業務コード」欄に斜線を引いて下さい。

※ 兼務職員で、調査対象施設ではない併設施設等の業務をしている時間についてはコード「G4」をご記入下さい。

タイムスタディ 業務コード一覧

■利用者(入所児童や通園児童)に関する業務	
A 相談・ケアマネジメント関連業務	
A1	利用者本人に対する面談・面接・相談、心理的サポートなど (ホームシック・けんか・叱られたときのサポートも含む)
A2	利用者の保護者や家族に対する説明・相談・指導・助言など
A3	支援計画・記録に関する業務 (書類や記録の作成・整理・点検、年間計画・目標の作成、外出の計画、保育・訓練・リハビリプログラムの記録の管理、外泊前後の記録等)
A4	施設内職員間の連絡・調整(ケース会議・職員会議・上司や同僚への連絡・人的配置の調整・仕事の割り振り等)
A5	法人内・学校・外部他機関との連絡・調整・会議
A6	その他の相談支援・ケアマネジメント業務
B 日常生活支援業務	
B1	清潔・整容・更衣・入浴(シャワーや洗髪のみも含む)・排泄(生理へのサポート・介助も含む)
B2	食事・おやつ (準備や片付けも含む)
B3	起居・体位交換・体位・姿勢保持・移乗・移動 (装具作成・装具装着・車椅子などの整備も含む)
B4	寝具・リネンの交換・洗濯・掃除 (その他施設内外の清掃・管理・除雪なども含む)
B5	物品管理・金銭管理、入所者依頼の買い物、電話の取次ぎやサポート
B6	危険防止などのための見回り・巡回
B7	その他の専門的生活介護業務
C 治療・健康管理業務	
C1	投薬・処置・検査・測定(治療・健康管理的な測定であり、訓練関連の測定はDに入れてください)
C2	院内診療介助・援助
C3	他院受診援助(通院に関する送迎を含む)
C4	その他の治療・健康管理業務
D 訓練・リハビリ・保育に関する直接業務	
D1	個別指導・訓練・リハビリテーション
D2	集団指導・訓練・リハビリテーション(通所の食事時間を含む)
D3	個別レクリエーション・あそび (学校以外の外部イベントへの個別参加付き添いも含む)
D4	集団レクリエーション・あそび (季節行事・誕生日会などの準備・実施、学校以外の外部イベントへの集団参加付き添いも含む)
D5	個別母子指導 (保育も含む)
D6	集団母子指導 (保育も含む)
D7	その他の訓練・リハビリ・保育関連業務
E 保育・訓練・リハビリに関する間接業務	
E1	教材研究・事前準備 (保育・訓練・リハビリプログラムの教材研究、教材作成、教材事前準備など)
E2	カンファレンス(保育・訓練・リハビリプログラムの事前・事後打ち合わせなど)
F その他の利用者関連業務	
F1	業務宿直における待機時間 (宿直時間中でもA～Eを実施した時間は除く)
F2	事務宿直における待機時間 (仮眠・休憩時間など)
F3	通学時・その他の送迎、学校行事(行事・遠足・修学旅行等)への参加付き添い(※ 通院に関する送迎を除く)
F4	学習支援・宿題サポート
F5	その他の利用者関連業務
■利用者(入所児童や通園児童)以外に関する業務	
G 利用者(入所児童や通園児童)以外に関する業務	
G1	個人・児童相談所・学校などからの相談対応
G2	施設案内・地域対応・地域支援 (ボランティアや学生への対応も含む)
G3	職員育成・研修
G4	利用者以外に関するその他の業務 (※兼務職員等で調査対象施設外で勤務していた時間はここに含めて下さい)
G5	その他、分類できない業務 (上記のいずれにもあてはまらない書類の作成や会議などはここに含めて下さい)
■業務以外	
H 業務以外	
H1	食事・休憩時間 (事務宿直における仮眠時間などは除く)
H2	その他の時間

※ できるだけ個別の業務に分類して下さい。「その他」にはどうしても収まらないものだけを入れて下さい。

平成 18 年度
障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究
報告書

編集 株式会社 日本総合研究所

発行 財団法人 こども未来財団

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-3-1 西新橋 TS ビル 8 階

TEL 03-6402-4825

無断転載を禁じます

